

**復興事前準備の主流化に向けた  
取組事例集**

令和4年12月

## 目次

序章 復興事前準備の主流化に向けた取組事例集について	… 1
1 目的	… 1
2 利用対象	… 2
3 事例集の構成	… 2
第1章 復興事前準備について	… 3
1 復興事前準備とは	… 3
2 過去の大規模災害から教訓	… 4
3 ガイドラインにおける復興事前準備の取組の流れ	… 5
4 復興事前準備を進めることのメリット	… 7
第2章 復興事前準備の主流化に向けた課題と現状	… 8
第3章 復興事前準備の取組事例の解説	… 14
1 事例整理の視点	… 14
2 復興事前準備着手の「きっかけ」と必要性の理解を広げる取組	… 15
3 復興事前準備の進め方	… 19
4 取組項目別の留意点	… 31
第4章 復興事前準備の取組事例	… 41
1 事例一覧	… 41
2 事例	… 43
第5章 都道府県による復興事前準備の取組事例	…147
1 取組の概要	…147
2 事例	…148

# 序章 復興事前準備の主流化に向けた取組事例集について

## 1 目的

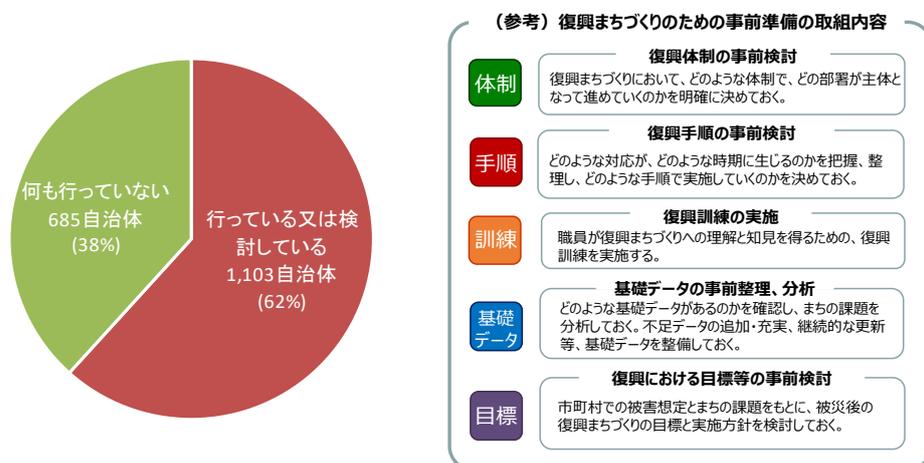
本事例集では、自治体における復興事前準備の取組を一層促進し、主流化するため、復興事前準備の取組の状況や課題を整理し、取組の着手・実施段階において参考となる先進自治体の取組をとりまとめる。

大規模災害からの復興において、平時からの事前の準備を行っていない状況で復興まちづくりに取り組む場合、被災後にゼロから検討・合意形成を行うことになり、着手の遅れが被災者の避難所や応急仮設住宅への滞在の長期化等につながるほか、事業の過大化・長期化が造成宅地の空き区画の発生や人口流出等の課題を招く恐れがある。

国土交通省では、地方公共団体が被災後に早期かつ確に市街地復興計画を策定できるよう、平時から復興まちづくりのための準備をする復興事前準備の取組を推進するため、平成30年7月に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」を策定し、これまで、ガイドラインの周知・普及を通じて地方公共団体の取組を推進してきたところである。

地方公共団体の復興事前準備の取組状況については、令和3年7月末時点で着手率が約62%となっており、一定程度定着してきているものの、引き続き、取組を普及させ、主流化していく必要がある。

図 復興事前準備の着手状況



令和3年7月末時点

復興事前準備の取組は、市町村の規模や被害想定等を踏まえて、市町村ごとに創意工夫しながら進めることが重要である。

本事例集は、全国の市町村における復興事前準備の事例をとりまとめ、その着手の経緯や取組内容について解説、紹介するものである。

## 2 利用対象

**本事例集の利用対象者は、主に復興まちづくりの主体となる市町村としている。**

復興計画の策定や各種復興事業の実施主体は市町村となる。そのため、本事例集の主な利用対象者は、復興まちづくりの主体となる市町村としている。

加えて、都道府県が市町村の取組を支援することも重要であることから、そのような都道府県による取組も整理しており、都道府県にも参考になるものとしている。

## 3 事例集の構成

本事例集の構成は下表のとおりとする。

表 本事例集の構成

	概要
第1章 復興事前準備について	・ “復興まちづくりのための事前準備ガイドラインの概要”、“過去の大規模災害からの教訓”と“復興事前準備を進めることによるメリット”を整理する。
第2章 復興事前準備の主流化に向けた課題と現状	・ 令和3年度の復興事前準備の取組状況調査（アンケート調査）、事例収集、ヒアリング、伴走支援を通じて復興事前準備の取組に着手・実施する際の課題を整理する。
第3章 復興事前準備の取組事例の解説	・ 第2章で整理した主流化に向けた課題を踏まえて、復興事前準備を進める上でのきっかけ、進め方と、取組内容（体制、手順、訓練、基礎データ、目標）別の留意点を整理する。
第4章 復興事前準備の取組事例	・ 復興事前準備の取組の事例を整理する。
第5章 都道府県による復興事前準備への取組事例	・ 都道府県の復興事前準備の取組が、県内市町村の取組状況に大きく影響していることを踏まえ、都道府県による市町村の復興事前準備の取組を支援する内容を整理する。

# 第1章 復興事前準備について

## 1 復興事前準備とは

**復興事前準備とは、「平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと」をいう。**

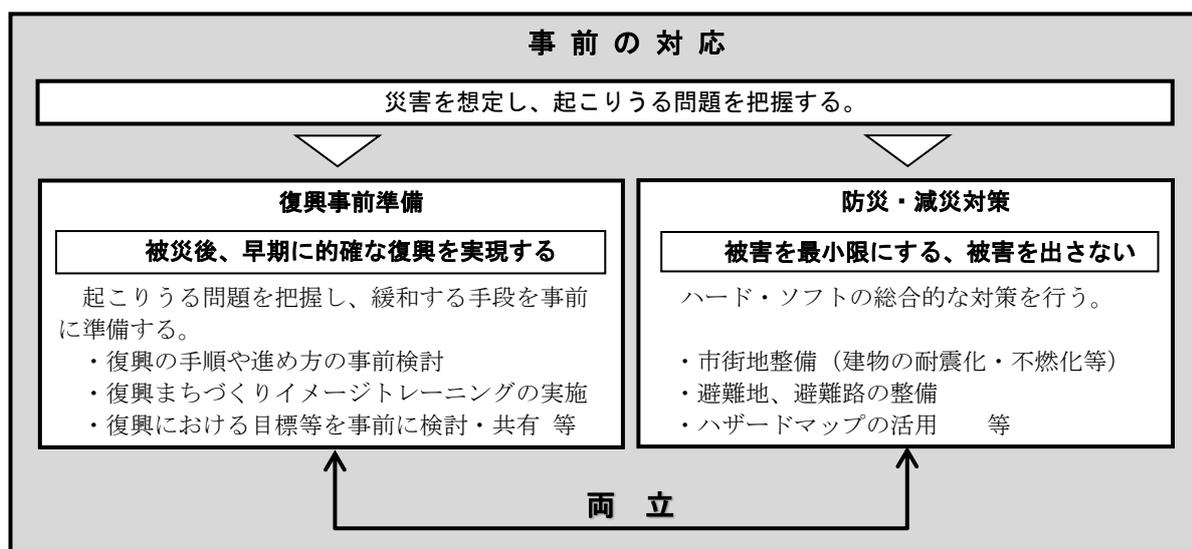
東日本大震災以前は、主として地震等の災害が発生しても、被害を出さないようにするという考え方のもと、建物の耐震化や防潮堤の整備等を行う「防災対策」が進められてきた。

東日本大震災後、「防災対策」は多大な予算と時間を要し、これだけに頼ることは現実的ではなく、むしろ一定の被害を前提としつつも、限られた時間と予算の中で、災害時にその被害を最小化するという「減災」の考え方も取り入れ、総合的に「防災・減災対策」を事前の対応として進めてきた。

一方、実際に被災した場合には、早期の復興まちづくりが強く求められ、復興まちづくりを早期かつ的確に行うため、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておくことが必要である。そのため、「防災・減災対策」と並行して、「復興事前準備」の取組を進めておくことが重要である。

ガイドラインでは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことを、「復興事前準備」としている。

図 ガイドラインにおける復興事前準備の位置づけ



## 2 過去の大規模災害からの教訓

東日本大震災からの復興まちづくりの教訓として、「まちの将来像を平時から検討しておくことが、被災時の復興計画の素地になり得ること」が示されている。

また、台風や浸水被害からの復興に向けた教訓でも、復興まちづくりのための事前準備を平時から進めておくことの重要性が示されている。

### (1) 東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会

東日本大震災から10年が経過した令和2年度に開催された「東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会」のとりまとめでは、市街地復興事業（防災集団移転促進事業・土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業）の経験やノウハウのほか、今後の復興まちづくりへの教訓として、まちの将来像を平時から検討しておくことの重要性や、発災前からの復興まちづくりの検討の重要性等が指摘されている。

#### 今後の復興まちづくりへの教訓

大災害は社会トレンドを加速させ、人口減少や過疎化など、長期的な変化が即座に発生。事前に備えていないことを被災時に実施することは困難であることから、まちの将来像を平時から真摯に検討しておくことが、被災時の復興計画の素地となり得る。

大災害が起こる前に、基礎情報の収集・分析、被災後の復興まちづくりを考えながら、立地適正化計画等を活用しつつ、持続可能な将来のまちづくりの検討をしっかりと進めることで円滑かつ適切な復興につながる。

### (2) 近年の水害時の復興における教訓

令和元年の台風第15号・第19号襲来時の被災からの復興では、被災者の早期の生活再建に向け、「廃棄物・土砂の撤去」、「応急的な住まいの確保」、「停電、断水の解消」、「地域住民の交通手段の確保」など緊急的な対応が数多く発生し、被災自治体はその対応に追われた。被災の程度が大きかったいくつかの市町村は、復興まちづくりの議論を同時並行的に行うこととなった。

住民が安心感を持って生活の再建に取り組むためには、単に応急復旧だけではなく、将来のまちの姿や生活の姿を見通しながら、迅速かつ的確に復興まちづくりに向けた対応を行うことが必要であることが教訓として挙げられている。

### 3 ガイドラインにおける復興事前準備の取組の流れ

市町村における復興事前準備の進め方として、ガイドラインではステージ・Step方式を示し、市町村の復興事前準備の取組状況に応じて、各ステージ・Stepに示した達成目標をもとに各々で目標設定を行い、段階的に取り組むことができるようにしている。

市町村の取組を促すために、ステージ・Step方式を採用している。【基礎編】では、2つのステージ、6つのStepを、【応用編】では1つのステージ、2つのStepを、【フォローアップ】で3つのStepをそれぞれ設定している。

図 復興まちづくりのための事前準備の取組の流れ フロー図

ステージ・フォローアップ	達成目標	復興事前準備の取組
【基礎編】	<b>ステージ1</b> 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取組状況を確認する	<b>Step 1 復興事前準備の取組内容を学び、その必要性に気づく</b> 1 まちづくり部局において復興事前準備の必要性に気づく 2 庁内に復興事前準備の取組内容とその必要性の理解を広げる
	<b>ステージ2</b> 復興事前準備に取り組む	<b>Step 2 自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する</b> 1 復興事前準備の取組状況の概要をチェックシートで確認する 2 復興事前準備に必要な基礎データの整備状況を確認する
		<b>Step 3 まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を集約し、共有する</b> 1 まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を集約する 2 課題について、関係する部署と認識を共有する
		<b>Step 4 復興事前準備の必要性を問いかけ、復興まちづくりの課題を認識する</b> 実施条件を定めて、繰り返し実施することで課題認識を深め、市街地復興の方針、政策を検討しておく ・過去の災害復興等の勉強会・講習会を開催する ・まち歩きを実施して、市街地復興を進める上での課題を検討する ・復興まちづくりイメーজトレーニングを実施する
		<b>Step 5 復興体制と復興手順を検討する</b> 1 復興体制を整備する 2 復興手順を作成する
		<b>Step 6 計画に復興事前準備の取組を位置づける</b> 1 地域防災計画に、復興事前準備の取組を位置づける ・地域防災計画に、復興体制、復興手順と復興訓練を位置づける。 2 市町村マスタープランに、復興事前準備の取組を位置づける ・復興事前準備への取組の熟度に応じて、市町村マスタープランに復興まちづくりの実施方針を位置づける
【応用編】	<b>ステージ3</b> 事前復興計画づくりに取り組む	<b>Step 7 事前復興計画を策定する</b> ・復興まちづくりのための事前準備計画を策定する ○事前復興計画の内容の例 復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針
	・被災後、直ちに基礎データを活用できるよう整備する	<b>Step 8 基礎データを整備する</b> 1 基礎データを充実、更新、保管する 2 地籍調査を事前に実施する
【フォローアップ】	・事前復興計画の学習と、ケーススタディを繰り返すことで職員の実務能力の習熟を図る ・被災後、限られた人員で効率的に復興まちづくりに対応できるようにする	<b>Step 1 職員の復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施する</b> 1 事前復興計画の復興体制、復興手順等を学習する 2 事前復興計画をもとに、即地的に具体の地区が被災した場合のケーススタディを復興訓練として行う
	・住民への意識啓発と、個々の課題や対応の探り出しを繰り返すことで、住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む	<b>Step 2 住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む</b> 1 職員から住民に意識啓発等を行う 2 住民を含めて、個々の地区での課題や対応を探り出す
	・復興事前準備の不断の見直しを行うため進捗状況を検証し、フィードバックする	<b>Step 3 復興事前準備の取組の進捗状況を検証する</b> ・市町村でのチェックシートや、PDCAサイクルによる施策評価のもと復興事前準備の取組の進捗状況を確認する ・必要に応じて、地域防災計画の見直しに反映する等、フィードバックする

出典：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン

なお、都市防災総合推進事業の事業メニューに「事前復興まちづくり計画策定支援」が令和4年度から拡充された。

事前復興まちづくり計画が策定済みの市町村では、被災地における復興まちづくり総合支援事業を、激甚災害による被災地でなくても活用することが可能となった。

## 都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

### ○ 都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査	1/3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1/3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー、避難センター等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1

※1：間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額とする。ただし、⑥の工事費については事業費の1/2  
 ※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

### ○ 地区要件

施行地区	<事業メニュー① ③～⑤> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー⑥> 大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	<事業メニュー⑦> 重点密集市街地
	<事業メニュー⑧> 激甚災害による被災地 等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

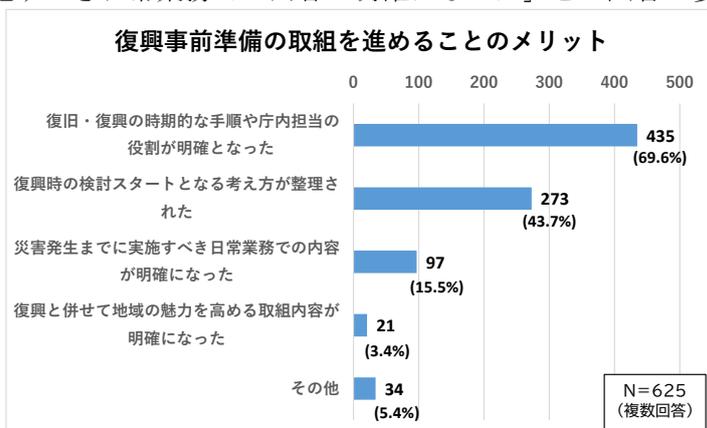
※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村



## 4 復興事前準備を進めることのメリット

復興事前準備を進めることのメリットとしては、「復旧・復興の時的な手順や庁内担当の役割が明確となること」や、「復興時の検討スタートとなる考え方が整理されること」などがある。

令和3年度に、国土交通省都市局都市安全課が全国の自治体を対象に実施した復興事前準備の取組状況調査（以下、「令和3年度取組状況調査」という。）において、復興事前準備を進めることのメリットを聞いたところ、「復旧・復興の時的な手順や庁内担当の役割が明確となった」との回答が最も多く、続いて、「復興時の検討スタートとなる考え方が整理された」や、「災害発生までに実施すべき日常業務での内容が明確になった」との回答が多かった。



また、ガイドラインにおいては、復興事前準備の効果として、次の「①被災後の職員の負担軽減」「②復興まちづくりに対応可能な人材育成」「③復興体制等の整備による復興までの時間短縮」と「④より良い復興の実現」を挙げている。

### 事前に準備をしておくことで、早期に的確な復興を実現

#### 復興事前準備の効果

##### ①被災後の職員の負担軽減

被災後は、応急措置、救援活動、罹災証明書の発行、被災者情報の収集、整理等の応急復旧対応のみならず、その後の復興計画・市街地復興計画の策定から事業完了に至るまで、平時を大幅に超えた事務作業が継続的に発生します。東日本大震災では、応急復旧対応のため、住民の意向把握や、復興まちづくりの検討に時間が割けなかった市町村が多く見られました。

平時から基礎データの整理、分析、復興体制、復興手順の事前検討等、準備できることに取り組むことで、被災後の職員の負担を軽減することができます。

##### ③復興体制等の整備による復興までの時間短縮

過去の災害の課題・教訓として、早期の復興まちづくりを担う庁内の復興体制の整備、過去の災害からの復興まちづくりの取組や手順の検討と実施主体の明確化が挙げられます。

平時に復興体制を整備し、復興まちづくりに向けた取組項目、手順・手続き（実施時期）を決めておくことで、被災後、応急復旧対応と平行して復興まちづくりに取り掛かることができます。基礎データを事前に整理、分析しておくことで、被災後直ちに復興計画・市街地復興計画の検討を進めることができます。

その結果、被災から復興までの時間を短縮することができます。

##### ②復興まちづくりに対応可能な人材育成

過去の災害の課題・教訓として、人材不足が指摘されており、大規模災害からの復興まちづくりに対応できる職員の育成が挙げられます。

平時から、職員を対象とした復興まちづくりイメージトレーニングや、復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施することで、職員の復興まちづくりに関する知識や住民対応等の能力を向上させることができます。また、住民も含めた様々な復興まちづくり訓練の実施は、職員のみでなく、住民の復興まちづくりに対する意識啓発に有効です。

##### ④より良い復興の実現

過去の災害の課題・教訓として、市街地特性と被害想定をもとにした復興まちづくりの事前検討の重要性が挙げられます。大規模災害は、地域が被災前に持っていた人口減少、若者の流出、高齢化、産業の衰退等の課題を一層顕在化させます。

平時から基礎データと被害想定をもとに被災後の復興まちづくりの課題を分析し、被災前よりも災害に強いまちにする等の復興まちづくりの実施方針を検討しておくことで、被災後、速やかに目標や復興まちづくりの方針を決定することができます。

これにより、その後の住民意向や地域特性を踏まえた復興まちづくりを円滑に進めることができ、より良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現することができます。

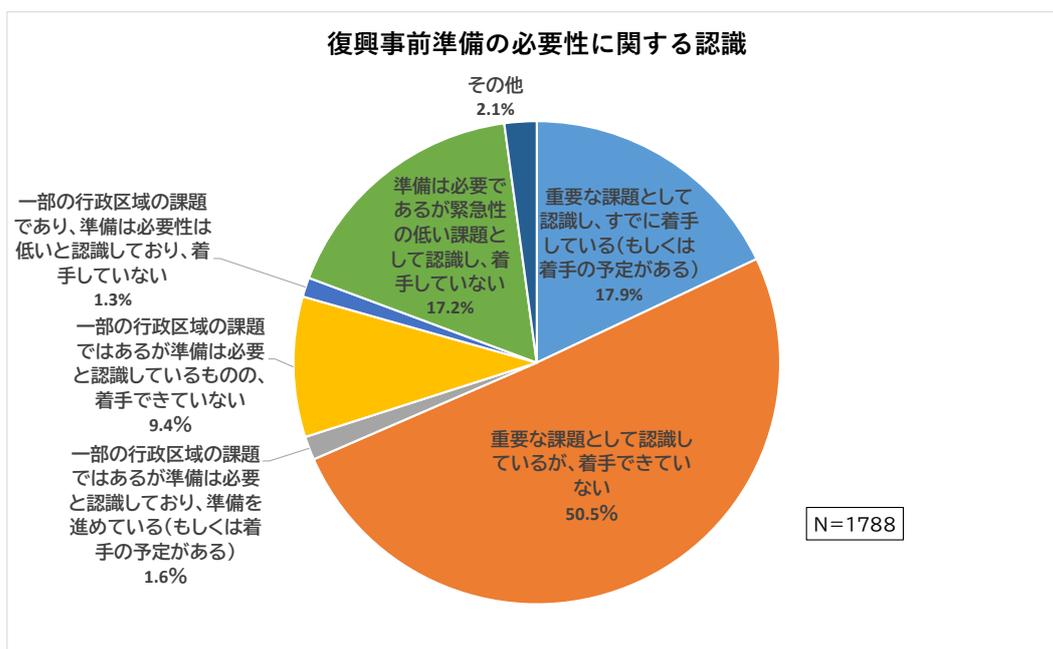
## 第2章 復興事前準備の主流化に向けた課題と現状

復興事前準備の主流化に向けた課題を、令和3年度取組状況調査の結果を踏まえて整理する。

### A 復興事前準備は重要な課題と認識されているが、未着手の自治体が多い

令和3年度取組状況調査における、復興事前準備の必要性に関する設問では、約5割が「重要な課題として認識しているが、着手できていない」と回答しており、重要性は理解されているものの未着手という状況にある自治体が多いことが確認される。

主流化に向けては、着手できてない自治体に「きっかけ」を提供することが重要と考えられる。



令和3年度7月末時点

## B 自治体の規模や災害の切迫度により、復興事前準備の取組状況が異なる

自治体規模と災害発生の切迫度による復興事前準備の取組状況を整理すると、下表のとおりとなる。自治体の規模や災害発生の切迫度により、取組状況が異なっており、特に、自治体規模が小さく、災害発生の切迫度の低い自治体ほど、検討に着手していない自治体が多くなっている。

主流化に向けては、自治体規模や災害発生の切迫度が類似する、他の自治体の取組状況を見て、事前準備の必要性を認識することや、それぞれの自治体の状況に応じた取組方法を理解してもらうことが効果的と考えられる。

表 復興事前準備の都市規模別・災害発生切迫度別の取組状況

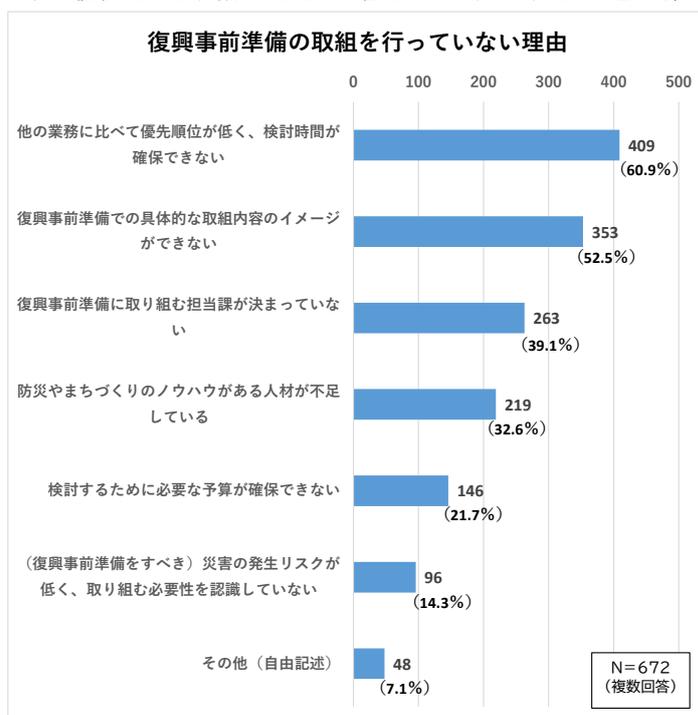
	南海トラフ地震又は首都直下地震				なし			
	検討済み又は検討段階		検討していない		検討済み又は検討段階		検討していない	
政令指定都市	7	100%	0	0%	9	69%	4	31%
特別区	23	100%	0	0%	0	0%	0	0%
中核市	15	94%	1	6%	30	65%	16	35%
特例市	13	87%	2	13%	5	63%	3	38%
その他の市	164	82%	35	18%	285	58%	203	42%
町村	105	68%	50	32%	404	53%	358	47%
合計	327	79%	88	21%	733	56%	584	44%

令和3年度7月末時点

## C 復興事前準備の取組内容が具体的にイメージできていない

令和3年度取組状況調査における、復興事前準備に着手されていない理由に関する設問では、「他の業務に比べて優先順位が低く、検討時間が確保できない」との回答が最も多く、次いで「復興事前準備での具体的な取組内容のイメージができない」との回答が多くなっている。

そのため、主流化に向けては、取組成果の具体的なイメージが確認できる先進事例を提示することにより、自治体内部で復興事前準備の取組に着手しやすくすることが効果的と考えられる。



令和3年度7月末時点

## D 自治体の計画策定の状況等に応じて、復興事前準備の取組が進められている

令和2年度から令和3年度の間、取組が前進（例えば、未検討であった目標等の事前検討に着手した等）した自治体では、地域防災計画や都市計画マスタープラン等の法定計画の改定や策定のタイミングに合わせて復興事前準備の取組を位置づけている事例が下表のように多く見られる。

復興事前準備の取組経過をみると、大きく「法定計画を活用するタイプ」と「事前復興まちづくり計画を策定するタイプ」があり、自治体の状況に応じたプロセスで取組が進められている。（詳細は、第3章参照）

主流化に向けては、市町村がそれぞれの市町村の状況に応じた取組プロセスをとっていることを理解してもらうことが効果的と考えられる。

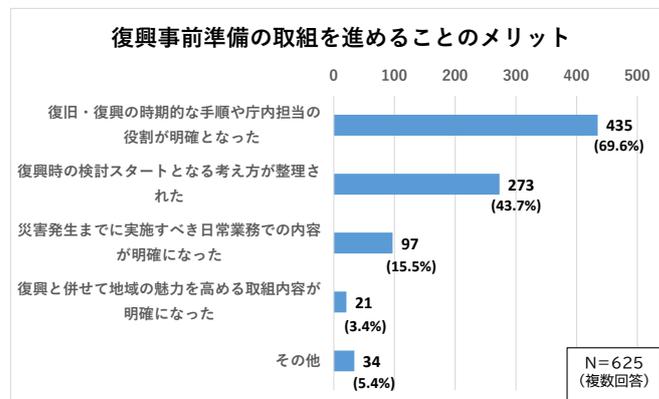
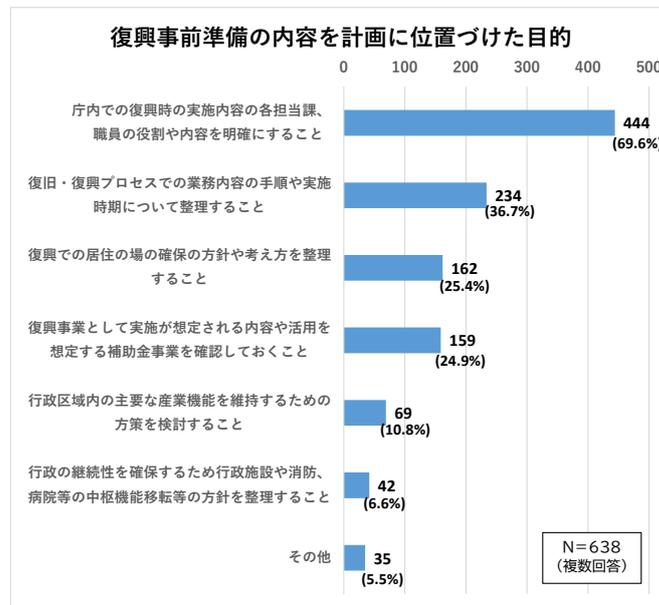
表 地域防災計画や都市計画マスタープランへの位置づけ

	地域防災計画に位置づけている		都市計画マスタープランに位置づけている	
	件数	割合	件数	割合
令和2年7月	593	34%	58	3%
令和3年7月	634	36%	82	5%
令和3年 -令和2年	41	2%	24	1%

令和3年度7月末時点

## E 担当課の明確化が復興事前準備の取組の目的、メリットにつながる

令和3年度取組状況調査における、復興事前準備の内容を計画に位置づけた目的に関する設問では、「庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること」との回答が最も多く、取組を進めることのメリットに関する設問でも「復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった」との回答が最も多かった。主流化に向けては、自治体内部での担当課の明確化が重要であることを認識してもらうことが効果的と考えられる。



令和3年度7月末時点

令和3年度取組状況調査で、令和3年度までに復興事前準備の取組が進んだ市町村に対して、その「きっかけ」や「メリット」のヒアリングを行った。その結果、「きっかけ」や「メリット」としては下表の意見が挙げられている。

表 復興事前準備に取組んだ「きっかけ」や「メリット」の主な意見

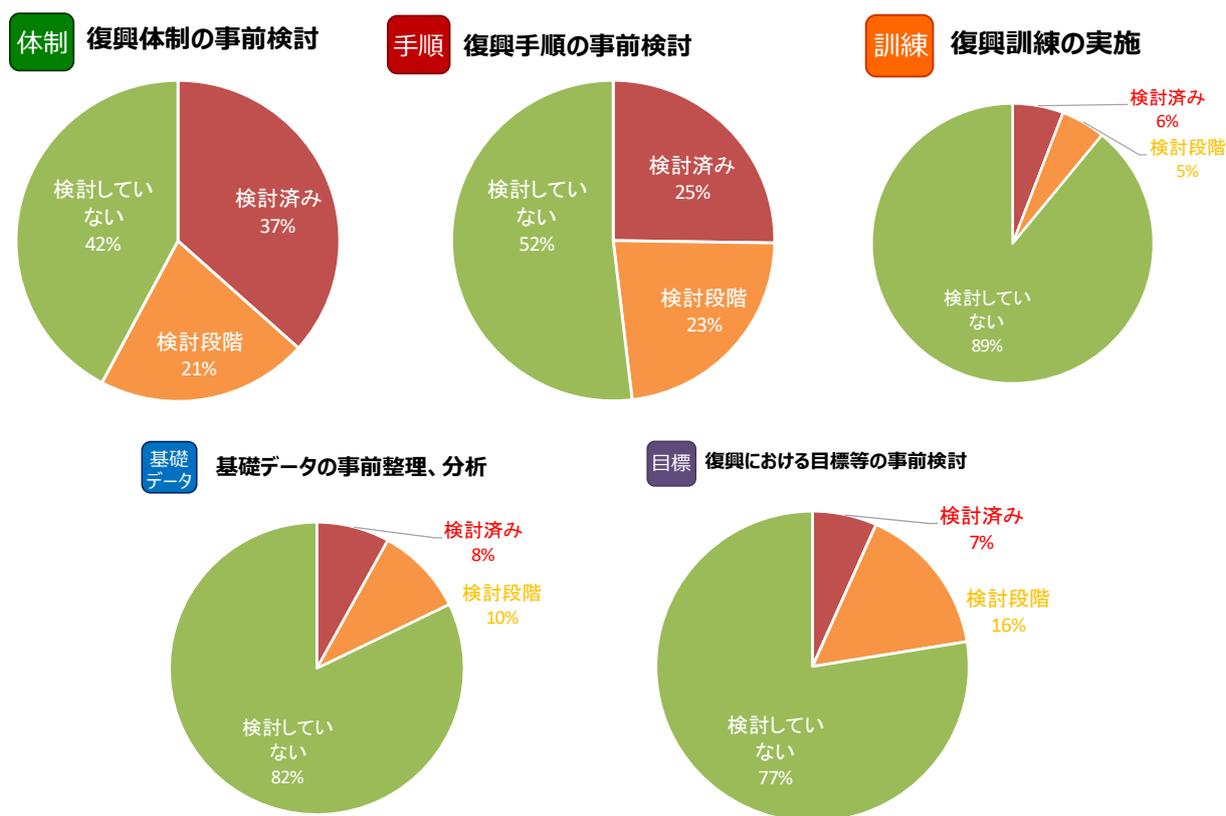
きっかけ	メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の優先順位の明確化を図ることを目的として取組を実施した。</li> <li>・甚大な被害が想定され、被災からの迅速な復興に向けて位置づける必要があった。</li> <li>・県の地域防災計画に復興事前準備が位置づけられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興後の都市構造、地形等の環境に応じた防災に係る計画ができた。</li> <li>・復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確になった。</li> <li>・担当課による事業推進につなげる効果があった。</li> </ul>

## F 復興事前準備の項目別での取組状況を踏まえた取組の促進

令和3年度取組状況調査においては、復興事前準備の5つの取組内容のうち「復興体制」と「復興手順」の検討は、約半数の自治体が「検討済み」又は「検討段階である」としているが、「復興訓練」、「基礎データ」、「目標等」に関する検討は進んでいない状況にある。

こうした項目別の取組状況の差を踏まえて、各取組内容の事例を類型化し整理する。

図 令和3年7月末時点での復興事前準備の取組状況



令和3年7月末時点

## G 都道府県の管内市町村への働きかけが取組の実施に繋がる

都道府県による市町村への働きかけや支援の状況、各自治体の検討状況を整理すると、市町村に対して復興事前準備を促している都道府県では、市町村の取組着手率が高い傾向がある。

具体的には、東京都、静岡県、愛知県、和歌山県、徳島県、大阪府、高知県等は、被災前の復興事前準備または被災後の復興計画の策定に向けたガイドラインの作成や市町村職員向けの復興訓練を実施しており、県下市町村の取組着手率は高い状況にある。

一方、市町村に特段の働きかけを行っていない都道府県では、近年の被災状況等を踏まえ自治体自ら取組を行っている市町村もあるが、比較的検討に着手できていない市町村が多い。

大規模災害からの復興にあたっては都道府県と市町村の連携や調整が重要であることから、復興事前準備の取組においても都道府県による積極的な働きかけが期待される。

表 都道府県による市町村の取組への働きかけの状況別の市町村の取組状況

			都道府県数	全市町村数	5つの取組状況 着手率
市町村への働きかけ	あり	市町村に対して準備を促すべく様々な支援をしている	11	432	80%
		市町村に対して準備を促しているが特段の支援まではしていない	8	228	65%
	なし	市町村に対して促していく予定である	9	211	59%
		特段市町村への働きかけはしていない	19	917	53%

「着手率」：「検討済み」と「検討段階」と回答した市町村を合わせて取組に着手済みの市町村として、それぞれの全市町村数に対する比率で示したもの。令和3年7月時点

以上の復興事前準備の現状、課題を踏まえ、本事例集では次の視点を重視した事例の整理を通して、復興事前準備の主流化につなげていくこととする。

### 復興事前準備の取組状況から見た現状・課題

A 復興事前準備は重要な課題と認識されているが、未着手の自治体が多い

B 自治体の規模や災害の切迫度により、復興事前準備への取組状況が異なる

C 復興事前準備の取組内容が具体的にイメージできていない

D 自治体の計画策定の状況等に応じて、復興事前準備の取組が進められている

E 担当課の明確化が復興事前準備の取組の目的、メリットにつながる

F 復興事前準備の項目別での取組状況を踏まえた取組の促進

G 都道府県の管内市町村への働きかけが取組の実施に繋がる

### 本事例集で重視すること

復興事前準備に取り組むきっかけの提示

自治体の規模や切迫度等に応じた取組がイメージできるような事例の提示

自治体における復興事前準備の取組の進め方の提示

自治体での担当課の明示

取組内容の類型化・パターン出し

都道府県による市町村の取組への働きかけ内容の提示

## 第3章 復興事前準備の取組事例の解説

### 1 事例整理の視点

本事例集では、前述の課題や現状を踏まえて、次の視点で事例を整理している。

#### 市町村による事例

- ・復興事前準備の着手のきっかけ
- ・復興事前準備の進め方
- ・復興事前準備の5項目別の取組内容のパターン

#### 都道府県による市町村への働きかけ方の事例

- ・都道府県による管内市町村への働きかけの内容

復興事前準備の主流化に向けては、取組が進んでいない自治体において、復興事前準備の必要性に気づくことが重要であることから、先進事例から「取組のきっかけ」となった事項や取組内容を抽出し整理している。

先進事例を見ると、既往の法定計画の改定にあわせて、復興事前準備の検討を開始し、取組を位置づけ、その後、他の法定計画にも順次位置づけていく事例や、復興事前準備の内容を総合的にまとめた任意の事前復興計画を策定した事例が見られる。

そのため、具体の市町村がどのように復興事前準備に取り組んでいるのかがわかるよう、復興事前準備の進め方をタイプに分類し整理している。

加えて、復興事前準備の5つの項目の取組内容を、より具体的にイメージできるよう、パターン化して整理している。

なお、個別の事例紹介にあたっては、自治体の特性や事例の特徴を整理するとともに、担当部局がわかるよう、市町村の担当課名を記載している。

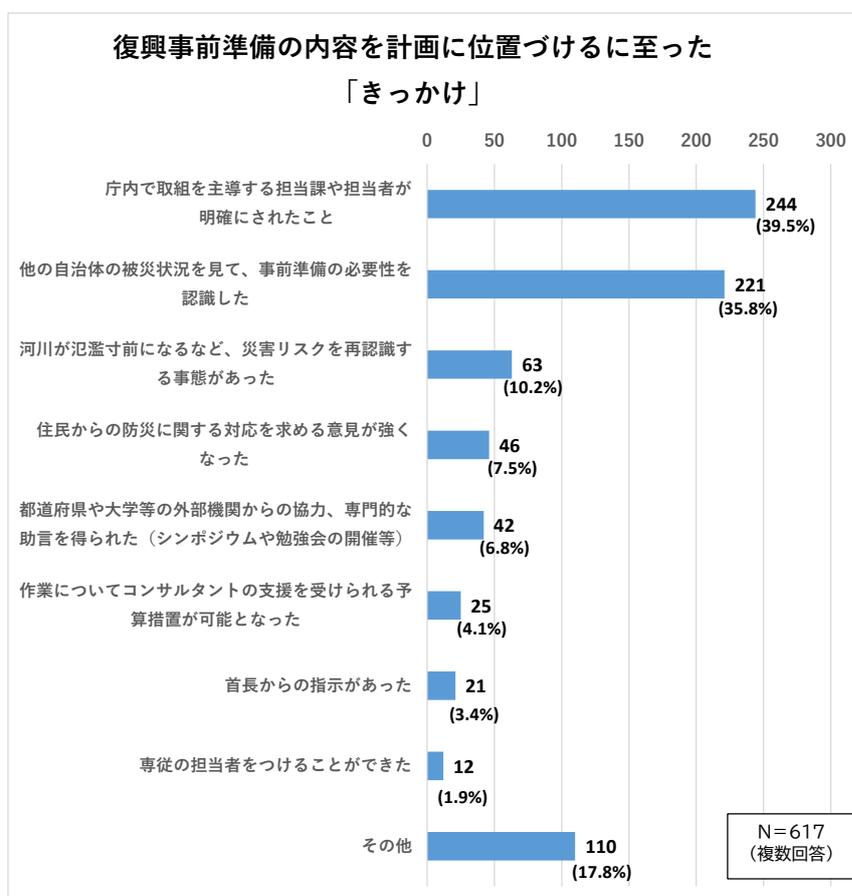
その他、市町村の復興事前準備の取組状況は、都道府県による働きかけの影響も大きいことから、都道府県による管内市町村への働きかけの内容を整理している。

## 2 復興事前準備の着手の「きっかけ」と必要性の理解を広げる取組

庁内で復興事前準備の担当部署を明確にすることが有効である。  
担当部署は、まちづくり部局が中心となり取り組んでいく。

令和3年度取組状況調査における、復興事前準備を計画に位置づける「きっかけ」に関する設問では、「庁内で取組を主導する担当課や担当者が明確にされたこと」と、「他の自治体の被災状況を見て、事前準備の必要性を認識した」という回答が特に多くなっている。

このほか、「河川が氾濫寸前となるなど、災害リスクを再認識する事態があった」、「住民からの防災に関する対応を求める意見が強くなった」、「都道府県や大学等の外部機関からの協力、専門的な助言を得られた(シンポジウムや勉強会の開催等)」などの回答も多かった。



過去の大規模災害からの復興まちづくりでは、復興計画は、企画部局が主となりとりまとめを担い、そのうち市街地部分の復興計画は、まちづくり部局が主となり進められていることが多い。

そのため、ガイドラインでは「復興事前準備は、被災後、復興まちづくりの実施主体となっていく、まちづくり部局が中心的に取り組む必要がある。」としている。

各自治体での事務分掌状況を踏まえつつも、担当部署を明確にし、復興事前準備に取り組む体制をまずは整えることが重要であり、その先導をまちづくり部局が担うことが期待される。

先進事例からは、復興事前準備の必要性の理解を広げるために、以下の取組が実施されているので、参考にされたい。

- (1) 担当課を明確化して取組を進める事例
- (2) 庁内で関係部署が集まり勉強会を開催した事例
- (3) 復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用により意識醸成した事例
- (4) 講演会、説明会の開催により復興事前準備の取組への機運を醸成した事例
- (5) 地元発意からの、復興事前準備の取組事例

## (1) 担当課を明確化して取組を進める事例

### 和歌山県美浜町

- ・ 南海トラフ巨大地震の発生による大規模な被災が想定され、和歌山県の復興計画事前策定に関する指針が策定されたことを受けて、副町長及び防災企画課の職員が担当となり、事前復興計画を策定した。

## (2) 庁内で関係部署が集まり勉強会を開催した事例

### 神奈川県厚木市 「防災都市づくりに係る庁内勉強会」の事例

#### 1 目的

- ・ 厚木市では、令和4年度に策定を予定している「厚木市防災都市づくり計画」に復興事前準備の取組を位置付けることとしている。一方で、庁内の「防災」への意識としては、「災害対応」や「復旧」への意識が強く、「復興」への意識が十分浸透していなかったため、「復興」の取組が発災直後から並行して始まることや、その大変さ等を庁内で共有し、復興事前準備の必要性を意識付けしていくことを目的に、国からの支援を受け、庁内勉強会を開催した。

#### 2 出席者

- ・ まちづくり部門や都市基盤部門を中心に、復興事前準備の取組に関わる部署の職員（課長職など）が出席したほか、庁内に開催を周知し、出席希望者を募った。

#### ■出席課（主催：都市計画課）

危機管理課、企画政策課、行政経営課、地域包括ケア推進課、こども育成課、環境政策課、農業政策課、まちづくり計画部各課（住宅課、建築指導課等）、都市整備部各課（下水道施設課、河川ふれあい課、市街地整備課等）、道路部各課、消防総務課、学校給食課

#### 3 勉強会の内容

- ・ 復興事前準備に関する国の取組や、復興事前準備の重要性、他自治体の取組事例等について説明を受け、意見交換し理解を深めた。

#### 4 今後の予定

- ・ 次年度以降も引き続き、同様の勉強会の開催を予定している。

#### 防災都市づくりに係る庁内勉強会 概要

1. 日時：令和3年11月1日（月）
2. 場所：本庁舎大会議室
3. 議事
  - (1) 開会・趣旨説明
  - (2) 復興事前準備の取組について  
《説明：国土交通省都市局都市安全課 都市防災対策企画室 課長補佐ほか》
    - ① 国の取組
    - ② 復興事前準備の重要性
    - ③ 豪雨災害時の復興取組内容事例
    - ④ 厚木市の復興事前準備状況
- (3) 質疑・意見交換
- (4) 閉会

### (3) 復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用により意識醸成した事例

#### 群馬県前橋市 西予市における平成 30 年西日本豪雨時の経験の講演

##### 1 目的

- ・ 前橋市では、令和 2 年度の都市計画マスタープランの改定や、国土強靱化計画の策定の際、国土交通省主催の円滑な復興まちづくりへの推進会議に出席し、復興に関する記載を検討したことをきっかけに、国土強靱化計画を策定した防災危機管理課を含め、担当者レベルで復興事前準備の取組に向けて動き始めた。
- ・ 災害時の対応に備え、危機意識を高めることが重要であることから、復旧・復興まちづくりサポーター制度を活用し、サポーターによる被災自治体での経験に関する講演を企画した。

##### 2 出席者

- ・ 復興計画の策定にあたっては、まちづくり部門や都市基盤部門だけでなく、企画及び財政部門の参加も必要と考え、会議メンバーを構成した。

事務局：都市計画課

出席者：防災危機管理課、政策推進課、建築指導課、建築住宅課、市街地整備課、区画整理課、道路建設課、水道整備課、下水道整備課、財政課

##### 3 勉強会の内容

- ・ 復興事前準備の必要性、西予市による平成 30 年 7 月西日本豪雨時の経験に関する講演と、都市計画課から前橋市の復興事前準備の進め方について説明を行った。



##### 第 1 回復興事前準備関係課会議 次第

(1) 開会・趣旨説明

(2) 復興事前準備について

① 復興事前準備ガイドラインの紹介

② 質疑

(3) (講演) 復興事前準備の必要性

西予市における平成 30 年西日本豪雨時の経験から

(4) 前橋市の想定災害と災害リスク地域

(5) 前橋市における復興事前準備の進め方



## (4) 講演会、説明会の開催により復興事前準備の取組への機運を醸成した事例

### 静岡県富士市 「震災復興シンポジウムの開催」の事例

#### 1 目的

- 平成 25 年に静岡県が発表した「静岡県第 4 次地震被害想定」では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市では最大で死者約 140 名、全壊約 6,180 棟の甚大な被害が想定された。被災後、着実に復興支援への道のりを歩むには普段から復興を皆で考えておく必要があった。そのため、復興や防災等の分野で先進的な取組や研究を行っている学識経験者を招き、震災からの都市の復興に向けた意識を高めるため、シンポジウムを開催した。



#### 2 シンポジウム開催後のアンケート調査結果

- シンポジウム終了後に実施したアンケートでは、事前復興の必要性について賛同する意見が大半を占めるとともに、平常時から行政が復興の方針や進め方を示してほしいとの意見も多数寄せられた。

## (5) 地元発意からの、復興事前準備の取組事例

### 徳島県美波町

#### 東日本大震災の被災映像や、被害想定公表による地域住民の意識の芽生えから始まる

参考文献：日本災害復興学会誌 復興 (16号 VOL.7 NO.4) 2016.9 特集 事前復興

#### ～わが国における事前復興の取組み～

- 東日本大震災の被災映像や、度重なる衝撃的な被害想定公表により、由岐湾内地区の住民は、地震・津波に対する諦めや、津波の来ない所に引っ越したいという意識が芽生え、就職や進学、結婚等を機に転出する、震災前過疎という現象が起こり始めた。
- 震災前過疎が進めばコミュニティが成り立たなくなり、自治体基盤の崩壊にも繋がりがねない。一方、高齢者は、南海トラフ巨大地震から生き残れたとしても、地区内での復興を諦め、町外に暮らす親族を頼って移住する。そうすると、更なる過疎を招き、震災で地域が消えてしまうかもしれない。
- そうならないために、平成 24 年 1 月から「事前復興まちづくり」に取り組み始めている。

### 3 復興事前準備の進め方

#### (1) 進め方のタイプ

先進事例では、復興事前準備の取組を計画へ位置づける方法としては、「A 法定計画を活用するタイプ」と「B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ」が挙げられる。

復興事前準備を進めるにあたり、復興事前準備の取組内容を計画へ位置づける方法としては、大きく下表の2つのタイプに分けられる。先進事例における復興事前準備の進め方としては、「A 法定計画を活用するタイプ」や「B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ」のほか、これらを組み合わせて取組を進めるタイプがある。

表 復興事前準備の取組の進め方

タイプ	特徴	長所	留意点
A 法定計画を活用するタイプ	・法定計画の改定・策定時に復興事前準備の内容を検討し位置づけて公表する	・日常業務の中で復興事前準備の対応が可能 ・策定委員会形式の中で専門家の知見も踏まえ、庁内調整しながら取組むことが可能	・各計画間の連携が重要
B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ	・個別の任意計画として復興事前準備に関する計画を策定し庁内で共有する	・短期間で復興事前準備を進めることが可能	・策定体制や予算の準備確保が必要

復興事前準備の取組を計画に位置づけるにあたり、どのタイプで進めるかは、下表の点に留意して選択することが考えられる。

表 復興事前準備の計画への位置づけ方 タイプを選択する視点

	タイプを選択する視点
A 法定計画を活用するタイプ	・近々、法定計画の改定や策定が予定されている ・任意の事前復興計画策定の専任担当や予算の確保が難しい
B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ	・近々、法定計画の改定や策定が予定されていない ・大規模な災害が発生する切迫度が高く、短期間で復興事前準備の取組を進める必要性が高い ・復興事前準備の実施の必要性が庁内で共有されていて、専任担当や予算の確保が可能

法定計画に位置づけるタイプについて、具体的な法定計画と、計画に位置づける内容は、ガイドラインに示されているとおり、地域防災計画に、「復興体制」や「復興手順」、「復興訓練」を位置づける事例が多く、市町村マスタープランには、基礎データの分析を行った上で、復興における目標等を位置づける事例が多い。

このほか、防災都市づくり計画や津波防災地域づくり推進計画、立地適正化計画（防災指針）においても、基礎データを分析し、復興における目標等を位置づける事例が見られる。

## (2) 具体の事例

「A 法定計画を活用するタイプ」の先進事例では、複数の法定計画を組み合わせることで復興事前準備の取組を位置づけている事例が多い。

先進事例の中には、復興事前準備の取組が進められていなかった市町村において、法定計画に、復興事前準備に取り組むことや、復興体制、復興手順等の基礎的内容を位置づけることで取組着手のきっかけとしているものも見られる。

法定計画の改定にあわせて順次、復興事前準備の取組を位置づける方法も有効である。

### ■岡崎市(愛知県)の事例：A 法定計画を活用するタイプ【地震】

- ・岡崎市では、愛知県による「事前復興の取組に関するガイドライン(案)」のとりまとめ作業の一環として実施された、住民との復興訓練である「事前復興まちづくり体験」で復興事前準備の必要性を確認した。→Step1 を実施
- ・その後、愛知県が東日本大震災後に実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の公表を受けて、「南海トラフ地震被害予測調査」、「岡崎市災害危険度判定調査(主に火災延焼による危険性と避難・消防活動の困難性の高い区域の抽出)」を実施し、市内の被害想定を公表している。→Step3・Step4 を実施
- ・こうした被害想定の確認を踏まえて「岡崎市地震対策アクションプラン」をとりまとめ、予防的な対策に取り組むにつれ、「岡崎市防災都市づくり計画」を策定し、その中で復興事前準備に取り組む方針を明記した。
- ・その後、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を活用しながら「岡崎市震災復興都市計画の手引き」をとりまとめて復興手順および体制の事前検討を行った。→Step5 を実施
- ・さらに「岡崎市都市計画マスタープラン」の「防災に関する方針」で「復興事前準備の取組の推進」を位置づけたうえで、以下のような今後の都市づくりの取組の推進を明記している。

#### <基本方針5 復興事前準備の取組の推進>

災害発生前から防災に関する計画づくりやハード・ソフト対策を推進するとともに、市民や事業者などとともにまちの防災性を向上させる取組を促し、災害に強く、早急な復旧・復興ができる都市を目指します。

- ・このように、愛知県の取組と連携しながら、法定計画の策定作業の中で着実に復興事前準備を進めてきている。

表 岡崎市での復興事前準備に関する取組経緯

	関連の出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 24 年度	愛知県震災復興都市計画の手引き(手続き編:平成 24 年 4 月)	
	愛知県震災復興都市計画の手引き(計画編:平成 25 年 3 月)	
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	社会資本総合整備計画【当初】 (平成 26 年 3 月 24 日)
	愛知県事前復興の取組に関するガイドライン(案) (平成 26 年 3 月)	愛知県による事前復興まちづくり体験 (平成 25 年 11 月～12 月)
平成 26 年度	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果公表(平成 26 年 5 月)	岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書公表 (平成 27 年 3 月)
平成 27 年度		岡崎市災害危険度判定調査結果公表 (平成 27 年 10 月)
平成 29 年度		岡崎市地震対策アクションプラン (平成 30 年 2 月)
平成 30 年度	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン公表(平成 30 年 7 月)	岡崎市防災都市づくり計画 (平成 31 年 3 月)
		岡崎市震災復興都市計画の手引き (平成 31 年 3 月)
令和元年度		岡崎市地震対策アクションプラン (令和元年 4 月改訂)
		岡崎市地域強靱化計画策定 (令和 2 年 3 月 31 日)
令和 2 年度		岡崎市地震対策アクションプラン (令和 2 年 4 月改訂)
		岡崎市都市計画マスタープラン改定 (令和 3 年 3 月)

■田原市(愛知県)の事例：A 法定計画を活用するタイプ【地震・津波】

- ・田原市では、東日本大震災の発生を受けて「田原市東海・東南海・南海地震の地震被害想定調査」を実施した上で「地震・津波防災戦略」を策定して予防的な対応に着手した。さらに愛知県の被害予測調査結果の公表を受け、改めて「田原市南海トラフ地震被害予測調査」を実施し被害想定を確認した。→Step3・Step4 を実施
- ・想定される地震、津波災害の状況を前提に「田原市都市計画マスタープラン」「田原市津波防災地域づくり推進計画」「田原市国土強靱化地域計画」を同時期に策定した。
- ・各計画において津波被害への対応として、多重防御で対応することも含めてL1、L2津波への対応方針が明記されている。盛土道路整備や長期的な移転の検討等の位置づけや住民と共に事前復興計画を策定すること等も明記されている。→Step6 を実施
- ・こうした一連の取組は、防災対策課と街づくり推進課とがそれぞれの計画策定を担いながらも、歩調を合わせて取組んでいる。

表 田原市での復興事前準備に関する取組経緯

	関連の出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	田原市東海・東南海・南海地震の地震被害 想定調査公表(平成 24 年 2 月)
平成 24 年度	愛知県震災復興都市計画の手 引き(手続き編:平成 24 年 4 月)	地震・津波防災戦略(緊急地震・津波 対策 5 箇年計画)を策定→平成 28 年 5 月廃止
		社会資本総合整備計画 (平成 24 年 3 月 21 日)
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	
	愛知県事前復興の取組に關する ガイドライン(案)(平成 26 年 3 月)	
平成 26 年度	愛知県東海地震・東南海地 震・南海地震等被害予測調査 結果公表(平成 26 年 5 月)	
	愛知県津波浸水想定公表 (平成 26 年 11 月)	田原市南海トラフ地震被害予測調査 (平成 27 年 3 月)
平成 27 年度		改定版田原市都市計画マスタープラン (平成 28 年 3 月)
平成 28 年度		田原市国土強靱化地域計画策定 (平成 28 年 4 月)
		田原市津波防災地域づくり推進計画策定 (平成 28 年 5 月)
平成 30 年度	復興まちづくりのための事前 準備ガイドライン公表(平成 30 年 7 月)	
令和 3 年度		田原市津波防災地域づくり推進計画一部改訂 (令和 3 年 6 月)
		田原市国土強靱化地域計画一部改訂 (令和 3 年 6 月)

■伊豆市(静岡県)の事例：A 法定計画を活用するタイプ【地震・津波・水害】

- ・伊豆市では、静岡県が策定した「震災復興都市計画行動計画」に基づき、「伊豆市震災復興都市計画行動計画」を策定した。→Step5 を実施
- ・また、津波防災地域づくり法に基づく「伊豆市”海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」(推進計画)を策定し、津波浸水により発生が想定される被害の状況を確認するとともに、予防的対応を中心とする対応策を策定した(以降2回の改訂)。→Step6(あるいは地区限定のStep8)を実施
- ・さらに「伊豆市国土強靱化地域計画」のなかで復興時の各種用地確保や復興拠点づくりの方針、津波浸水エリアの復興まちづくりの目標案を検討し公表した。この内容は「伊豆市都市計画マスタープラン」にも位置づけられた。→Step6 を実施
- ・これらの取組は、都市計画課と危機管理課とがそれぞれの役割を担ったうえで適宜協議の場を持ちながら内容を調整しつつ進められてきている。

表 伊豆市での復興事前準備に関する取組経緯

	関連の出来事	取組
平成 21 年度以前	震災復興都市計画行動計画 (静岡県・平成 9 年 8 月)	
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	
	静岡県第 4 次地震被害想定 (平成 25 年 6 月、11 月公表)	
	震災復興都市計画行動計画 (静岡県・平成 25 年 12 月改訂)	
平成 26 年度	相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定(平成 27 年 1 月公表)	
平成 28 年度		伊豆市震災復興都市計画行動計画 (平成 28 年 6 月)
平成 29 年度		伊豆市”海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画(平成 29 年 5 月、同年 12 月)
平成 30 年度	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン公表(平成 30 年 7 月)	
令和元年度		伊豆市”海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画第三版(平成 31 年 4 月)
令和 2 年度		伊豆市国土強靱化地域計画(令和 2 年 11 月)
令和 3 年度		伊豆市都市計画マスタープラン(令和 3 年 10 月)

「B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ」の先進事例は、南海トラフ地震や首都直下型地震が想定される市町村で策定が進められている。

事前復興計画の中でも、復興事前準備の5項目との関係で様々なパターンが確認できることから、市町村ごとに取組状況に応じた選択が必要である。

事前復興計画を策定するタイプでは、復興事前準備の5つの項目との関係で様々な内容構成となっている。

復興計画の内容構成の考え方と復興手順を中心に整理している事例(静岡県富士市、高知県香南市)、復興まちづくりの方向性を示すパターンを検討まで実施している事例(和歌山県)が確認できる。

内容構成については当該自治体における災害の切迫度、被害想定の大さき、住民の防災・減災への意識、これまでの復興事前準備への取組等を踏まえて選択することが必要である。

表 事前復興計画の事例 目次構成

<p>(静岡県) 富士市 事前都市復興計画 平成 28 年 3 月</p>	<p>(高知県) 香南市 事前都市復興計画 平成 30 年 10 月</p>	<p>和歌山県 復興計画事前策定の手引き 第 2 章 復興計画事前策定の進め方 平成 30 年 7 月</p>
<p>I はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前都市復興計画とは、</li> <li>・ 背景、役割、位置づけ等</li> </ul> <p>II 復興ビジョン編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 復興ビジョン編の概要</li> <li>2. 富士市の現状等</li> <li>3. 復興まちづくりの課題</li> <li>4. 復興まちづくりの基本理念</li> <li>5. 復興まちづくりの目標及び基本方針</li> </ol> <p>III 復興プロセス編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 復興プロセス編の概要</li> <li>2. 復興まちづくりのながれ</li> <li>3. 復興まちづくりの体制</li> <li>4. 分野別の復興プロセス</li> <li>5. 復興まちづくりへの意識向上の取組</li> </ol> <p>IV 事前都市復興計画の運用</p>	<p>第 I 編 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前復興計画の概要</li> </ul> <p>第 2 編 復興ビジョン編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 復興ビジョン編の概要</li> <li>2. 香南市の現状</li> <li>3. 復興まちづくりの課題</li> <li>4. 復興まちづくりの基本理念</li> <li>5. 復興まちづくりの目標・施策</li> </ol> <p>第 3 編 復興プロセス編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 復興プロセス編の概要</li> <li>2. 復興まちづくりのながれ</li> <li>3. 復興まちづくりの体制</li> <li>4. 分野別の復興プロセス</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定</li> <li>2. 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理</li> <li>3. 復興計画事前策定における基本的な方針</li> <li>4. あらかじめ取り組むべきこと             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地籍調査の推進</li> <li>(2) 復興まちづくり利用適地の抽出</li> <li>(3) 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整</li> <li>(4) 復興まちづくりに向けた体制の整備等</li> <li>(5) 復興まちづくりの事業手法の整理</li> <li>(6) 地域産業の強化支援</li> <li>(7) 公共施設の高台移転等事前の取組</li> <li>(8) 計画策定における合意形成</li> </ol> </li> <li>5. 「復興まちづくりイメージ」の作成             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 復興まちづくりのパターン</li> </ol> </li> </ol> <p>「復興まちづくりイメージ」の作成事例</p>

■富士市(静岡県)の事例：B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ【地震・津波】

・富士市では、東日本大震災の発生や静岡県による地震被害想定を発表を受けて、改めて大規模災害の発生時の復興事前準備の必要性を庁内で認識し「自然災害からの都市の復興を考える勉強会」を開催した。この中で、復興事前準備計画の策定について、機運を高めた。

→Step1、Step2 を実施

・また初動期に市民向けの「富士市震災復興シンポジウム」を開催し、取組の必要性をPRしている。

・同時期に「富士市都市計画マスタープラン」を策定し、復興の目標などを検討した。その後、「富士市事前都市復興計画」の策定に着手し体制、手順、訓練、基礎データについての対応を検討し、地域防災計画へと反映している。

→Step3 から Step8 までを実施

・さらに、復興まちづくり訓練を継続的に実施し、一部の地区では、訓練の成果を都市計画マスタープラン地区別計画として反映している。→フォローアップ Step2 を実施

・その他「富士市事前都市復興計画」の体制と手順の内容をより具体化するために、庁内職員向けの「富士市事前都市復興計画行動マニュアル」を作成している。

表 富士市での復興事前準備に関する取組経緯

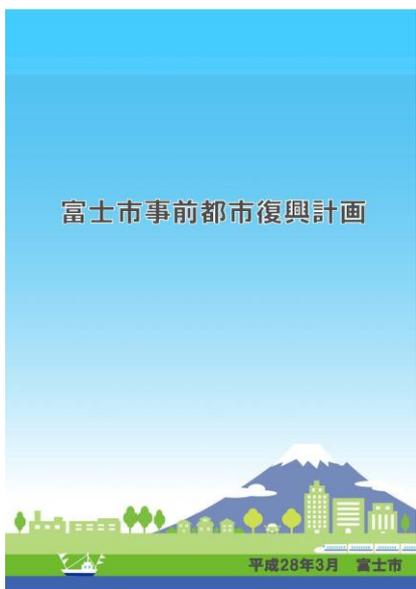
	出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	
平成 25 年度	静岡県第 4 次地震被害想定 (平成 25 年 6 月、11 月公表)	「自然災害からの都市の復興を考える勉強会」(庁内)／富士市震災復興シンポジウム開催(市民向け)
	震災復興都市計画行動計画 (静岡県・平成 25 年 12 月改訂)	富士市都市計画マスタープラン (平成 26 年 2 月)
平成 26 年度		富士市事前都市復興計画策定作業開始
平成 27 年度		富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練
		富士市事前都市復興計画 【復興ビジョン編】【復興プロセス編】 (平成28年3月)
		富士市事前都市復興計画行動マニュアル (平成28年3月)
平成 28 年度		元吉原地区復興まちづくり訓練 元吉原地区まちづくり計画※
平成 29 年度		田子浦地区復興まちづくり訓練 田子浦地区まちづくり計画※
平成 30 年度		吉原本町駅周辺地区復興まちづくり訓練
令和元年度		吉原本町駅周辺地区復興まちづくり訓練
令和 3 年度		須津駅周辺地区復興まちづくり訓練

※いずれも都市計画マスタープラン地区別計画として策定

表 富士市における復興事前準備の内容と計画との関係

計画		復興体制	復興手順	復興訓練	基礎データ	復興目標 (復興計画)
地域防災計画	富士市地域 防災計画 (令和3年2月)	◎	○ 都市の復興については、事前都市復興計画に沿うことを記載	—	—	○ 都市復興は事前都市復興計画と調整することを記載
都市計画マスタープラン (MP)	富士市都市計画マスタープラン (平成26年2月策定)	—	—	◎ 都市防災の基本方針に、復興まちづくり訓練の実施について記載	—	—
事前復興計画	富士市事前都市復興計画・ビジョン編 (平成28年3月策定)	—	—	—	◎	◎ 将来都市構造はMPによることを記載
	富士市事前都市復興計画・プロセス編 (平成28年3月策定)	◎ 市民、事業者、行政等の関係者の役割を明記	◎ 分野別に明記	◎ 住民による訓練の流れを明記	—	—
その他の計画	富士市事前都市復興計画行動マニュアル	◎	◎	—	—	—
関連計画等			静岡県震災復興都市計画行動計画あり		静岡県第4次地震被害想定あり	

◎:内容に関する中心的な計画となる      ○:他計画の内容を受け止める



発災後策定する「復興計画」は本計画を踏まえる

発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ策定します。

上位計画

- ◆富士市総合計画
- ◆富士市都市計画マスタープラン
- ◆富士市地域防災計画

即す

富士市事前都市復興計画

整合連携

関連計画

- ◆富士市地域福祉計画
- ◆富士市津波避難行動計画
- ◆田子の浦港振興ビジョン など

上記を踏まえ策定

発災後

富士市復興計画

復興まちづくりの展開

出典:富士市事前都市復興計画

■香南市(高知県)の事例:B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ【地震・津波】

- ・香南市では、南海トラフ地震に備えて、沿岸部の防災まちづくりの対応や市庁舎の移転等を主題とした「香南市まちづくりグランドデザイン」を作成し、これらの内容を「香南市都市計画マスタープラン」に反映することで復興の目標を計画に位置づけた。→Step1 から Step4 を実施
- ・その後、高知県による「高知県震災復興都市計画指針」の作成や、県主催の職員訓練への参加などにより事前復興計画の必要性を認識して、作成に着手することとなり、復興計画のひな形となる「ビジョン編」と、復興プロセスを整理した「プロセス編」からなる「香南市事前都市復興計画(ビジョン編・プロセス編)」を策定した。→Step5 から Step7 を実施
- ・その後も、住民参加による復興まちづくり訓練に取り組んでいる。→フォローアップ Step2 を実施

表 香南市での復興事前準備に関する取組経緯

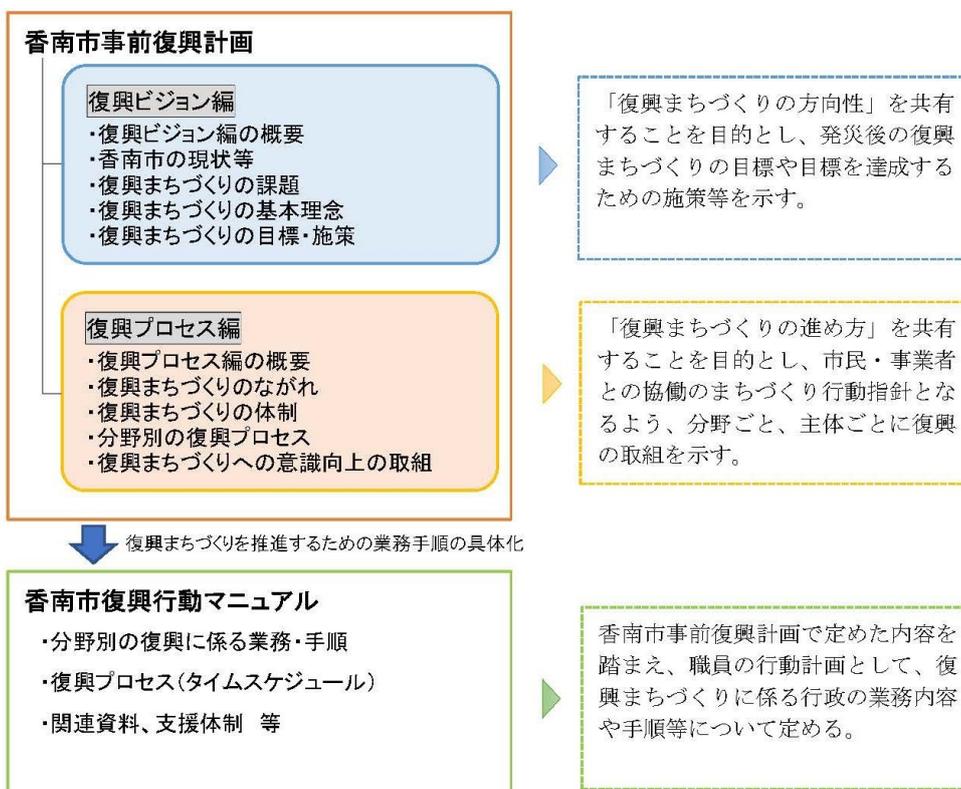
	出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度		
平成 24 年度		
平成 25 年度		香南市まちづくりグランドデザイン構想策定 (平成 26 年 3 月)
平成 26 年度		香南市まちづくりグランドデザイン基本計画 (平成 27 年 3 月)
平成 27 年度	高知県による市町村職員向け模 擬訓練の開催 (平成 27 年 11 月)	香南市まちづくりグランドデザイン (平成 28 年 3 月)
	高知県震災復興都市計画指針 (平成 28 年 3 月)	
平成 28 年度		第 2 次香南市振興計画 (平成 29 年 3 月)
平成 29 年度		
平成 30 年度		香南市都市計画マスタープラン (平成 30 年 5 月)
令和元年度		香南市事前復興計画(第 1 版) (平成 30 年 10 月)
令和 2 年度		香南市地域防災計画 (令和 2 年 2 月)

表 香南市における復興事前準備の内容と計画との関係

計画	復興体制	復興手順	復興訓練	基礎データ	復興目標 (復興計画)
地域防災計画	◎ 災害復興本部 が明記	○ 都市復興のプロ セスが明記	—	—	○ 復興方針、復興 計画の内容等が明記
都市計画 マスター プラン (MP)	—	—	◎ 実施する方針 が明記	◎ 都市計画基礎 調査の結果の 一部が記載	◎ 災害予防の内 容を中心に明 記
事前復興 計画	◎ 復興業務にお ける人員支援 の方針につい て明記	◎ 市民、事業 者、行政等の 関係者の役割 を明記	◎ 住民による訓 練の流れを明 記	◎ MP 作業と並行 して策定	◎ 都市構造は MP によることを 記載
	◎ 復興業務にお ける人員支援 の方針につい て明記	◎ 分野別に明記	◎ 住民による訓 練の流れを明 記	—	—
その他の 計画	◎ 復興業務にお ける人員支援 の方針につい て明記	—	—	—	—
関連計画等	—	高知県震災復 興都市計画指 針(手引書) 【手続き編】 あり	高知県震災復 興都市計画指 針(手引書) 【計画編】あ り	—	高知県震災復 興都市計画指 針(手引書) 【計画編】あ り

◎:内容に関する中心的な計画となる      ○:他計画の内容を受け止める

香南市事前復興計画の構成



出典:香南市事前復興計画

■太地町(和歌山県)の事例：B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ【地震・津波】

- ・太地町では、平成 28 年度から高台移転に関する検討を開始し、平成 29 年度には、「太地町国土強靱化地域計画」を策定する際に、和歌山県により公表された「南海トラフの巨大地震及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」による津波浸水について」を参照し、被害想定や復興事前準備の必要性などを認識している。→Step3・Step4 を実施
- ・その後、和歌山県が策定した「復興計画事前策定の手引き」に沿いながら「復興まちづくりに関する住民意向調査」を実施し「太地町都市計画マスタープラン」と「太地町事前復興計画」を同時に策定し、復興時のまちづくりの行政の考え方の骨子を設定し、公表している。→Step6・Step7 を実施
- ・太地町では和歌山県が示した復興計画事前策定の手引き（平成 30 年 2 月）の考え方を踏まえながら、都市計画マスタープラン策定時に懇談会を開催している。懇談会を通じて町民の意見を収集すると共に、町民へ復興事前準備の必要性などを周知しながら、復興時のまちづくり計画の事前検討に取り組んでいる。

表 太地町での復興事前準備に関する取組経緯

	出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	
平成 24 年度	「南海トラフの巨大地震及び 「東海・東南海・南海 3 連動 地震」による津波浸水につい て (平成 25 年・和歌山県)	
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	
	「津波避難対策特別強化地 域」に指定(平成 26 年 3 月)	
平成 27 年度	和歌山県都市計画区域マスタ ープラン(東牟婁圏域)(平 27 年 5 月)	
	第 5 次太地町長期総合計画 (平成 28 年 3 月)	
平成 28 年度		高台移転に関する検討
平成 29 年度		太地町国土強靱化地域計画(平成 29 年 4 月)
平成 30 年度	復興計画事前策定の手引き (和歌山県・平成 30 年 2 月)	
	復興まちづくりのための事前 準備ガイドライン公表 (平成 30 年 7 月)	
令和元年度		復興まちづくりに関する住民意向調査
令和 2 年度		太地町都市計画マスタープラン(令和 3 年 3 月)
		太地町事前復興計画(令和 3 年 3 月)

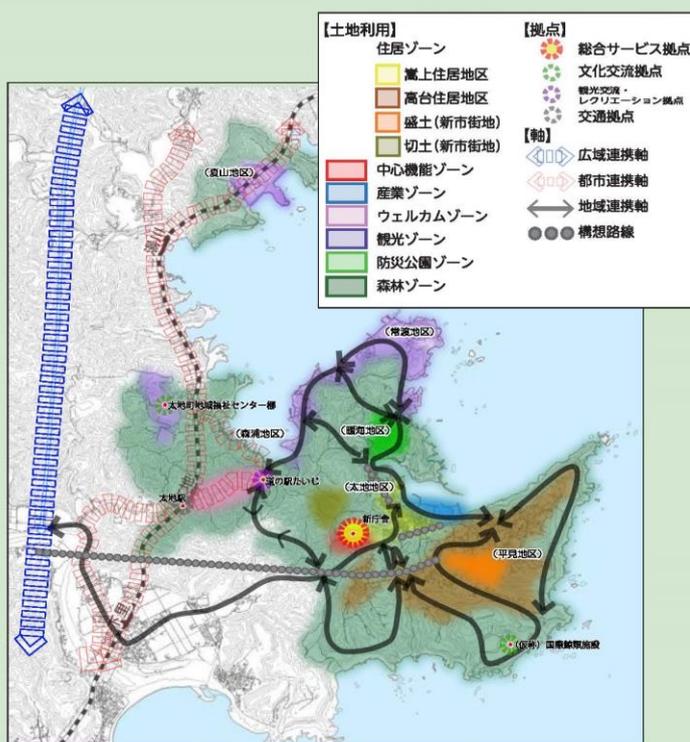
表 太地町における復興事前準備の内容と計画との関係

計画		復興体制	復興手順	復興訓練	基礎データ	復興目標 (復興計画)
地域防災計画	太地町地域防災計画 (令和2年3月)	◎	-	-	○	○
都市計画マスタープラン(MP)	太地町都市計画マスタープラン (令和3年3月)	-	-	-	-	◎
事前復興計画	太地町事前復興計画 (令和3年3月)	-	-	-	-	◎
その他の計画	太地町国土強靱化地域計画 (令和3年3月)	-	-	-	◎	-

◎:内容に関する中心的な計画となる      ○:他計画の内容を受け止める

### 復興期の主な整備方針(案)

- 海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土で浸水を抑制
- 盛土部より海側は原則非可住地とし、公園や産業ゾーン(漁業、水産加工場)を検討
- 高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地盛土用土砂を捻出するため山地を切土し、新たに宅地を確保することにより本町の住民の移転先の受け皿とする
- 必要に応じ周辺自治体住民の受け入れも検討
- 海岸沿いの景勝地は展望や親水の場とし公園を検討
- がれき集積用地は、がれき撤去後公園・緑地を整備



出典:太地町事前復興計画概要版パンフレット

## 4 取組項目別の留意点

復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの事前整備・分析と、復興における目標等の事前検討にあたっての留意点を整理する。

### 復興体制の事前検討

復興体制の事前検討では、4つのパターンが挙げられる。市町村の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

- ① 復興時の対応として、復興推進体制を立ち上げることを計画に位置づける。
- ② 「①」に加えて、庁内関係各課での役割分担を明確にする。
- ③ 「①」に加えて、住民との関わりを位置づける。
- ④ 「①」に加えて学識経験者やコンサルタントとの協力体制を位置づける。

復興体制の事前検討は、庁内の復興体制として、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その後、復興に関する業務を遂行するための推進体制（災害復興本部）を立ち上げることを位置づけるパターンが基本である。これに加えて、関係各課の役割を明確にするパターンや、被災後の住民の意向把握や合意形成に向けて住民との関係を示すパターン、学識経験者や外部主体との協力体制までを示すパターンがある。自治体の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

□復興事前準備における、復興体制

	事例														
<p>①+② 関係各課の役割を明確にした復興体制を位置づける</p>	<p>(兵庫県) 佐用町地域防災計画 第2節 町復興本部の組織・運営 町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。</p> <p>2 各部の分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="520 524 1347 842"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括部 (企画防災課) (総務課広報室)</td> <td>□復興に関する総合的企画及び調整に関すること □復興本部会議の事務局</td> </tr> <tr> <td>総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部</td> <td>□住民の生活、文化の復興に関すること □都市・住宅の復興に関すること</td> </tr> <tr> <td>建設農林対策部</td> <td>□地域産業の復興に関すること □道路等の復興に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 復興本部会議</p> <table border="1" data-bbox="520 869 1347 958"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th> <th>事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長・副本部長</td> <td>□復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整</td> </tr> <tr> <td>本部長・事務局</td> <td>□各部の重要事項の報告</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	分 掌 事 務	統括部 (企画防災課) (総務課広報室)	□復興に関する総合的企画及び調整に関すること □復興本部会議の事務局	総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部	□住民の生活、文化の復興に関すること □都市・住宅の復興に関すること	建設農林対策部	□地域産業の復興に関すること □道路等の復興に関すること	構 成 員	事 務	本部長・副本部長	□復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整	本部長・事務局	□各部の重要事項の報告
部 名	分 掌 事 務														
統括部 (企画防災課) (総務課広報室)	□復興に関する総合的企画及び調整に関すること □復興本部会議の事務局														
総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部	□住民の生活、文化の復興に関すること □都市・住宅の復興に関すること														
建設農林対策部	□地域産業の復興に関すること □道路等の復興に関すること														
構 成 員	事 務														
本部長・副本部長	□復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整														
本部長・事務局	□各部の重要事項の報告														
<p>①+③ 中間支援組織を位置づけた、復興まちづくり体制</p>	<p>(静岡県) 富士市 事前都市復興計画 復興プロセス編</p> 														
<p>①+④ 学識経験者を含めた体制を位置づける</p>	<p>(福島県) いわき市地域防災計画</p> <p>(1) 市の災害復興推進体制 甚大な被害により復興に相当の期間を要すると考えられる場合には、市長は、すみやかに復興本部会議を招集し、災害復興推進体制の検討を行う。災害復興推進体制は、全庁を挙げて関係機関・団体との連携を図りながら、復興への取組を推進できる組織体制とする。</p> <p>(2) 市や市民、学識経験者などによる復旧・復興計画の検討・推進組織の設置 被災後の具体的な復旧・復興計画の策定や、復興の取組を進めるにあたって、その過程における様々な検討には、市だけでなく、市民や市域内の事業所、学識経験者など幅広い参加者からなる検討・推進組織を設置し協議・検討を行う。</p>														

## 復興手順の事前検討

復興手順の事前検討では、次の3パターンが挙げられ、復興体制と同様に市町村の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

- ①被災後の復興手順を整理しておく。
- ②「①」に加えて、庁内の関係各課の役割分担も含めて整理する。
- ③「①」に加えて、被災後の住民や事業者との役割分担も含めて手順として整理する。

復興手順の事前検討は、被災後の手順を簡略化して計画に位置づけるパターンや、これに加えて、関係各課の役割を明確にするパターンと、住民や事業者も含めた役割を示すパターンがある。復興体制と同様に市町村の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

### 復興事前準備における、復興手順

		事例						
①+② 庁内での関係各課での役割分担を整理	(静岡県) 焼津市震災復興都市計画行動計画 平成19年7月							
	期間	重点事項	都市計画課	都市整備課	建築指導課	住宅営繕課	区画整理課	下水道課
発災直後～おおむね2週間	人命救出・被害状況把握	発災後の初動期は、人命救出を最優先とし、被害状況の把握に努める。建築指導課は、被災建築物の応急危険度判定作業の実施。人心が不安定な時期に復興の話を検討することは、不可能なため、人命救出と状況把握及び応急的な被災者の支援を中心とした活動を行う						
2週間～2ヶ月	被災状況の把握、整理	□着手 □済 課税課等の被災状況報告を整理		□着手 □済 応急危険度判定結果に基づく、被災状況の集約。				
	市復興方針の決定	□着手 □済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	□着手 □済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	□着手 □済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	□着手 □済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	□着手 □済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	□着手 □済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	□着手 □済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討
		※一部抜粋						
①+③ 行政・住民・事業者の役割分担を整理した事例	(高知県) 香南市事前復興計画 平成30年10月							
	(1) 都市の復興プロセス							
発災前     応急期	復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策				
	発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、自主防災組織の本部設置場所を確認する。</li> <li>●市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。</li> <li>●市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、市民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的の実施する。</li> <li>●事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災組織と協働での防災訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大きな被害が想定される地域や建物密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。</li> <li>●大きな被害が想定される地域やまちづくり課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練を実施する。</li> </ul>				
	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災組織に報告する。</li> <li>●事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。</li> <li>●自主防災組織は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。</li> <li>●自主防災組織からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。</li> </ul>				
	復興方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、復興方針について、市民への周知に協力する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。</li> </ul>			
	復興地区区分の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。</li> </ul>			
	第一次建築制限<復興重点地区>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。</li> </ul>			
	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、市民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。</li> </ul>			
		香南市では②の内容は、別途、職員向けの行動マニュアルを策定し、対応している。						

## 復興訓練の実施

復興訓練の実施では、大きく次の2つのパターンが挙げられる。まずは職員の人材育成を行った上で、住民との訓練を進めることが重要である。

### ○職員の人材育成としての復興訓練

- ① 復興まちづくりイメージトレーニングの実施
- ② 職員の被災時の復興体制や復興手順、復興まちづくりの図上演習としての訓練

### ○住民を対象とした訓練

- ③ 復興まちづくりイメージトレーニングの実施
- ④ 住民との被災後の復興まちづくり計画の事前策定を目的とした訓練

復興訓練は、被災後の復興の取組を対象に、その手順の確認や復興まちづくりの考え方を検討する等を目的としている。参加対象は、職員向けと住民向けのものに分けられる。

職員の人材育成を目的とした復興訓練は、復興まちづくりイメージトレーニングを実施している自治体が多く、都道府県が主体となって、県下市町村を対象とした訓練を実施している事例もある。また、職員が復興プロセスを学ぶ図上演習も実施されている。

住民を対象とした復興訓練は、復興まちづくりイメージトレーニングや、地区の復興まちづくり計画を策定することを目的として実施されている訓練もある。（富士市吉原本町駅周辺地区復興まちづくり計画等）

住民の復興事前準備への取組に関するきっかけは、災害の切迫度や組織の有無を踏まえて行うことが重要である。

※「復興まちづくりイメージトレーニング」については、下記を参照。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000032.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html)

## □復興事前準備における復興訓練

	事例
<p>① 復興まちづくり イメージトレーニング</p>	<p>(埼玉県) 蓮田市における復興まちづくりイメージトレーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県では、県及び市町村の職員などを対象にワークショップ形式の研修を実施している。</li> </ul>  <p>出典：埼玉県ホームページより</p>
<p>② 職員の復興まちづくりの図上演習に関する訓練</p>	<p>(東京都) 品川区における復興まちづくり図上演習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の震災復興マニュアルに基づき、復興まちづくりの図上演習プロセスの模擬訓練を行い、職員のより一層の意識の向上と復興手順の習熟を図る。地域特性を考慮した都市復興計画案を作成するため、まち歩き、復興地区区分の設定、都市復興基本方針の策定、震災復興まちづくりのたたき台の作成を実施。</li> </ul>
<p>④ 住民との復興訓練</p>	<p>(静岡県) 富士市における復興まちづくり訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元吉原地区まちづくり計画の改定と合わせて、復興まちづくり訓練を実施。訓練概要は、「事前復興の必要性」「災害リスクの確認」「生活・住宅再建にむけて、事前にやるべきことの検討」「被害を最小限に食い止める取組の検討」</li> </ul>  <p>出典：元吉原地区まちづくり ニュース N02 より</p>

## ■オンライン形式で復興訓練を実施している事例

これまでの復興訓練では、対面形式での取組が一般的であったが、近年は、災害発生時の混乱する状況下で職員をはじめとする関係者の集合が困難となる状況も想定したオンライン形式での復興訓練を実施する事例も見られる。

### ■東京都 オンライン方式による復興訓練

#### 1 目的

- 東京都では、首都直下地震などの大地震が発災した際に、迅速に都市復興できるようにするため、都及び区市町村職員を対象として、学識経験者の指導・助言のもと、都市復興に係る訓練を実施している。本訓練は、令和2年度より、コロナ禍に対応するため、WEB会議を活用した、遠隔・非接触式のオンライン訓練に移行し実施している。

#### 2 参加者

- 広域都市復興訓練：東京都の職員
- 都市復興訓練：区市町村の職員、UR、災害復興まちづくり支援機構、東京都都市づくり公社
- 復興まちづくり実務者養成訓練：区市町村の職員

#### 3 プログラム、研修内容

- 「東京都震災復興マニュアル」に基づく復興計画等の策定や、震災前に地域住民と共同で実施する事前復興プログラムづくり等を実施。
- 訓練には、学識経験者のほか、実際の被災時に連携が想定される団体や、計画策定を支援するコンサルタント等が、それぞれの役割に沿って参加。
- 専用アプリ等のインストールを必要とせず、Webブラウザで作動するアプリケーションのみでオンライン訓練を構築。

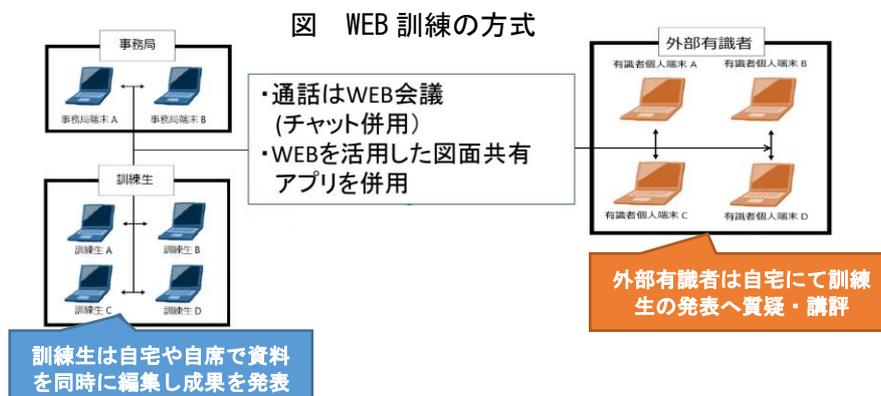


図 オンライン訓練の様子

#### ○バーチャル現地踏査の導入

⇒電子化された被害想定図等を基に、3D マップ等により、現地に赴かず地域を確認



出典：写真データ©2022Google ストリートビュー

#### ○WEB 会議やアプリを使用した検討、発表

⇒電子化された図面を基に、WEB 会議内で共有すると共に、全て WEB 上で図面に記載し、協議



## ■京都市の事前復興の取組と復興イメージトレーニングとオンライン研修

### 1 目的

- ・ 大規模地震により大きな被害が発生した場合においても迅速な復興を行えるよう、復興事前準備の重要性を再確認するとともに、復興イメージトレーニングを行うことで、職員の意識と対応力の向上を図り、京都市の復興事前準備の取組を推進することを目的とする。
- ・ また、本研修は、地震による大規模な被害が発生した後、関係者（区役所職員や学識経験者）が一堂に会することができない状況の中でも復興まちづくりの計画を立案できるよう Zoom を利用したオンラインでの研修とする。

### 2 出席者

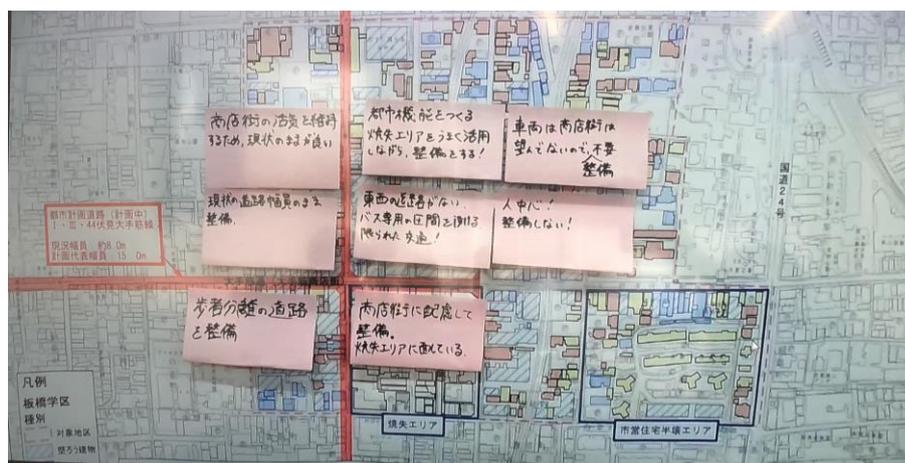
- ・ 都市計画局に所属する職員のうち受講を希望する職員 約10名程度

### 3 プログラム、研修内容

- ・ ZOOM によるオンライン開催

時間	内容
14:00-14:10	開会のあいさつ
14:10-14:20	京都市の事前復興の取組と本日の研修内容について
14:20-15:55	復興イメージトレーニング 対象地区の復興方針について、図面情報をカメラで撮影し共有しながら意見交換及び取りまとめを行う。 【手順】 ①事前に検討した復興方針を発表。 ②複数の復興方針のうちどの案が最良か意見交換を行う。 ③復興方針を取りまとめる。 ◆アドバイザー：京都大学防災研究所 牧 紀男 教授
15:55-16:00	閉会のあいさつ

図 訓練で挙げられた意見



## 基礎データの事前整理、分析

基礎データの事前整理、分析では、大きくはデータの整備・分析と、不足しているデータの整備・更新に分けられる。

### ○基礎データの整理・分析

①基礎データを整理し、まちの課題を分析

### ○不足するデータの整備・更新

②基本情報のデータ整備を計画に位置づける

③基礎データのバックアップを計画に位置づける

④地籍調査の実施を計画に位置づける

基礎データの整理としては、平時の業務の中でデータの有無や更新状況を確認する事例が見られ、分析では、立地適正化計画（防災指針）等の策定の際に被害想定を把握している事例が見られる。データの整備保全やバックアップ対応を進めることを計画に位置づける事例、地籍調査の実施を位置づける事例が見られる。

### □基礎データの事前整理、分析

	事例
① 基礎データの分析による被害想定 の把握	<p><b>（愛知県）知多市立地適正化計画 令和3年3月（令和4年3月変更）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画（防災指針）の中で、災害リスクと都市計画情報の重ね合わせを行い、リスク分析・評価を行うことで、防災対策を定めている。</li> </ul> 
② 基礎データの整備を 位置づけ	<p><b>福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 令和3年9月8日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興の円滑化のための各種データの整備保全</li> </ul> <p>国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておくものとする。</p>
③ 基礎データのバック アップを位置づけ	<p><b>（岩手県）田野畑村地域防災計画 令和3年3月</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な行政データのバックアップ</li> </ul> <p>重要な行政データは、平成30年度に各種システムの総合クラウド化を図り元データと同時被災しないよう遠隔保管を実施している。今後、各課で管理しているデータのバックアップ状況の全庁一元管理についても、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて継続的な検討を行うものとする。</p>
④ 地籍調査を計画に 位置づけ	<p><b>（愛知県）岡崎市防災都市づくり計画 平成31年3月</b></p> <p>地籍調査によって土地の境界の位置や面積を明確にするなど、早期の復興に向けた準備を整える。</p>

## 復興における目標等の事前検討

復興における目標等の事前検討では、大きく次の5つのパターンが挙げられる。

- ① 復興計画の基本構成について整理している。
- ② 「①に加えて」目標や基本方針などの内容について整理している。
- ③ 「①に加えて」被災後の住民等との関わりを含めて、復興計画の策定プロセスを整理している。
- ④ 「①に加えて」全行政区域における被災後の復興まちづくりの方針の考え方を整理している。
- ⑤ 「①に加えて」被災前から高台移転する等、実際の事業も想定しながら甚大な被害が想定される地区の復興まちづくりの考え方を整理している。

目標等の事前検討では、「復興計画の基本的な構成を整理する（①）」を基本に、検討のレベルに応じて、上記の②～⑤のパターンがある。

このうち都市計画マスタープランにおいて、復興の目標等を位置づける場合は、④や⑤のパターンに該当する事例が見られる。

また、和歌山県や高知県下の市町村では、被災前の高台移転等の事業実施も見据えつつ、各県のガイドラインに基づきながら事前復興計画を策定している。甚大な被害が想定される地区を対象に復興パターンを検討し、位置づけている事例もある。

□復興事前準備における、目標等の事前検討

事例	
① 復興計画の基本構成について整理	<p>(東京都) 江戸川区地域防災計画 令和3年度修正 都市復興基本計画の策定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市復興基本方針を踏まえ、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、地区ごとの具体的なまちづくり方針について区民等の意見を聞き、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講じ、都市復興基本計画を策定、公表することとしている。</li> </ul>
②+③ 復興まちづくりの目標や発災後の住民との関わりを含めた策定プロセスを定める	<p>(高知県) 香南市事前復興計画 平成30年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくりを迅速かつ着実に推進するため、「都市の復興」、「くらしの復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」の4分野に体系立て、「基本理念」の実現に向けた目標と目標達成のための施策を定めている。</li> <li>また、地域が主体となった復興まちづくり体制として、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「地域復興協議会」を設立することとしている。</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>香南市復興計画の基本理念(案)</p> <p>①地域で助け合い・支え合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p> <p>②地域産業を再生し、地域に活力を取り戻すまちづくりを進めます。</p> <p>③地域を豊にし、ふるさとで住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>関係者が共通認識として持つべき復興まちづくりの基本的な考え方</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> </div> </div>
④ 復興まちづくりの目標や実施手法を定める	<p>(東京都) 豊島区都市計画マスタープラン 令和3年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区ごとに都市基盤の整備状況や被災状況に応じて、復興のイメージとして、「土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区」や「個別まちづくり事業を組み合わせた道路と街並みを総合的に形成する地区」等の方針を定めている。</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>イメージ1 土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区</p> <p>○木道密集市街地など都市基盤が未整備で大被害を受けた地区では、土地区画整理事業などによる面的な市街地整備を検討し、安全性や利便性の高いまちづくりをめざします。</p> <p>○池袋副都心に隣接する利便性が高い地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業を軸にした市街地整備を検討します。</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> </div> </div>
⑤ 事前の復興の取組として、平時からの高台移転の検討を方針に位置づけ	<p>(和歌山県) 太地町事前復興計画 令和4年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前復興計画の復興まちづくりの整備方針で盛土、切土部ゾーン等を検討している。</li> </ul> <div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>復興まちづくり整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土により浸水を抑制</li> <li>盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーン(漁業、水産加工場)を検討</li> <li>高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地盛土用土砂を捻出するため、山地を切土し、新たに居住地を確保し、非可住地となった従前居住地の移転先とする</li> <li>海岸沿いの景勝地は、展望や親水の場として、公園を検討</li> <li>応急仮設住宅の候補地として、新たに整備される高速道路ICからアクセスのよい場所を検討</li> <li>がれき集積用地の候補地として、大きな被害を受ける海岸沿いの用地を検討するとともに、がれき撤去後は公園・緑地を整備</li> </ul> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div>





## 2 事例

本事例集では、下記の事例を収集し、人口規模、復興事前準備の位置づけ方、想定される災害、復興事前準備の5つの項目（体制、手順、訓練、基礎データ、目標等）のうち、どの項目に該当しているかについて紹介している。

- 令和3年度の自治体実施状況調査において復興事前準備に取り組んでいる事例
- 既に「ガイドライン」において紹介されているが引き続き記載することが望ましい事例

記載に際しては、下記の7つの計画の記載内容を紹介している。

### 1. 法定計画の活用タイプ

- (1) 地域防災計画
- (2) 市町村マスタープラン
- (3) 津波防災地域づくり推進計画
- (4) 立地適正化計画(防災指針)
- (5) 国土強靱化地域計画
- (6) 防災都市づくり計画

### 2. 事前復興に関する計画策定タイプ

- (1) 事前復興に関する計画

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	福島県いわき市				
窓口連絡先	都市建設部都市計画課 0246-22-7511				
人口	318,490人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input checked="" type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input checked="" type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input checked="" type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	1	1	2
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	・ 河川が氾濫寸前になるなど、災害リスクを再認識する事態があった				
復興準備を進める「メリット」	・ 復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった				

【特徴・参考となるポイント】

地域防災計画の改定にあわせて体制、目標を位置づけ。体制では「復興本部」の設置を明記し、市民や学識経験者との関わりについても記載。

1 - (1) 地域防災計画

(福島県) いわき市地域防災計画 (令和3年4月修正)	
復興体制	<p>■災害復興推進体制の検討</p> <p>○市の災害復興推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・甚大な被害を受けた災害からの復興事業を実施するうえで、市民生活及び都市の復興を総合的な視点に立って的確かつ迅速に進めるために、通常の行政組織と合わせて、組織横断的な臨時組織の設置も求められる。</li><li>・甚大な被害により復興に相当の期間を要すると考えられる場合には、市長は、すみやかに復興本部会議を招集し、災害復興推進体制の検討を行う。</li><li>・災害復興推進体制は、全庁を挙げて関係機関・団体との連携を図りながら、復興への取組を推進できる組織体制とする。</li><li>・応急対策から復旧、復興へは、質的な変化を伴いつつ断続的に進行するものであるため、災害復興は、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業のうち、震災復興にも関係し、大きな影響を与えるものについて、災害対策本部と連携・連絡を密に取りながら進めていくこととなる。</li><li>・また、災害復興計画の作成に際しては、被災市街地復興特別措置法を十分踏まえることとする。</li></ul> <p>○市や市民、学識経験者などによる復旧・復興計画の検討・推進組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被災後の具体の復旧・復興計画の策定や、復興の取組を進めるにあたって、その過程における様々な検討には、市だけでなく、市民や市域内の事業所、学識経験者など幅広い参加者からなる検討・推進組織を設置し、協議・検討を行う。</li><li>・なお、復興の取組を進める上で、要配慮者や女性などの視点が重要であることから、同組織の委員として要配慮者や女性が参画できるよう十分配慮する。</li></ul>

目標等

■復興の基本的な考え方

- ・復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- ・市では、被災者の生活再建や社会基盤の再生・強化など5つの柱として取り組む。
- ・以下、東日本大震災発生後に策定した「市復興事業計画」の体系を示す。

取組みの柱	内 容
被災者の生活再建	<p>【目標】 被災した市民一人ひとりに寄り添い、住まいと暮らしの再建や安定に向けた総合的な取組みを推進する。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅の整備</li> <li>・義援金や被災救助費等の支給</li> <li>・被災者の見守りと心のケアの実施</li> <li>・生活再建のための総合窓口の開設など</li> </ul>
生活環境の整備・充実	<p>【目標】 医療・福祉体制の強化、子育て・教育環境の整備、地域力の強化など、安心して暮らすことができる生活環境の整備・充実を図る。</p>
	<p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療を担う人材の確保・育成など医療体制の整備・充実</li> <li>・学校の耐震化、就学資金の援助など教育環境の整備・充実</li> <li>・保育所等の耐震化、震災遺児等への支援、被災高齢者等の交流や健康づくりの場の提供など福祉環境の整備</li> <li>・震災の記録・復興の歩みの作成など震災記録の保存と継承</li> </ul>
社会基盤の再生・強化	<p>【目標】 災害に強い社会資本を整備するとともに、地域特性に応じた再生を図るなど、市民生活に密接に関連する社会基盤の再生・強化に取り組む。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の実施</li> <li>・被災沿岸域の津波避難計画の作成や防災・減災対策施設の整備</li> <li>・幹線道路網の整備や情報通信基盤整備の推進</li> <li>・耐震性貯水槽の整備など応急給水体制の整備</li> </ul>
経済・産業の再生・創造	<p>【目標】 都市の活力の源である地域経済の再生復興を図るため、農林水産業の再生、地域企業の経営再建や新たな産業の創出などに取り組む。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の技術開発の支援や工場等の誘致促進</li> <li>・被災事業者に対する金融支援の創設・拡充</li> <li>・各種大会や会議等の誘致促進</li> <li>・観光PRや情報発信など</li> </ul>
復興の推進	<p>【目標】 国・県等との連携強化、復興に必要な組織見直しや財源確保など、復興を推進するために必要な体制を構築する。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興に向けた内部組織体制の再編・強化</li> <li>・国、県等の復興制度等の活用</li> <li>・災害救援（復興支援）ボランティアセンターの設置など</li> </ul>

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	茨城県守谷市				
窓口連絡先	都市整備部都市計画課 0297-45-1111				
人口	69,392人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input checked="" type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input checked="" type="checkbox"/> 【守谷市災害時行動マニュアル】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画（防災指針）		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input checked="" type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	3	3	3
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	・ 庁内で取組を主導する担当課や担当者が明確にされたこと				
復興準備を進める「メリット」	・ 復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった				

【特徴・参考となるポイント】

地域防災計画を補完し、復興手順や担当課を明確化するため、復興手順のマニュアルを新規に策定。

2 - (1) 事前復興に関する計画

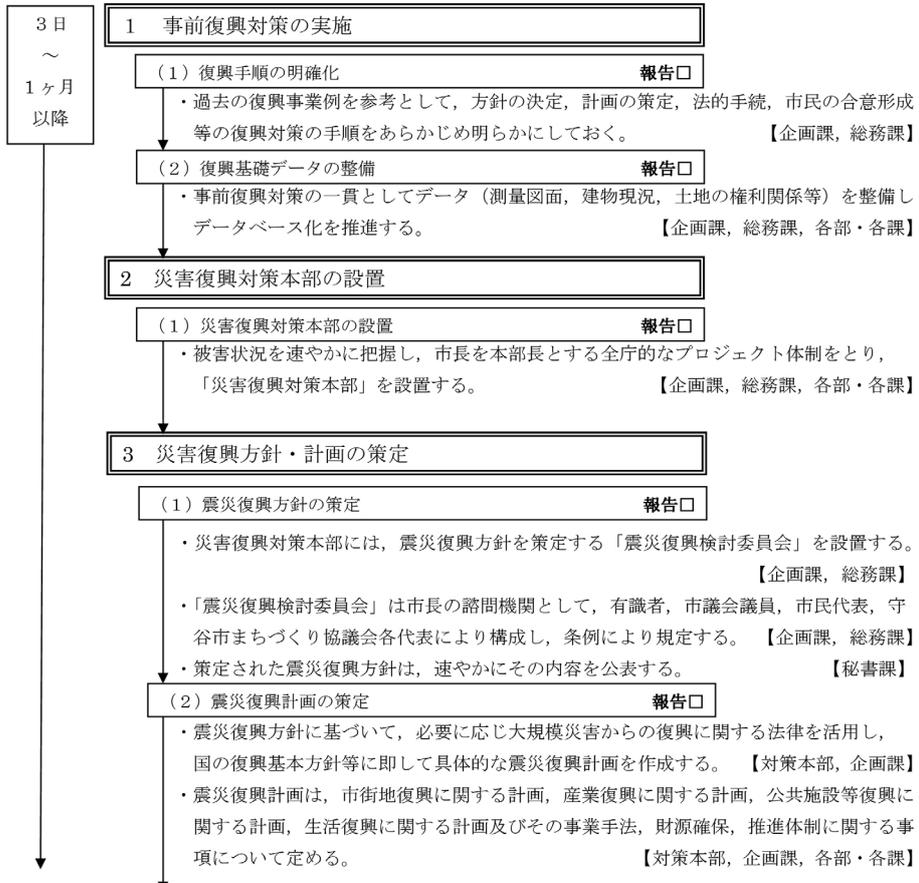
(茨城県) 守谷市災害時行動マニュアル(令和3年3月)

■概要

- 本マニュアルは、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）の第4章災害応急対策計画及び第5章災害復旧・復興計画までの実施業務について、具体的な実施手順を示すものである。

復興事業の推進 (第5章 第4節)	【担当班等】 総務部企画課，総務課，秘書課，都市整備部都市計画課，震災復興対策本部（仮称）
【関連班等】各部・各課，災害復興検討委員会 市議会議員	【関連機関等】 有識者，市民代表
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には，迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧と違い，被災前の地域の抱える課題を解決し，被災を契機に都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改善する事業と位置付けられる。このため復興事業は，市民や企業，その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するため，被災後速やかに復興計画を作成し，関係する主体との調整及び合意形成を行い，計画的な復興事業を推進する。

復興手順





## 【特徴・参考となるポイント】

防災都市づくり計画において、訓練、基礎データを体系的に位置づけている。継続的に災害リスクをモニタリングしている。

## 1 - (6) 防災都市づくり計画

### (埼玉県)さいたま市防災都市づくり計画(平成29年) さいたま市防災まちづくり方針作成の手引き

#### ■計画策定の視点

- これまでの防災対策は、災害が発生する前の取組に重点を置いていたが、近年の大震災の教訓を踏まえると、被害を完全に防ぐことが困難であることから、万一被災した場合を想定して、速やかに復旧し、円滑に復興するための対策も平時から進めておくことが重要である。このため、「防災都市づくり計画」の策定にあたり事前・復旧・復興という3つの視点から、基本方針及び具体施策を設定した。

**事前** (災害時のリスクを事前に減らす)

**復旧** (災害発生直後の都市機能を確保する)

**復興** (被災したまちの復興に備える)

という3つの視点から、基本方針及び  
具体施策を設定しました。



#### ■防災都市づくり計画の基本方針

- 「方針4」に「被害を受けても円滑に復興するための備えを進める方針」を位置づけている。

#### 計画の概要

##### 方針1 災害リスクが高い地区を優先的・重点的に改善する

###### 課題

- 延焼と避難困難のリスクが重なるエリアを優先的・重点的に改善する仕組みが必要
- 都市分野のハード面からだけでなく総合的に災害リスクを軽減させることが必要

###### 方針

延焼と避難困難の災害リスクが高い地区に関しては、他の比較的安全な地区よりも優先的に市街地改善や都市基盤整備を推進し、土地利用及び建築物に係る規制誘導やソフト面での対策に関しても、一般的水準より重点的に実施する仕組みを確立します。

災害リスクが高い地区の改善においては、都市分野のハード面の施策・事業だけではなく、ソフト面の規制誘導や防災活動も含めて、防災性向上に寄与する対策を複合的・重層的に組み合わせることで、効率的・効果的に防災上の課題解消を図ります。

##### 方針2 将来都市構造を実現していく過程の中で都市の防災性を高める

###### 課題

- 将来都市構造の実現に向けて、地域特性に応じた施策を展開することが必要
- 今後の災害リスクの変化を見据えて、きめ細かく土地利用を誘導することが必要

###### 方針

現在の災害リスクや市街地の実態だけで防災対策を一律に実施するのではなく、将来目指すべき市街地の姿、特に将来の土地利用形態や土地利用密度などによって規制内容や整備水準を適切に使い分けるなど、地域の特性や役割に応じて、適切に都市計画制限や都市基盤整備を実施します。

現在は災害リスクが低い市街地であっても、今後土地利用の変化や建築物の更新によって災害リスクが増大することがないよう、土地利用の変化や建築物の更新状況のモニタリングを通じて災害リスクを把握し、適切な対応策を講じていきます。

##### 方針3 災害時に市民の生活を守るための都市機能を確保する

###### 課題

- 安全な避難や迅速な復旧を可能とするインフラ整備を進めることが必要
- 広域的な役割を発揮するために、道路ネットワーク、公園・緑地などの都市基盤の強化が必要

###### 方針

災害発生時に市民の生命を守るための避難路・避難場所を確保するとともに、市民の生活や経済を麻痺させることがないよう、ライフラインや公共施設をはじめとする各種都市機能の防災性向上を図ります。

大規模災害が発生した際、本市が首都圏や周辺都市の応急・復旧を支援すること、逆に本市が被災した際には周辺都市から支援を受けることを視野に入れて、首都圏及び周辺地域と連絡する道路ネットワークの整備をはじめ、広域的な支援・受援を可能とする都市基盤の強化を図ります。

##### 方針4 被害を受けても円滑に復興するための備えを進める

###### 課題

- 円滑な復旧・復興を実現するために、復興計画や手続きに関する事前の準備が必要
- 復旧・復興の際に求められる多様な用途に活用できる空間の確保が必要

###### 方針

平時からの防災対策を着実に進めていく一方で、地域防災計画の被害想定を踏まえ、事前にハード面に係る復興計画を検討し、地域と行政で共有しておきます。

円滑に復興を進めるためには、仮設住宅設置場所やがれき置き場など、一定のまとまりを持つ空間を速やかに確保できることが重要であるため、被災後の空間計画を検討しつつ、平時の都市づくりの中で復興に必要な空間を様々な制度を活用して準備しておきます。

復興訓練

■施策4：被害を受けても円滑に復興するための備えを進める施策

○具体施策

- ・災害時対応力の向上
- ・災害時の被害軽減や復興プロセスの最短化に向けて平時から必要な対策を講じるため、継続的なモニタリングによって災害リスクが高いエリアを把握するほか復興イメージトレーニングなどを通じて災害時の対応力向上に努める。

〈復興イメージトレーニングの実施〉

- ・行政職員を中心に、生活者の視点と行政の視点の双方から都市復興を考える復興イメージトレーニングを継続的に実施し、職員の災害に対する対応能力向上や復興についてのノウハウの蓄積を図る。
- ・地区住民も含めた関係者とともに、市内の具体箇所を対象にしたトレーニングをすることで、地域の防災力の向上につなげる。



基礎データ

■さいたま市防災都市づくり計画における災害リスクの総合的な評価結果

○継続的なモニタリング

- ・毎年更新される各種データを活用して災害リスクの変化をモニタリングし、災害時の被害を軽減するための施策を継続的に見直す。
- ・既に災害リスクが高いエリアだけでなく、災害リスクが高くなる可能性があるエリアを事前に把握することで、リスク軽減に向けた施策の早期導入を図る。
- ・モニタリングの結果は市民にも広く公開し、地区住民による防災計画や防災マップの作成など、地域の災害時対応力向上につなげる。



## 〇市街地の評価

### STEP 1 延焼リスクの評価

大規模な延焼火災が発生する可能性のある区域を延焼クラスターにより抽出し、延焼対策区域とします。

### STEP 2 避難困難リスク及び地区特性の評価

延焼対策区域のうち避難が困難となる地区を抽出し、区画道路(※)の整備状況や建築物の建て詰め状況などの地域特性を考慮し、重点的かつ優先的に対策を講じる必要がある地区を「推進地区候補」に位置付けます。

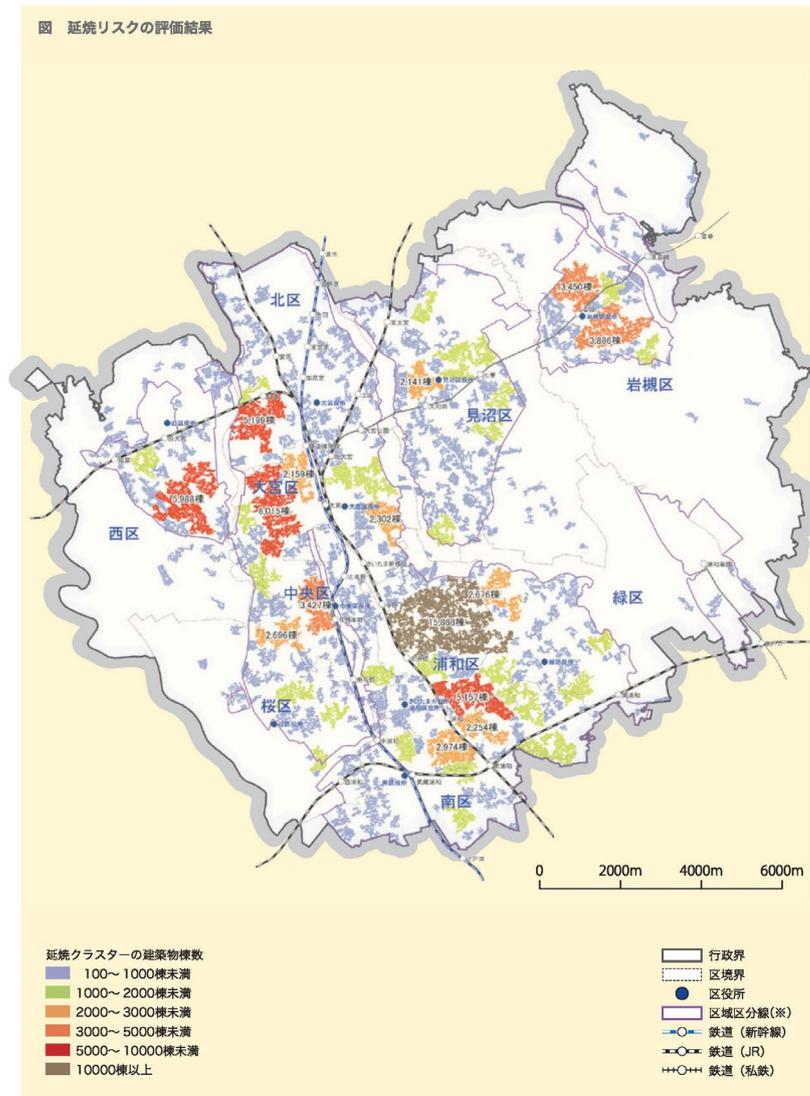
### STEP 3 地域住民の意向等

災害リスク情報や推進地区候補の情報を住民と共有し、住民が主体となった取組を推進できる地区を「推進地区」として設定します。なお、推進地区の設定にあたっては、住民の要望や地域のまちづくり活動が行われる範囲を重視し、必要に応じて災害リスクが低いエリアや既に対策がとられている範囲も含めて設定することも可能です。

図 推進地区等設定の考え方



図 延焼リスクの評価結果



※図中の数字は2000棟以上のみを表示



【ヒアリング概要】

震災復興マニュアルを策定された目的、背景や経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する可能性が 85%との発表があり、改めて対応の必要性を認識した。</li> <li>・ 地域防災計画には具体的な復興手順が定められておらず、震災後、速やかに復興まちづくり事業を進めていくためには、行動マニュアルの整理が必要であった。</li> <li>・ 外部委託の費用が予算化されコンサルタントの作業支援が可能となった。</li> </ul>
作業人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3名。(他業務との兼務)</li> </ul>
計画の策定体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内会議を設置し内容の調整等を図った。</li> </ul>
作業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託は単年度。予算化のために前年度頃より情報は収集。</li> </ul>
コンサルタント等への委託の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託あり。</li> </ul>
取組のメリットや効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興時の具体的な手順や庁内の役割分担が明確になった。</li> </ul>
他の計画(地域防災計画への反映等)への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市川市震災復興マニュアルは市ホームページ上に公開。</li> <li>・ 地域防災計画(震災復興編)の「第4章 災害復興計画」に反映。</li> </ul>
現在の復興事前準備の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興まちづくり事業実施の可能性が高いため、街づくり部街づくり計画課が主体で危機管理担当等と連携する体制となっている。</li> </ul>

【特徴・参考となるポイント】

復興時の業務における復旧・復興プロセスを担当課と合わせて明確化するため、震災復興マニュアルを新規に策定。体制、手順、基礎データを体系的に整理

2 - (1) 事前復興に関する計画

(千葉県) 市川市震災復興マニュアル(令和2年3月)

計画の概要

■ 計画対象区域・対象とする災害

- 本市において最も被害が大きいとされている東京湾北部を震源域とする東京湾北部地震（マグニチュード7.3、震源深さ20 km程度）を本計画の想定地震とする。

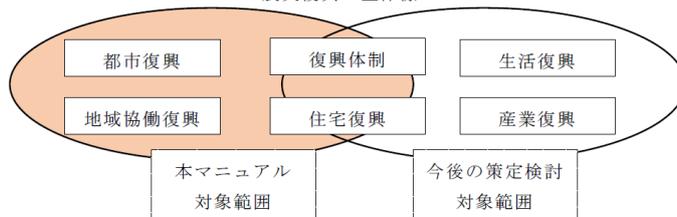
■ 計画の位置づけ

- 市川市震災復興マニュアルは、「市川市地域防災計画(震災編)」の第4章「災害復興計画」における、具体的な職員の行動マニュアルである。
- 本マニュアルでは、災害時における「復興体制の構築」、「都市及び住宅の復興」、市民と連携して行う「地域協働復興」を対象とし、「生活の復興」、「産業の復興」に関するマニュアルの策定については、今後検討していくものとする。
- また、復興と復旧は密接な関係があり、重複する業務もあることから、本マニュアルでは重複部分も定めることとする。なお、重複部分の記載内容は、「市川市地域防災計画」及びその関係マニュアルと整合を取るものとする。

震災復興マニュアルの位置付け



震災復興の全体像



復興体制の構築を時系列で整理している。

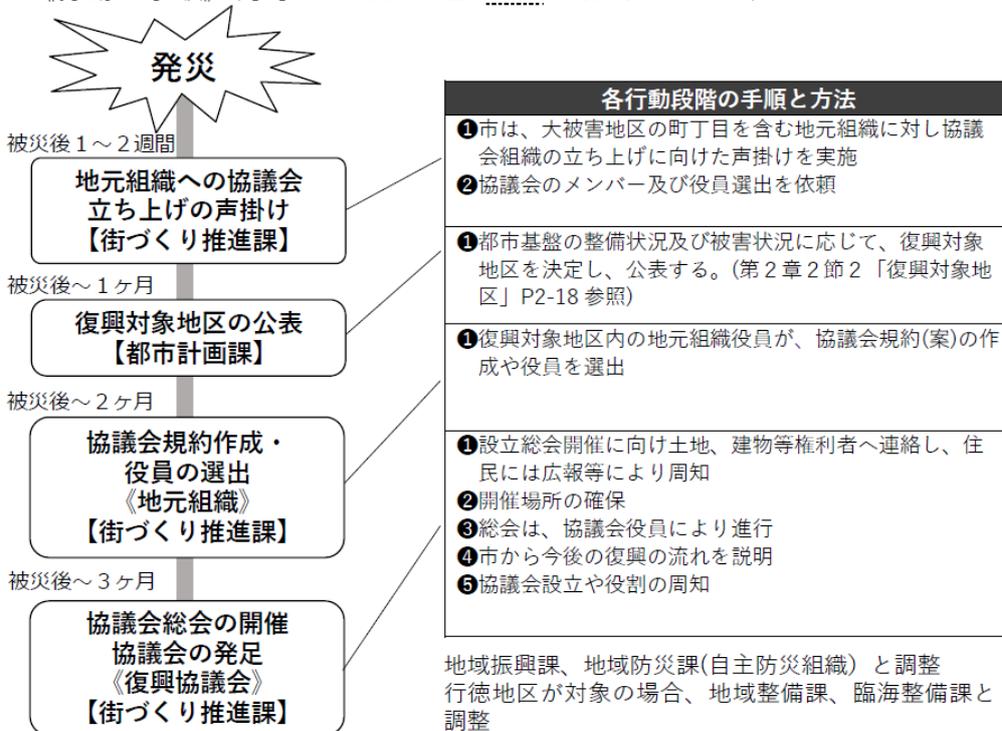
復興体制

期	項	主管課	関係部署	避難生活期			復興始動期		本格復興期
				～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月
1	災害復興本部の設置	都市計画課	危機管理課、地域防災課	■					
	災害復興本部の運営	都市計画課	危機管理課、地域防災課	■	■	■	■	■	■
	継続的な執行体制の確保	災害対策事務局			■	■	■	■	■
	受援体制・広域連携体制の検討	応援・受援班		■	■	■	■	■	■
2	被害状況及び復旧・復興状況の把握			△	△	△	△	△	△
	1 家屋・住家の被害状況の把握	緊急危険度判定実施本部	被災市南地対策本部	■					
	1 家屋・住家の被害状況の把握	予算・調査班	建築指導課、被災生活支援本部(生活再建支援班)	■	■	■	■	■	■
	1 被災宅地の危険度判定	緊急危険度判定実施本部		■					
	2 公共施設等の被害状況把握等	各施設所管課、緊急危険度判定実施本部	災害対策本部、被災市南地対策本部、設計監理課	■	■	■	■	■	■
	3 住民の被害・被災後の生活状況の把握	被災生活実態本部(生活支援班)	被災生活支援本部(市民要望受付班、福祉班) 災害対策事務局	■	■	■	■	■	■
	4 まちの復旧・復興状況の把握	都市計画課	建築指導課、各施設所管課	■	■	■	■	■	■
	3	1 防災宣言の交付	予算・調査班		■	■	■	■	■
2 被災者台帳の作成	災害対策事務局		■	■	■	■	■		
4	復興基本方針及び復興基本計画の策定	都市計画課	危機管理課、地域防災課、企画課	■	■	■	■	■	
5	1 用地の確保・調整	災害対策事務局、災害復興本部		■	■	■	■	■	
6	1 がれき等の処理	循環型社会推進課		■	■	■	■	■	
7	1 復興関係広報の実施	広報・業務継続班		■	■	■	■	■	
	2 相談窓口の設置	被災生活支援本部(生活再建支援班)	被災生活支援本部(市民要望受付班、福祉班)	■	■	■	■	■	

各項目について行動手順をまとめている。一例は下記のとおりである。

(例) 地域復興協議会の発足

《行動の手順》( [ ] 内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)



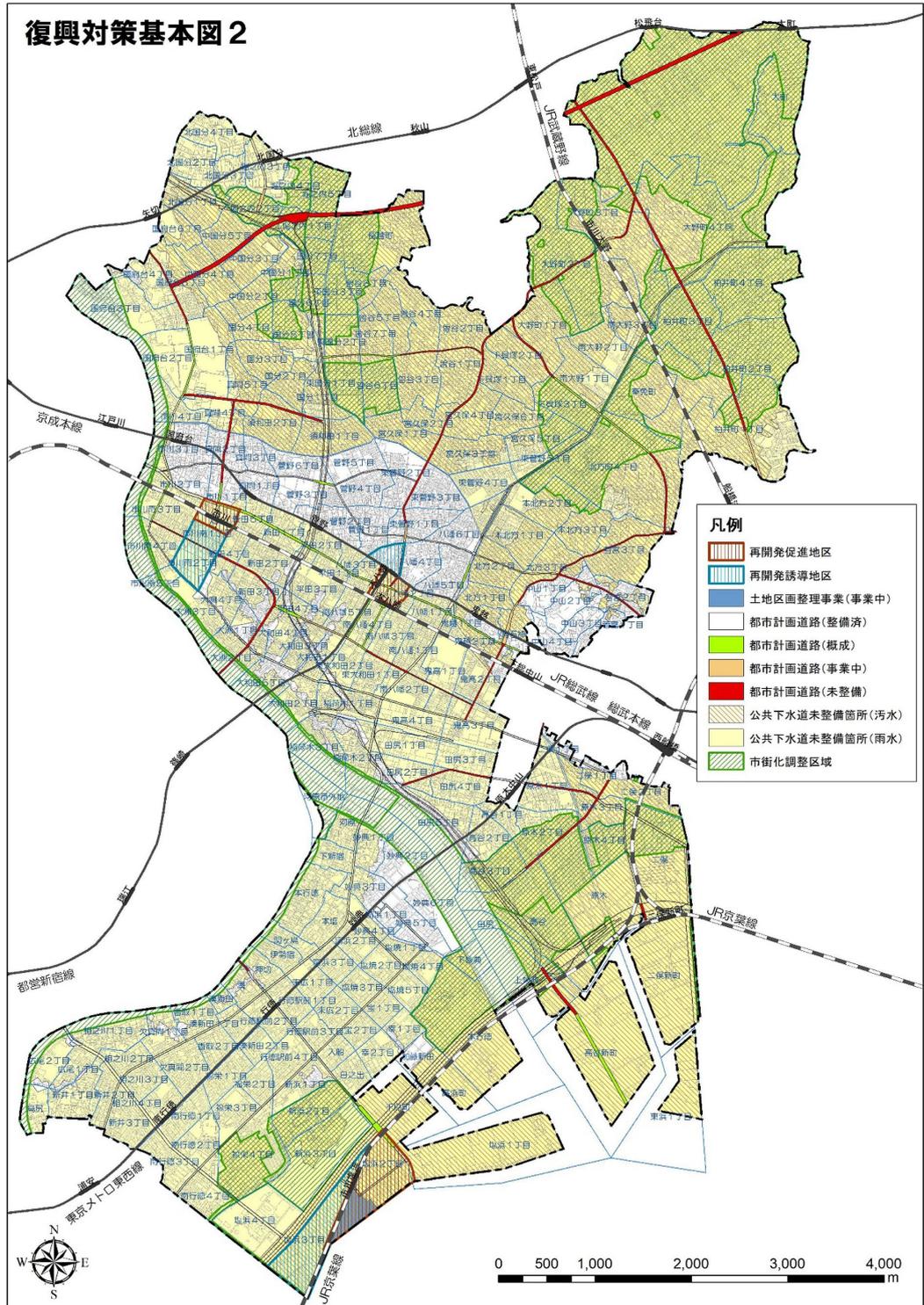
復興手順

■復興対策基本図

・被災後の復興まちづくりを考える際の前提条件となる基礎データを整理している。

基礎  
データ

復興対策基本図 2





【特徴・参考となるポイント】

大規模地震災害を踏まえた関連法令の改正や関連計画の改定を受け、都市・住宅分野の復興手順を定めるマニュアルを改定。

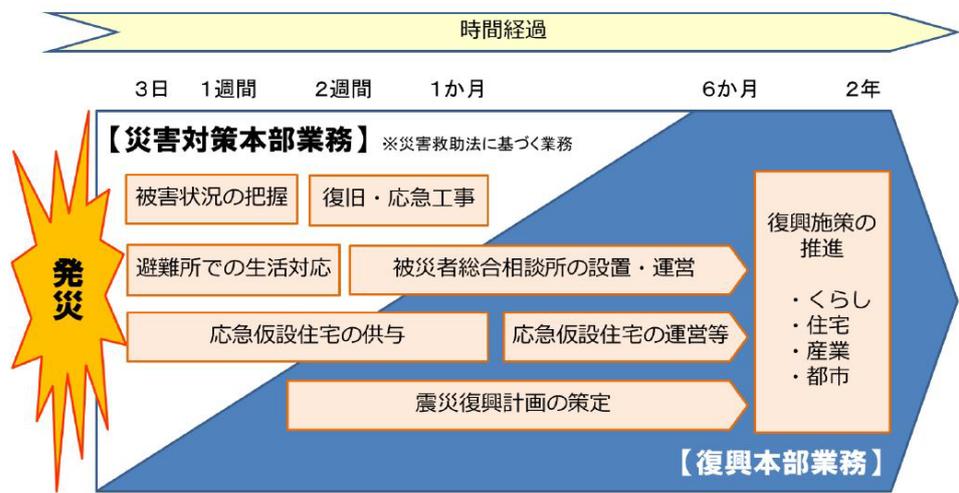
また、平成16年度より住民参加の復興訓練を継続的に実施し、地区復興まちづくり計画を検討。

2-(1) 事前復興に関する計画

(東京都) 葛飾区震災復興マニュアル(都市・住宅編)(令和3年3月)

■ 応急・復旧対策作業を復興プロセスに位置づけ

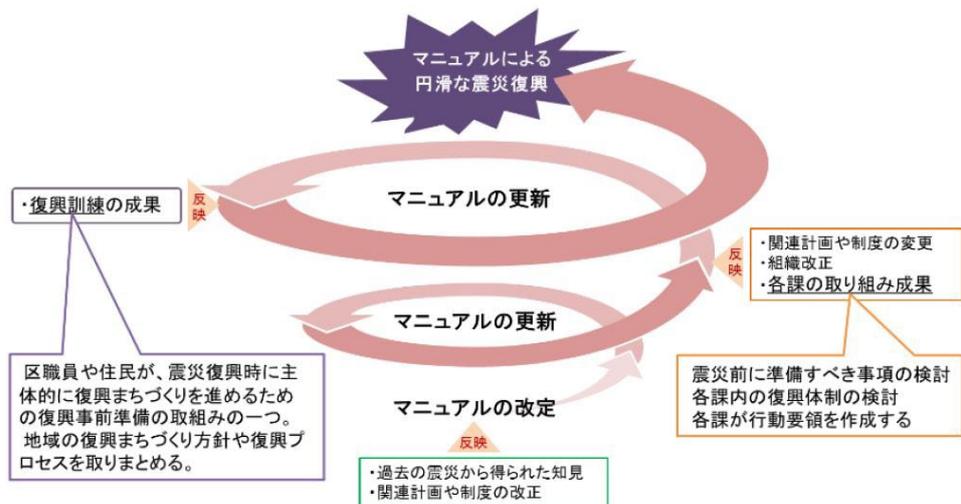
- 復興プロセスにおいて、発災直後からの初動期である数か月は、「応急復旧対策」を目的として、災害対策本部業務として取り組まれる作業がある。中でも、被害状況の把握をはじめ、震災復興と密接に関連する作業を整理のうえ、改めて選別し、震災復興マニュアルに盛り込む形としている。



マニュアルの概要

■ 今後の進行管理の明確化

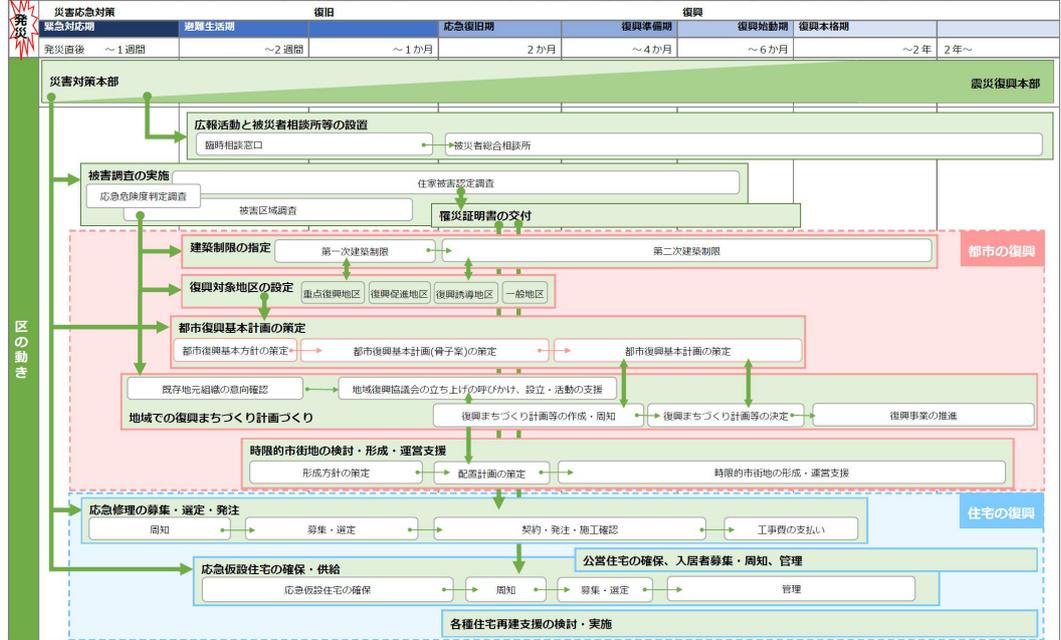
- 震災復興マニュアルが実践的な計画であり続けるため、今後の関連計画等に合わせた見直し、様々な復興にかかる訓練成果や災害からの復興事例の反映、「震災前に準備すべき事項」への取組を進めるなど、定期的な更新を重ね、マニュアルの実効性を確保することとしている。



## ■震災復興の流れ

- 震災復興における自助・共助・公助の連携による復興の基本的な考え方を示すとともに、これまで実施してきた震災復興まちづくり訓練を踏まえ、都市と住宅の分野に絞って、復興の基本的プロセスの解説や住民が自主的に復興に取り組むための仕組み等を紹介する「都市と住まいの復興～地域協働復興編～」を作成している。

区は、発災直後に「災害対策本部」「震災復興本部」を設置し、復興の対応に当たります。その後、各種調査や相談対応、計画策定・支援等の復興に向けた取り組みを行っていきます。



復興手順

## ■区の動き

### ○復興対象地区の設定（被災後1週間～2か月以内）

復興対象地区	被害の状況	方向性
重点復興地区	約8割の建築物や道路等に被害	道路等の都市基盤施設を含めた整備
復興促進地区	約5～8割の建築物や道路等に被害	部分的に都市基盤施設を整備
復興誘導地区	部分的に建築物等に被害	建築物等の更新を誘導

### ○都市復興基本計画の策定（被災直後～6か月以内）

	都市復興基本計画	復興まちづくり計画
対象範囲	区全域	被害が大きな地区(重点復興地区等)
内容	・基本理念、方針 ・復興まちづくりを行う地区の位置づけ ・実現に向けた方針	・地域・地区の将来像 ・復興の実現に向けた方針、実施主体 ・実現に向けたプログラム
策定主体	区	区 (地域復興協議会からの提案が可能)

○地域での復興まちづくり計画づくり（被災直後～）

被災者生活支援連絡会	各町会・自治会相互が助け合い、長期にわたり、被災生活に関するさまざまな情報を集約し、各種対策を話し合うとともに、区などの関係機関への要請や連携、地域への情報提供などに取り組む
地域復興協議会	地区の土地・建物権利者等を中心に、町会・自治会、まちづくり協議会など地域の組織で構成され、被災者生活支援連絡会や区、NPO、企業等と連携して復興まちづくりに取り組む

■地域復興協議会が設立されない場合  
 重点復興地区を中心に、区が復興まちづくり計画案の説明や意見聴取を行いながら、復興まちづくり計画を策定します。また、その他の地区においては、主に被災者個人による復興に対して、支援を行っていきます。



○時限的市街地の検討・形成・運営支援（被災後2週間～）

残存する建築物等を利用しつつ、被災宅地やオープンスペースを活用し、仮設の住宅や店舗、集会所など、生活を支える都市機能を配置



○各種住宅再建支援の検討・実施（被災後1か月～）

住宅再建支援制度（例）

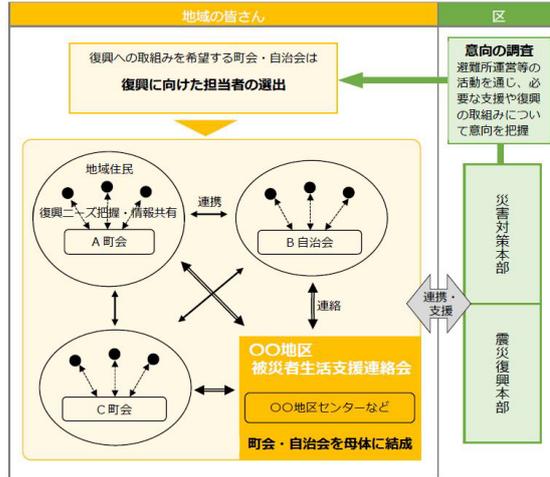
- ・マンション建替え・改修アドバイザーの派遣
- ・高齢者等の居住安定のための住宅再建支援
- ・土地資産を活用した民間賃貸住宅供給支援
- ・民間住宅の供給支援 等

※被災状況によって住宅再建支援の制度は異なります。

■避難から地区ごとの復興を担う組織の立ち上げ

○Step 1 被災者生活支援連絡会の立ち上げ (発災直後～2週間)

- 被災者生活支援連絡会とは、各町会・自治会が相互に助け合い、長期にわたり、被災生活に関するさまざまな情報を集約し、各種対策を話し合うとともに、区などの関係機関への要請や連携、地域への情報提供などを行う会議体である。被害状況や地区住民の生活復興への意向に応じ、各町会・自治会長等が、地区センターなどを拠点として立ち上げる。



○Step 2 被災者生活支援連絡会の体制拡充 (2週間～1か月)

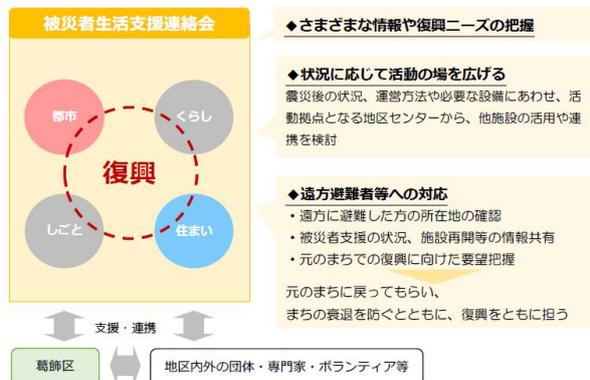
- 被災者生活支援連絡会は、お茶会や親睦会など、地域の皆さんが話しやすく、参加しやすい場をつくり、さまざまな情報を共有しながら、復興に必要な支援などについて意見交換や調査、検討を行う。また、必要な活動について分野別に部会を設置するなど、状況に応じて体制を拡充していくことが考えられる。

例) 部会の構成(案)と連携先

部会	地域本部	まちづくり部会	高齢者部会	子ども部会
活動内容	生活回復を支援する拠点として時限的市街地(p.27参照)を運営支援	復興まちづくり計画への意見や提案などの取りまとめ	高齢者のお茶会や生活相談	見守りや学習支援
連携先	区役所	区の都市復興担当や、専門家	地域密着型サービス事業者	学校、PTA

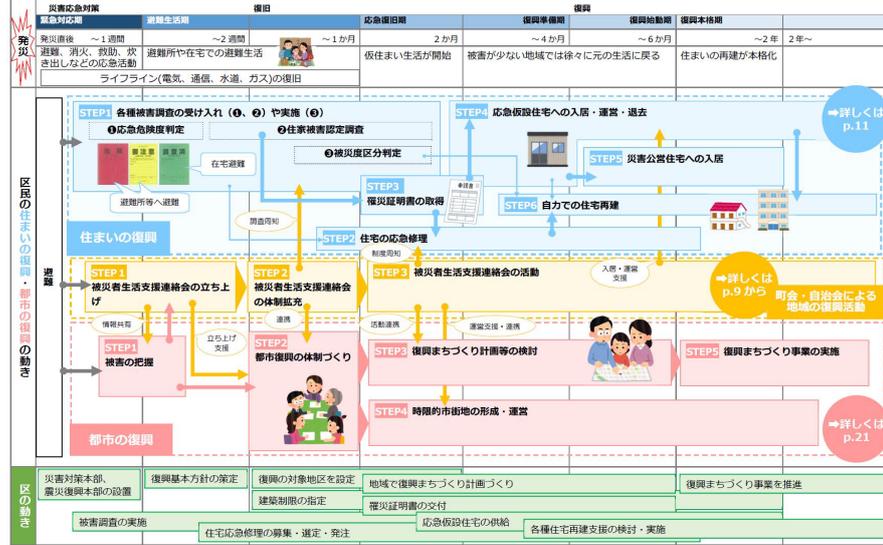
○Step 3 被災者生活支援連絡会の活動 (1か月以降)

- 被災者生活支援連絡会は、都市や住まいの分野だけでなく、被災地域の住民の不安に寄り添い、治安や子供・高齢者の支援などあらゆる分野の被災者個々人の復興に取り組むこととなる。



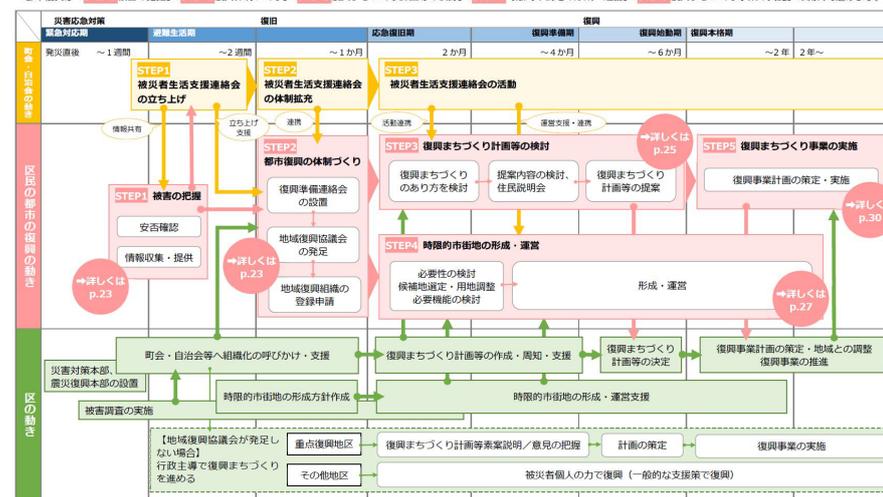
(2)復興の流れ(住まい・都市)

被災直後に避難、救助や消火活動などの緊急対応が行われたのち、避難生活や仮住居活動が展開されます。被害が大きい場合に、その後のまちや生活の復興が最長で5～10年かかると考えられます。



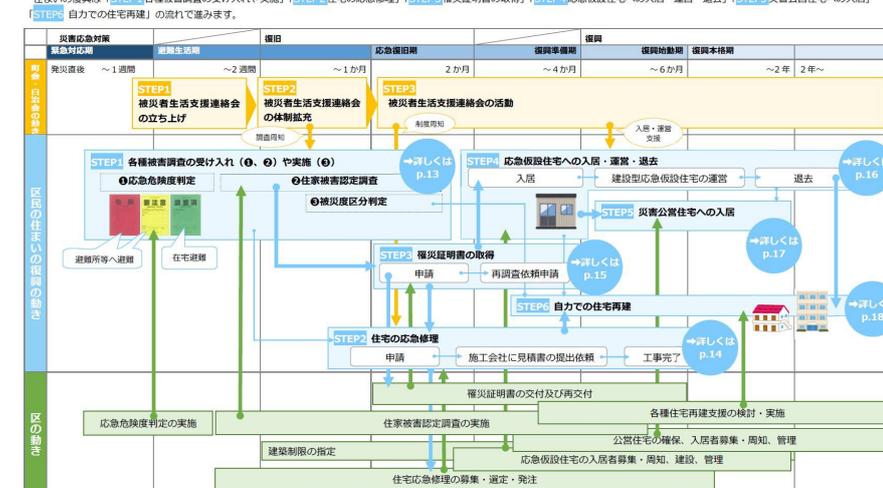
(1)都市復興の流れ

都市復興は「STEP1」被害の把握「STEP2」復興体制づくり「STEP3」復興まちづくり計画等の検討「STEP4」暫時的市街地の形成・運営「STEP5」復興まちづくり事業の実施の流れで進みます。



(1)住まいの復興の流れ

住まいの復興は「STEP1」各種被害調査の受け入れや実施「STEP2」住宅の応急修理「STEP3」復興証明書の取得「STEP4」応急仮設住宅への入居・運営・退去「STEP5」災害公営住宅への入居「STEP6」自力での住宅再建」の流れで進みます。



■地域協働による復興を推進するために

○普段からのまちづくり活動

- ・日頃から、地域の皆さんが将来のまちのあり方を話し合い、一定の合意形成ができていれば、万一の震災時、迅速な復興まちづくりが可能になる。また、震災前にまちづくりを進め、災害に強いまちを創ることができれば、究極の事前復興にもなる。
- ・このような普段からのまちづくりを推進するため、「葛飾区区民参加による街づくり推進条例」では、地域の皆さんが目指すまちの将来像を区に提案することができることになっており、そのための手続きや、まちづくりについて検討するための活動を支援している。

支援の一例【街づくり活動団体への支援】

- ①街づくりに関する情報の提供
- ②検討会場の提供
- ③街づくりに関する専門知識を有するアドバイザー派遣費用の補助
- ④素案作成にかかる印刷費等の費用



○地域コミュニティづくり

- ・被災時は、避難所生活から仮住まい、復興まちづくりのそれぞれの過程で、地域コミュニティが大きな役割を果たす。
- ・普段から、災害時の安否確認訓練や避難所運営会議・訓練、地域イベントなどを通じて、町会・自治会をはじめ、子ども会や消防団など地区内のさまざまな組織、多世代が相互連携を強め、地域力を高めておくことが大切である。

○地域の特性や資源の把握

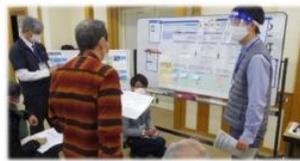
- ・復興の際は、その地域の特性や資源を大切にして復興まちづくりを進める。
- ・毎日の散歩など日常生活の中で、災害時に危険な場所などの地域の課題、歴史や将来にも残していきたい地域の魅力を把握する。

○震災復興まちづくり訓練への参加

- ・葛飾区では、地域住民と復興過程を疑似体験して、復興手順や復興まちづくりの方針を話し合う震災復興まちづくり訓練を実施。
- ・防災訓練が災害直後から避難所生活までの応急対策を対象としているのに対し、震災復興まちづくり訓練は、避難所生活などの応急対策が一段落した時期以降に生じるさまざまな課題をイメージし、それらを解決する力を養うとともに、地域の復興の進め方を考える。
- ・訓練の様子を「復興訓練通信」として公開している。
- ・訓練を契機に、参加者同士が顔見知りになることで、普段からのまちづくり活動や地域のコミュニティづくりに繋がることもあり、災害時のスムーズな地域協働復興の実現が期待できる。



【災害危険と復興の手がかりを探そう】



【被災後の住まいや生活の確保】



【グループワークの成果】



【各地区の訓練成果（震災復興の進め方）】

■葛飾区震災復興まちづくり訓練の実施

- ・葛飾区では、切迫する東京直下地震を踏まえ、震災後の迅速かつ円滑な復興まちづくりにつなげることを目的として、平成16年度より19の連合町会単位で「震災復興まちづくり訓練」を継続的に実施している。

〈訓練の一例：水元地区震災復興まちづくり訓練（令和3年度）〉

- ・内容：まち点検、復興事例等の聴講、復興まちづくり手順の演習等
- ・対象：地域の方々や職員など
- ・実績：約20名～25名

グループワークの様子



グループワークの  
成果発表の様子



○プログラム

項目	内容	
1回目	復興について学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災からの避難・生活再開に向けて</li> <li>・復興のイメージづくり(DVD上映)</li> <li>・特別講演「一人ひとりの復興に寄り添う住まいの再建」</li> <li>・水元地区震災復興まちづくり訓練の予定</li> </ul>
2回目	復興の手がかりを探す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「葛飾区の被害想定と地域協働復興を知る」</li> <li>・グループワーク〈復興の手がかりを探そう〉</li> </ul>
3回目	被災後の住まいの確保、復興方針を話し合う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワーク〈①被災後の「住まい」の復興を考える〉</li> <li>・グループワーク〈②被災後の「都市」の復興を考える〉</li> <li>・グループワーク〈③「震災復興の進め方」をまとめよう〉</li> </ul>

復興訓練

※各地区の訓練成果を、葛飾区震災復興マニュアルに綴じ込み、また、訓練を実施した地域でも保管している。



出典：葛飾区 HP

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	東京都豊島区				
窓口連絡先	都市整備部都市計画課 03-4566-2633				
人口	287,300人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input checked="" type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input checked="" type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input type="checkbox"/> 2m以上 <input checked="" type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	1	1	1
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること</li> <li>・ 復興事業として実施が想定される内容や活用を想定する補助金事業を確認しておくこと</li> <li>・ 行政の継続性を確保するため行政施設や消防、病院等の中枢機能移転等の方針を整理すること</li> <li>・ 復興での居住の場の確保の方針や考え方を整理すること</li> <li>・ 行政区域内の主要な産業機能を維持するための方策を検討すること</li> <li>・ 阪神・淡路大震災をはじめとした震災により、災害リスクを再確認した</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内で取組を主導する担当課や担当者が明確にされたこと</li> <li>・ 住民からの防災に関する対応を求める意見が強くなった</li> <li>・ 他の自治体の被災状況を見て、事前準備の必要性を認識した</li> <li>・ 河川が氾濫寸前になるなど、災害リスクを再認識する事態があった</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった</li> <li>・ 復興時の検討スタートとなる考え方が整理された</li> <li>・ 災害発生までに実施すべき日常業務での内容が明確になった</li> </ul>				

【特徴・参考となるポイント】

市町村マスタープランの改訂にあわせて復興目標として、区全域の復興方針、復興パターンのゾーニング区分を作成。また住民参加による復興訓練を通じて復興まちづくりの目標を作成。

1 - (2) 市町村マスタープラン

(東京都) 豊島区都市づくりビジョン 改定版 (令和3年4月)

目標等

■都市づくり方針1：高度な防災機能を備えた都市の実現

○防災都市づくりのイメージ



資料：東京都「防災都市づくり推進計画」

○被災後の復興都市づくりの検討

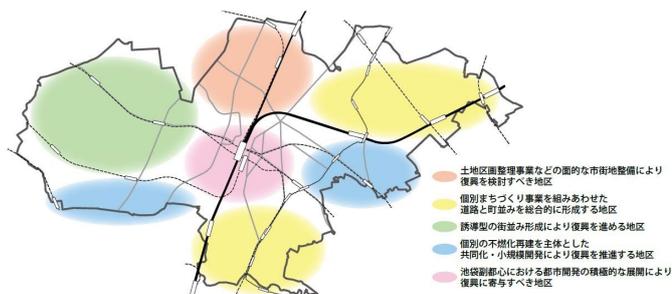
〈平常時から迅速な都市復興に備えるための事前復興ビジョンの作成〉

- ・迅速な都市復興と災害に強い市街地の形成に向けて、平成25(2013)年3月に制定した「豊島区震災復興の推進に関する条例」に基づき、被災後の都市像や事業手法など、区民と事前復興ビジョンを検討し、復興都市づくりに向けた準備を進める。

〈事前復興ビジョンのイメージ〉

- ・建築物の大半が焼失するなど大きな被害を受けた場合は、道路などの都市基盤の整備状況や地区の被害状況など被災の程度を踏まえ、適切な復興都市づくりの手法を検討する。事前復興ビジョンには、以下のようなタイプが想定される。

エリア別の整備イメージ



## ○復興パターンの設定とゾーニングを検討

### イメージ1 土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区

- 木造密集市街地など都市基盤が未整備で大被害を受けた地区では、土地区画整理事業などによる面的な市街地整備を検討し、安全性や利便性の高いまちづくりをめざします。
- 池袋副都心に隣接する利便性が高い地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業を軸にした市街地整備を検討します。

図表68 整備イメージ



### イメージ2 個別まちづくり事業を組みあわせた道路と街並みを総合的に形成する地区

- 小規模な敷地が密集しているものの、道路が格子状に形成されているなど都市基盤が一定程度整備されている地区では、既存の道路網を基礎に壁面線の指定や地区道路の整備、敷地の共同化<sup>22</sup>、協調建替え、街区内の敷地整序など、個別の事業を組みあわせた市街地整備を検討します。
- 未整備の都市計画道路がある場合は、道路ネットワークの構築を勘案した上で、沿道型の土地区画整理事業の適用を検討します。
- 未接道敷地が少なく、また、敷地が大きい地区では、部分的な道路や公園整備と個別の建築物の再建による復興を検討します。

図表69 整備イメージ



### イメージ3 誘導型の街並み形成により復興を進める地区

- 過去に土地区画整理事業などの面的な整備により、都市基盤が整備されている地区では、地区計画などまちづくりのルールによる規制・誘導策により、市街地整備を検討し、良好な街並みの形成をめざします。

図表70 整備イメージ



### イメージ4 個別の不燃化再建を主体とした共同化・小規模再開発により復興を推進する地区

- 交流拠点周辺では、土地区画整理事業など面的な整備が実施されていますが、道路が狭いなど指定容積率を活用できない地区もあります。こうした地区では、交流拠点の位置づけや都市基盤の整備状況に応じて、可能な箇所において街区単位の共同化や協調建替えを組みあわせた市街地整備を検討します。
- 一定水準の基盤が整備され、商業・業務機能の強化など駅を中心とする拠点形成が求められる地区では、市街地再開発事業を検討します。

図表71 整備イメージ



### イメージ5 池袋副都心における都市開発の積極的な展開により復興に寄与すべき地区

- 池袋副都心では、過去に土地区画整理事業などにより、都市基盤が整備されましたが、小規模街区を中心に構成され、その中に狭小な敷地が混在しています。復興計画にあたっては、街区再編により、都市施設の充実、商業・業務など都市機能の強化、都心居住の促進など、復興に寄与するプロジェクトとして、市街地再開発事業などの市街地整備を検討します。

図表72 整備イメージ



## ○生活復興の推進

- ・「豊島区震災復興マニュアル（生活・産業復興編）」に基づき、ボランティアやNPOなどによる生活復興の支援活動と連携しながら、被災後の一日も早い区民の暮らしや雇用の再生を図る。

復興体制	<p>○復興体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「豊島区震災復興の推進に関する条例」に基づき、災害対策本部とともに震災復興本部を立ち上げ、被災後の復興都市づくりを推進する。</li> </ul>												
復興訓練	<p>■「震災復興マニュアル」の策定に向けた取組の一環として訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊島区では、「震災復興マニュアル」の策定に向けた取組として、平成 21 年度から「震災復興まちづくり訓練」を行ない、その結果を踏まえて「豊島区震災復興マニュアル（都市・住宅復興編）」を平成 23 年に策定した。</li> <li>その後も、首都大学東京（現東京都立大学）の協力を得ながら地域で訓練を行ない、地域の方と成果をまとめている。地域での訓練は、約半年間にわたり、復興過程を模擬体験しながら、実施地区における「復興の手順（協議会のつくり方）」や想定被害に対する「復興まちづくり計画案」などの検討を行い、成果をまとめている。また、訓練概要についてはかわら版を発行している。</li> </ul> <p>○訓練の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者：地域の方、区職員、専門家、大学スタッフ</li> <li>参加人数：毎回地域の方 20～30 名、区職員、専門家および大学スタッフ 30～40 名</li> </ul> <p>○プログラム</p> <table border="1" data-bbox="373 763 1447 1032"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回目</td> <td>ガイダンス ・ 体験者の話を聞いて考える</td> </tr> <tr> <td>2 回目</td> <td>・ まちを歩いて被害をイメージする</td> </tr> <tr> <td>3 回目</td> <td>・ 被災後のまちや住まいを考える</td> </tr> <tr> <td>4 回目</td> <td>・ 復興の進め方と方針を考える</td> </tr> <tr> <td>5 回目</td> <td>・ 訓練の成果と復興の課題を確認する</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">出典：豊島区 HP</p>	項目	内容	1 回目	ガイダンス ・ 体験者の話を聞いて考える	2 回目	・ まちを歩いて被害をイメージする	3 回目	・ 被災後のまちや住まいを考える	4 回目	・ 復興の進め方と方針を考える	5 回目	・ 訓練の成果と復興の課題を確認する
項目	内容												
1 回目	ガイダンス ・ 体験者の話を聞いて考える												
2 回目	・ まちを歩いて被害をイメージする												
3 回目	・ 被災後のまちや住まいを考える												
4 回目	・ 復興の進め方と方針を考える												
5 回目	・ 訓練の成果と復興の課題を確認する												
基礎データ	<p>○被災後の都市づくりを支える施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地理情報システム（GIS）の活用や地籍調査の推進などにより、迅速な都市復興を支える基本的な都市データを集約し、り災証明書の速やかな発行など被災後の都市づくりと被災者の生活再建に向けた準備を強化する。</li> </ul>												

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	東京都江戸川区				
窓口連絡先	都市開発部 03-5662-6368				
人口	696,123人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input checked="" type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input checked="" type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	1	1	1
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること</li> <li>復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>首長からの指示があった</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった</li> <li>復興時の検討スタートとなる考え方が整理された</li> </ul>				

【特徴・参考となるポイント】

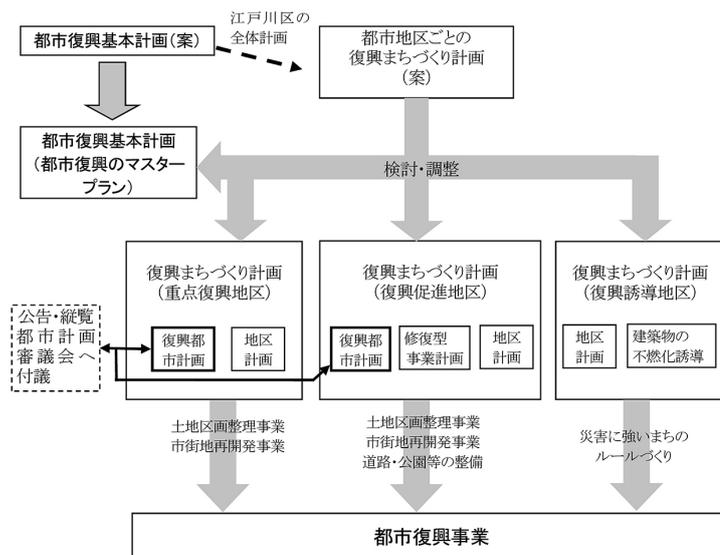
地域防災計画、市町村マスタープランに復興体制や復興手順を具体的に位置づけ。市町村マスタープランでは、区全域の「都市復興の基本方針（復興パターン）」を明記。

1 - (1) 地域防災計画

(東京都) 江戸川区地域防災計画 (令和3年度修正)	
復興体制	<p>■復興の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害により甚大な被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。</li> <li>・応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。</li> <li>・復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、都市基盤の復興だけでなく、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的にすすめる。</li> </ul> <p>○総合復興計画</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>■復興本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長は、大規模災害により被害を受けた地域が区内の相当の範囲に及び、かつ、重大な被害を受けた場合は、被災後、できるだけ早い時期に区災害対策本部とは別に復興本部を設置する。</li> </ul>
復興手順	<p>■都市の復興</p> <p>○復興初動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市復興本部の設置 復興事業を迅速かつ計画的に実施するため、できる限り早期に都市復興本部を設置する。都市復興本部は、被災直後に設置される区災害対策本部と緊密な連携が図られる組織体制とする。</li> <li>・被害概況の把握             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家屋被害概況調査</li> <li>(2) 建築物の応急危険度判定調査</li> </ol> </li> </ul> <p>○都市復興基本方針の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市復興基本方針の策定・公表 家屋被害概況調査等をもとに、速やかに区の都市復興への方向性を示す都市復興基本方針を策定し、区民に公表する。</li> <li>・建築基準法第84条に基づく建築制限 壊滅的な被災市街地で、基盤整備を図るべき地区について、建築制限を実施。</li> </ul> <p>○都市復興基本計画の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の詳細調査等             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家屋被害状況調査</li> <li>(2) 復興対象地区の指定</li> </ol> </li> <li>・被災市街地復興特別措置法第7条に基づく建築制限 抜本的な都市基盤整備事業を行う地域について、事業を円滑に推進するため、「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定を行い、建築制限を実施する。</li> </ul>

復興手順

- ・都市復興基本計画の策定・公表  
都市復興基本方針を踏まえ、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、地区ごとの具体的なまちづくり方針について区民等の意見を聞き、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講じ、都市復興基本計画を策定、公表する。
- ・時限的市街地づくり  
(1) オープンスペースの利用調整  
(2) 時限的市街地づくりの方針原案の作成及び決定  
(3) 時限的市街地の建設・運営
- 都市復興事業の推進
  - ・復興まちづくり計画の策定  
復興まちづくり計画（案）を作成し、区民に周知する。地元説明会やまちづくり協議会での協議結果を踏まえて、復興まちづくり計画を策定する。
  - ・復興都市計画の決定  
復興都市計画（案）を策定し、都市計画決定手続き（公告縦覧及び決定）を行う。
  - ・復興事業計画の作成・決定  
復興事業計画（案）を作成し、区民に周知する。地権者との協議を行い、合意形成を図り復興事業計画を決定する。
  - ・都市復興事業の推進  
復興事業計画に基づいて、都市復興事業を円滑に推進する。  
※時限的市街地とは、区民が主体となって地域の復興をすすめるため、「暫定的な生活の場」として暫定的につくる市街地のこと。時限的市街地は、仮設の住宅、店舗や事業所と利用可能な残存建設物などから構成される。



■生活の復興

- ・区民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- ・また、ボランティアや NPO 等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

■産業の復興

- ・産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑にすすむよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策をすすめる。
- ・東京都の策定する産業復興方針と連携し、中小企業施策、農業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。
  - ・復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

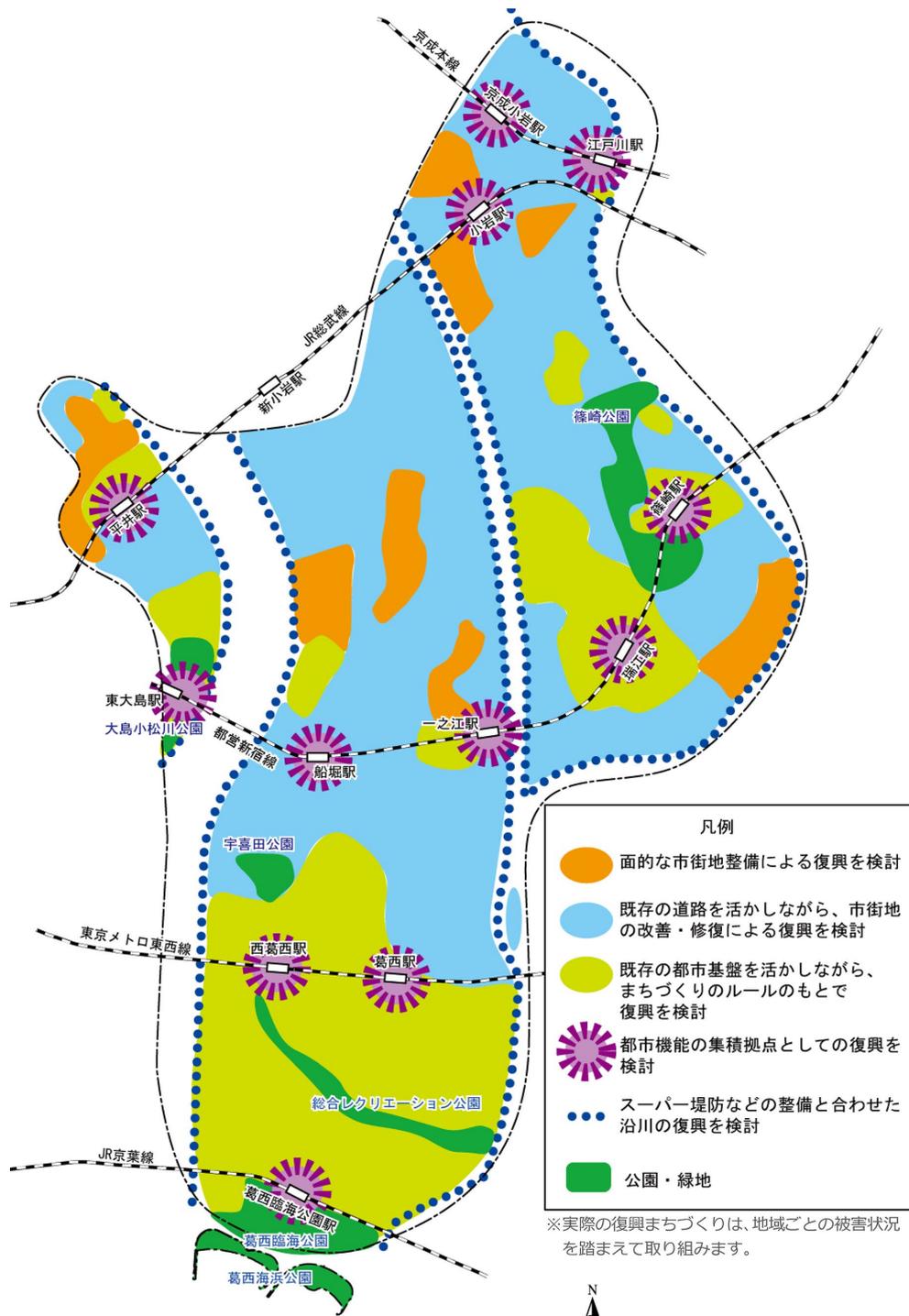
## 1 - (2) 市町村マスタープラン

### (東京都) 江戸川区都市計画マスタープラン (平成 31 年 3 月)

<p>復興体制 基礎データ</p>	<p>■復興のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災前の市街地における都市基盤整備状況を図面情報として整理するなど、復興都市づくりの手法を迅速に検討できる準備を行う。</li> <li>家屋別の住宅戸数情報を電子データとして入力するなど、迅速に建築物の被災棟数を集計することができる準備を行う。</li> <li>地理情報システム (GIS) などのまちづくりに関するデータベースを構築し、災害発生後の「被害状況調査」などの結果と重ね合わせて、応急対応、復旧、復興対策が効率的に進められる準備を行う。</li> <li>被害想定などに基づき、基盤整備を図る必要がある地区については、復興時に建築制限がかかる可能性があることを事前に区民に周知し、理解を求める。</li> </ul>
<p>復興手順</p>	<p>■課題と基本目標</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《課題》</p> <p>大規模災害により甚大な被害が発生した場合は、応急的な対応や復旧を行いながら、都市復興に向けた取り組みを進めることとなります。迅速な都市復興に着手するためには、復興に向けた取り組みを事前に検討しておく必要があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>基本目標</p> <p>事前に復興対策の手順や進め方、復興の目標像を検討します</p> </div> <p>【復旧・復興プロセスのイメージ】</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">             災害発生後 ～1週間           </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市復興本部の設置</li> <li>家屋被害概況調査</li> <li>都市復興基本方針の検討</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">             災害発生後 ～2週間           </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市復興基本方針の協議・検討・公表</li> <li>基本方針に関する東京都との調整</li> <li>壊滅的な被災市街地での建築制限 (計画的な復興を行うため無秩序な建築を制限)</li> <li>復興相談所の開設 (建築制限に関する相談などを実施)</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">             災害発生後 1週間～1か月           </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋被害状況調査 (復興事業検討の基礎資料の収集)</li> <li>復興対象地区の設定</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">             災害発生後 ～2か月           </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災市街地復興推進地域 (都市基盤の面的整備を予定する地域) の指定</li> <li>被災者生活実態調査</li> <li>応急仮設住宅の必要戸数の把握</li> <li>時限的市街地 (本格復興に向かうにあたり、被災市街地に地域住民が留まるための「仮設のまち」) づくり</li> <li>都市復興基本計画 (案) の作成・周知</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">             災害発生後 2か月以降           </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市復興基本計画 (案) の作成及び公表</li> <li>都市復興基本計画 (案) の説明会の開催</li> <li>復興まちづくり協議会立ち上げ、復興まちづくり計画の策定</li> <li>復興都市計画 (原案) 作成、説明会開催、計画案作成、計画案の公告・縦覧</li> <li>復興都市計画の決定</li> <li>都市復興事業の推進</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※江戸川区都市復興マニュアル (平成 19 年 7 月) を基に作成</p> </div>

■都市復興の基本方針図

目標等



## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	東京都足立区				
窓口連絡先	都市建設課都市計画係 03-3880-5280				
人口	689,106人(令和4年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input checked="" type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input checked="" type="checkbox"/> 【足立区防災まちづくり基本計画】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input checked="" type="checkbox"/> 【足立区地区環境整備計画】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input checked="" type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input checked="" type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input checked="" type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明 ※津波は河川敷の一部のみで建物被害はなしと想定されている。	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	1	1	1
【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない					
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること</li> <li>復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体の被災状況を見て、事前準備の必要性を認識した</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった</li> <li>復興時の検討スタートとなる考え方が整理された</li> </ul>				

【特徴・参考となるポイント】

市町村マスタープランの分野別計画の中で、住民参加による復興訓練による復興まちづくり目標の作成を位置づけ。

2 - (1) 事前復興に関する計画

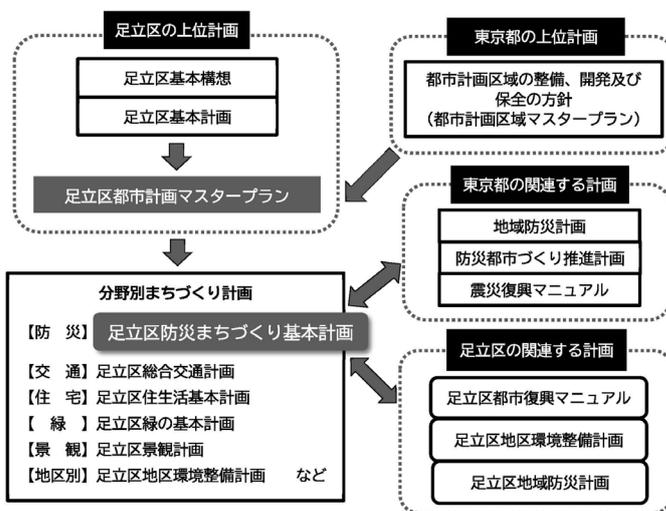
(東京都) 足立区防災まちづくり基本計画(案) (令和4年3月)

計画の概要

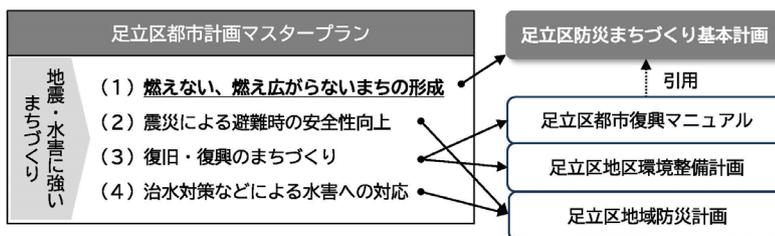
■ 計画の位置づけ

- ・「足立区防災まちづくり基本計画」は「足立区都市計画マスタープラン」の防災分野における分野別計画である。
- ・また、防災面で関連のある「足立区都市復興マニュアル」「足立区地区環境整備計画」「足立区地域防災計画」及び東京都の関連計画との整合を図った、足立区防災まちづくりの基本的な計画である。

【足立区防災まちづくり基本計画の位置づけ】



【都市計画マスタープランとの関連】



【地域防災総合計画の全体構成】

		災害発生時		
		災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興計画
地域防災総合計画	防災まちづくり基本計画			
	地域防災計画	—————		
	防災コミュニティ計画			

■都市復興訓練の位置づけ

・この計画の中で「第3章 区民等と一体となった復興体制の整備」「3-2 復興まちづくり訓練等の実施」として具体的な実施目標と担当を設定している。

2 復興まちづくり訓練等の実施

3-2- (1) 復興まちづくり訓練の実施

いざ被災した時に、迅速なまちの復旧・復興を実現させるためには、平素からの準備が重要です。

職員向けの都市復興マニュアルの検証を兼ねた研修のほか、危険度の高い地域の住民の方々と一緒に、まちの災害リスクや復興に役立つ資源を事前に確認し、地区ごとの復興計画を前もって考える「復興まちづくり訓練」を実施していきます。

**まちの復興シミュレーション**  
を一緒に!

復興まちづくり訓練  
所要時間 半日~1日間

参加するとこんなメリットがあります!

**被災前**

- 防災意識を高め、地域のつながりが強化
- 地域の災害リスクや復興時に活用できる資源等を再発見
- まちの防災上の課題を解消

**被災後**

- 速やかに復興に向けた地域の体制を整えられる
- 円滑に復興に向けた地域での話し合いを行える

訓練は下記の流れで進めていきます!

- 1 復興まちづくりを知る**  
被災から震災復興までの流れを知り、都市復興の考え方や地域の災害リスクを学びます
- 2 まちを歩いて見つける**  
まちを歩きながら、危険な所、避難の障害になりそうな所、被災時に役立つ箇所、被災後も大切に残したいもの等、まちの課題や魅力を発見していきます
- 3 復興まちづくりを考えていく**  
まち歩きで見つけたリスクや資源をもとに、被災後にどのようにまちを復興していくべきかを考えていきます

参加したい町会・自治会は

下記の電話もしくはメールでご相談ください

足立区 都市建設部 都市計画課 都市計画係  
電話 03-3850-5280 (直通)  
Eメール toshikenka@city.adachi.tokyo.jp

【出典：足立区復興まちづくり訓練啓発用リーフレット（令和3年6月発行）】

【施策】3-2- (1) 復興まちづくり訓練の実施			
施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
職員復興まちづくり訓練の実施回数 (令和3年度からの累計)	1回	5回	10回
区民との復興まちづくり訓練の実施回数 (令和3年度からの累計)	—	4回	9回
担当所管			
東京都	市街地整備部 企画課		
足立区	都市建設部 都市建設課		

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	神奈川県厚木市				
窓口連絡先	都市計画課 046-225-2400 (直通)				
人口	223,710人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input checked="" type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input checked="" type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input checked="" type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	2	2	2	2
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること</li> <li>・ 復興事業として実施が想定される内容や活用を想定する補助金事業を確認しておくこと</li> <li>・ 復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの防災に関する対応を求める意見が強くなった</li> <li>・ 河川が氾濫寸前になるなど、災害リスクを再認識する事態があった</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、防災都市づくり計画の検討を進める中で、復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割、復興時の検討スタートとなる考え方、災害発生までに実施すべき日常業務での内容について明確になると考えられる。</li> </ul>				

【特徴・参考となるポイント】

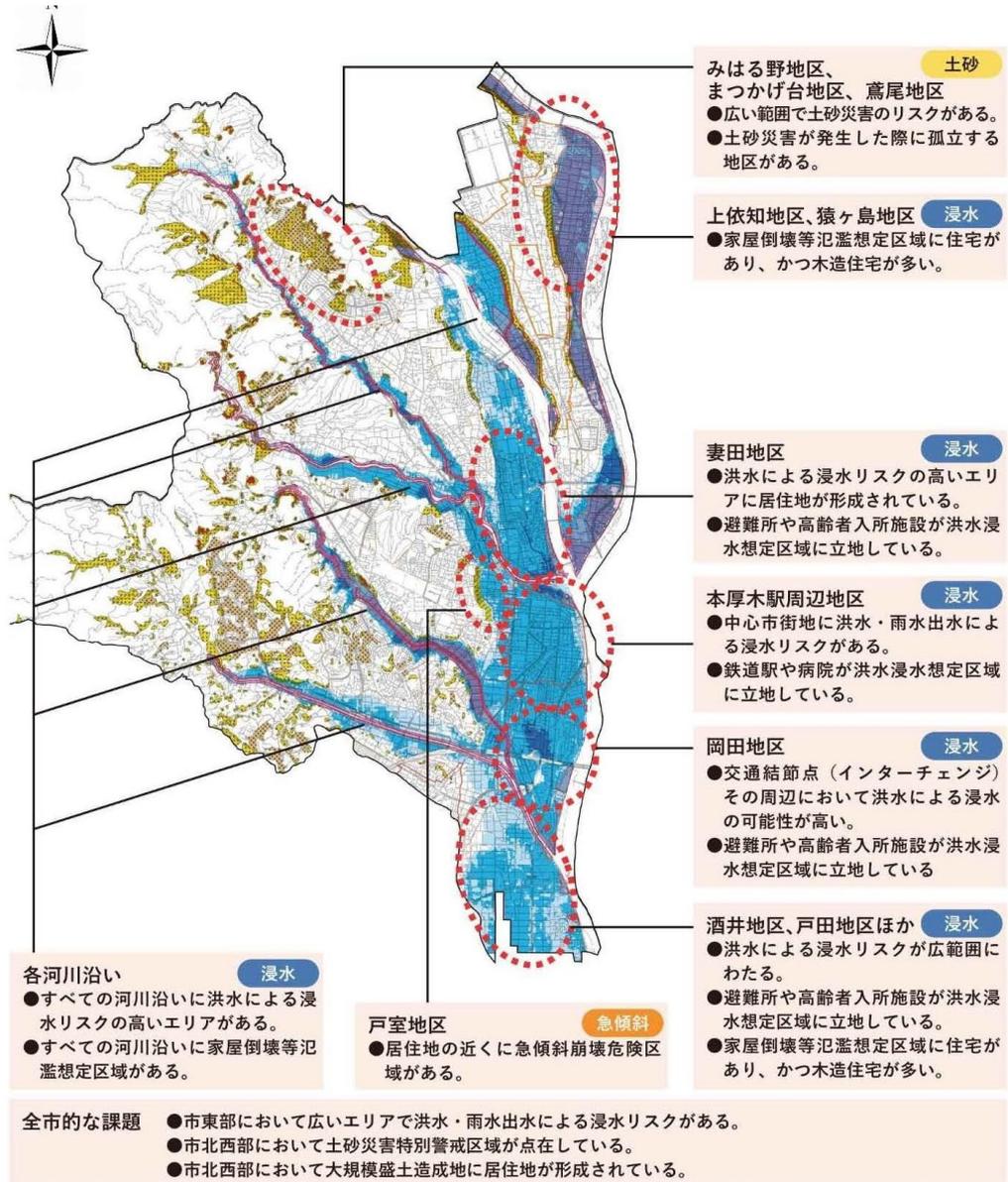
立地適正化計画(防災指針)で災害リスク等の現況・課題(基礎データ)を整理。その上で、今後策定する防災都市づくり計画に、復興体制と復興手順、復興目標の位置づけを予定。

1 - (4) 立地適正化計画(主に防災指針)

(神奈川県) 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画(令和3年3月)※

基礎データ

■現状分析(災害リスク)

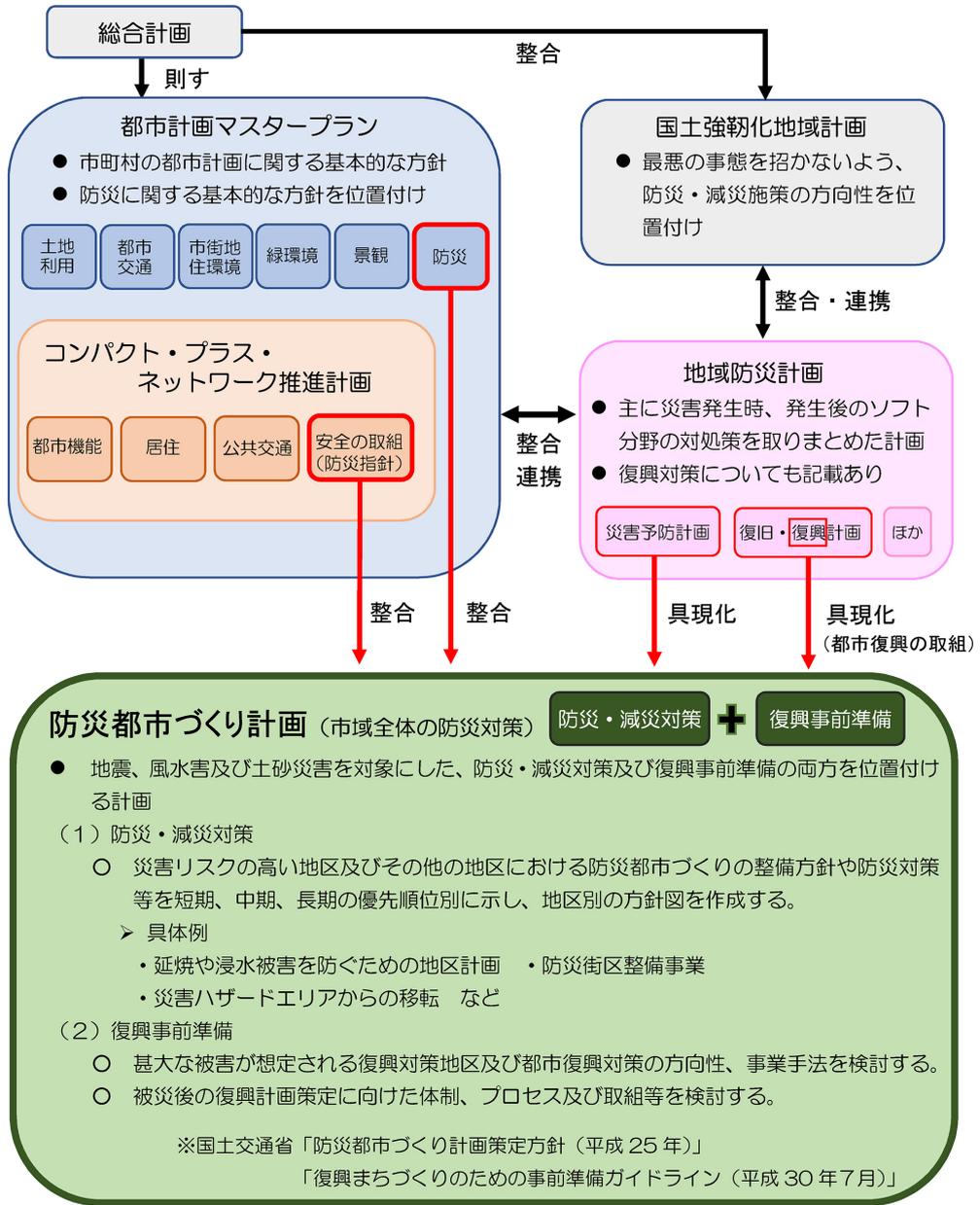


※厚木市では、立地適正化計画と地域公共交通計画を一体とした「コンパクト・プラス・ネットワークの推進計画」を策定。

1 - (6) 防災都市づくり計画

(神奈川県) 厚木市防災都市づくり計画策定方針 (令和3年6月)

◆防災都市づくり計画及び関連計画の体系



復興体制  
復興手順  
目標等  
※策定中

■計画策定のスケジュール

- ・令和3年 9月 庁内検討委員会設置
- ・令和3年 10月 都市計画審議会に策定検討部会を設置
- ・令和4年 9月～10月 15地区意見交換会
- ・令和4年 10月 計画案作成
- ・令和4年 10月 意見交換会実施
- ・令和5年 1月 パブリックコメント実施
- ・令和5年 3月 計画策定

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	静岡県富士市				
連絡先	都市計画課 0545-55-2785				
人口	252,243人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input checked="" type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input checked="" type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input checked="" type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input checked="" type="checkbox"/> 【富士市事前都市復興計画】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況 ※地域防災計画で想定している災害	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input checked="" type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input checked="" type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	1	1	1
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること</li> <li>・ 復興での居住の場の確保の方針や考え方を整理すること</li> <li>・ 行政区域内の主要な産業機能を維持するための方策を検討すること</li> <li>・ 復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの防災に関する対応を求める意見が強くなった</li> <li>・ 他の自治体の被災状況を見て、事前準備の必要性を認識した</li> <li>・ 都道府県や大学等の外部機関からの協力、専門的な助言を得られた(シンポジウムや勉強会の開催等)</li> <li>・ 南海トラフを震源とする巨大地震への危機感</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった</li> <li>・ 復興時の検討スタートとなる考え方が整理された</li> </ul>				

【特徴・参考となるポイント】

復興事前準備の総合的な計画となる事前都市復興計画を新規に策定。住民参加による復興まちづくり訓練を通じて、復興まちづくりの進め方等を検討。

2 - (1) 事前復興に関する計画

(静岡県) 富士市事前都市復興計画 (平成 28 年 3 月)

復興訓練

■復興まちづくり訓練

- ・「自分達のまちが被災したら、どのような被害が発生し、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組で、災害を想定して復興を模擬体験する。

●訓練の一般的な流れ

第 1 回	ガイダンス	被災体験者の講話を聞いて、自宅の復興を考える
第 2 回	タウンウォッチング	まちを歩いて被害をイメージする
第 3 回	グループワーク	被災後の住まいや生活を確保する
第 4 回	グループワーク	復興まちづくり計画 (案) ※を考える
第 5 回	報告会	訓練で検討した内容等を地域住民へ周知する

※復興まちづくり計画 (案)

地域の特性や想定される地域の被災状況から、地域における復興まちづくりの進め方や体制等について示したもの。発災後は、実際の被災状況を踏まえ、地域の復興まちづくりのベースとする。

■訓練の実施について

- ・復興まちづくり訓練は、地域が主体となる取組である。
- ・訓練の実施に当たっては、専門家の派遣や資料の作成など、行政が積極的に支援する。

○行政の支援策

- ・専門家やコーディネーター、行政職員の派遣
- ・資料の作成支援
- ・訓練場所の提供 など

○訓練成果の周知について

- ・復興まちづくり訓練において作成した「復興まちづくり計画 (案)」等を、町内会の会合等で周知し、地区内にて復興方針等の共有を図る。
- ・地域のまちの整備が進み被災イメージが変わったなど、計画の内容が現状にそぐわない場合や、再度復興まちづくり訓練を実施した際には、計画内容を修正する。

■復興まちづくり講座

- ・復興まちづくりの進め方や市民・事業者・行政の役割等について、市民等に正しく理解してもらうため、防災講座や各種会合等と併せて、本計画の内容等についての復興まちづくり講座を実施する。

■災害図上訓練 (DIG)

- ・みんなで地図を囲み、地域の情報を書き落とすことで、普段気づかない自分の地域の災害に対する弱みや強みを再確認し、減災のために家庭や地域で事前にできること (やるべきこと) を話し合う。

復興訓練

○行政内の取組

- ・本市では、災害への事前準備、発災時のうごきの周知等のため、防災マップの作成・配布、本計画の策定・公表等のほか、行政内部の横断的な連携を高めるために、全庁的な訓練を実施する。
- ・これらの取組を通じて、行政職員の復興まちづくりに向けた意識啓発や情報共有、連絡体制の構築を図るとともに、行政の取組についての手順等を確認し、発災後の円滑な支援に備える。

■全庁訓練

- ・本計画の策定に伴い作成した行動マニュアルを活用し、全庁訓練を実施する。行動マニュアルを確認しながらの訓練を実施することで、発災後の行政支援に対する関係職員の役割を明確にするとともに、横断的な行政の動き方を共有する。

■行動マニュアルの再整備

- ・訓練を通じて、行動マニュアルの問題点等が明らかになった場合、訓練後に問題点等を整理し、見直す。

■様々な被害を想定した訓練

- ・本市では、建物倒壊、津波、火災、液状化による被害が想定される地区を対象に、復興まちづくり訓練を実施した。

年度	地区	被害想定
平成27年度	富士駅北口周辺地区	建物倒壊
平成28年度	元吉原地区	津波
平成29年度	田子浦地区	津波
平成30年度	吉原本町駅周辺地区	火災
令和元年度	吉原本町駅周辺地区	火災
令和3年度	須津駅周辺地区	液状化

○訓練の概要

- ・参加者：地域住民(15名)



○プログラム

(吉原本町駅周辺地区 復興まちづくり訓練の場合)

項目	内容
1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前復興訓練についての概要説明（常葉大学／池田教授）</li> <li>・ 想定されている被害の確認</li> <li>・ 発災後の行動・暮らしの把握</li> <li>・ 仮設住宅設置についての検討 （仮設住宅の模型を使用しテーブル図面の上で配置案について検討）</li> </ul>
2回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区の良い所、改善したい所の確認</li> <li>・ 発災後の復興まちづくり方針の策定</li> </ul>
3回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興まちづくり方針を実現するための取組の検討</li> <li>・ 特に重要な取組の選出</li> </ul>
4回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前にできる取組と今後の課題となる取組の確認</li> <li>・ 復興まちづくり計画（案）の策定</li> </ul>

出典：富士市HP



【特徴・参考となるポイント】

国土強靱化地域計画の策定にあわせて、津波被災が想定される地区を対象とした地区復興まちづくり計画案を作成。

1 - (5) 国土強靱化地域計画

(静岡県) 伊豆市国土強靱化地域計画(令和2年11月)

目標等

■推進方針

○全市的な対応方針(3つのテーマ)

- ・ A. 伊豆半島地域の後方支援も担う全市防災拠点整備 / B. 災害時自立生活環境の形成 / C. 浸水による甚大被害想定地区での事前復興準備

○重点地区ごとの主要な対応事項

- ・ (1) 修善寺地区 / (2) 土肥地区(「事前復興まちづくりの展開」として復興計画イメージ図の明記) / (3) 天城湯ヶ島地区 / (4) 中伊豆地区
- ・ リスクシナリオごとの推進方針

○1-3. 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ・ 水害発生に備える事前準備の推進【重点プログラム】

○8-3. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり【重点プログラム】
- ・ 地籍調査の推進【重点プログラム】

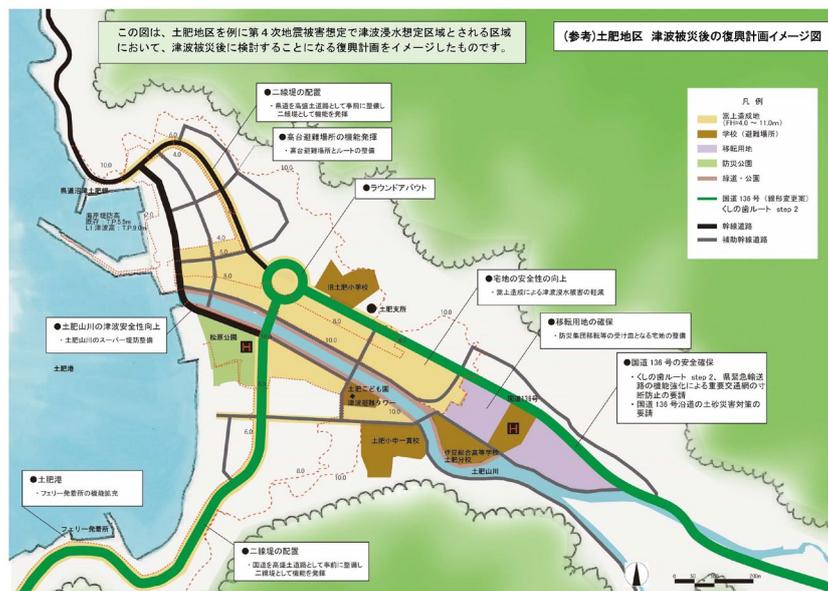
○8-4. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態

- ・ 事前復興計画の検討

○9-1. 企業・住民の流出等による地域活力の低下

- ・ 事前復興の視点を取り入れた土肥地区での安全で魅力ある地域づくり

○土肥地区での事前地区復興まちづくり計画のイメージ図の作成と公表



## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	静岡県下田市				
窓口連絡先	防災安全課 0558-36-4145				
人口	20,898人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input checked="" type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input checked="" type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【		
	<input checked="" type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input checked="" type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input checked="" type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	3	3	1
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること</li> <li>・ 復興での居住の場の確保の方針や考え方を整理すること</li> <li>・ 行政区域内の主要な産業機能を維持するための方策を検討すること</li> <li>・ 復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業についてコンサルタントの支援を受けられる予算措置が可能となった</li> <li>・ 他の自治体の被災状況を見て、事前準備の必要性を認識した</li> <li>・ 河川が氾濫寸前になるなど、災害リスクを再認識する事態があった</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災後の混乱により想定される、復興に向けた住民等との冷静・円滑な協議の難航を軽減することが期待できる。</li> </ul>				

【特徴・参考となるポイント】

国土強靱化地域計画の策定にあわせて、基礎データを分析し、被災後の課題を整理。加えて事前復興計画の策定による復興事前準備の推進を位置づけ。

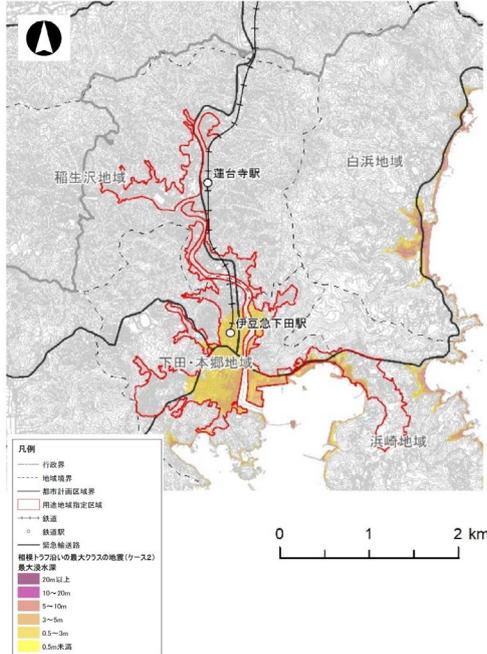
1 - (5) 国土強靱化地域計画

(静岡県) 下田市国土強靱化地域計画(令和3年3月)

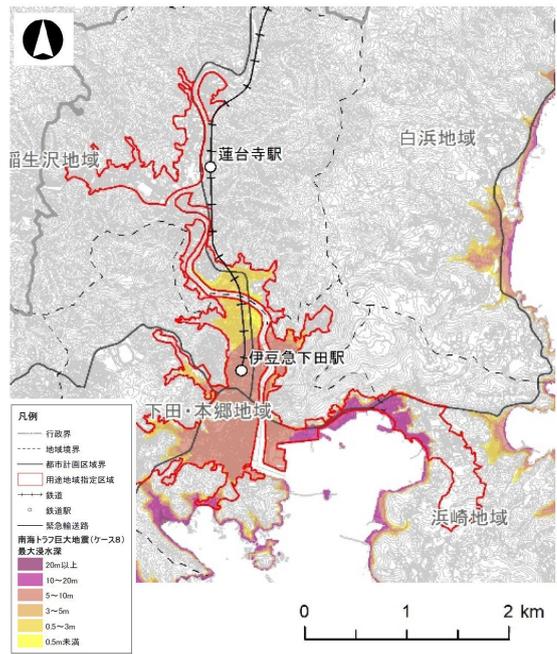
基礎  
データ

■予想される災害リスク

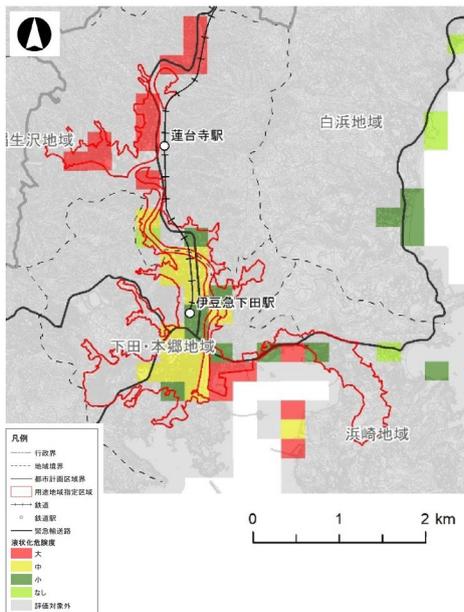
○相模トラフ沿いの最大クラスの地震(ケース2)による津波浸水想定区域(用途地域)



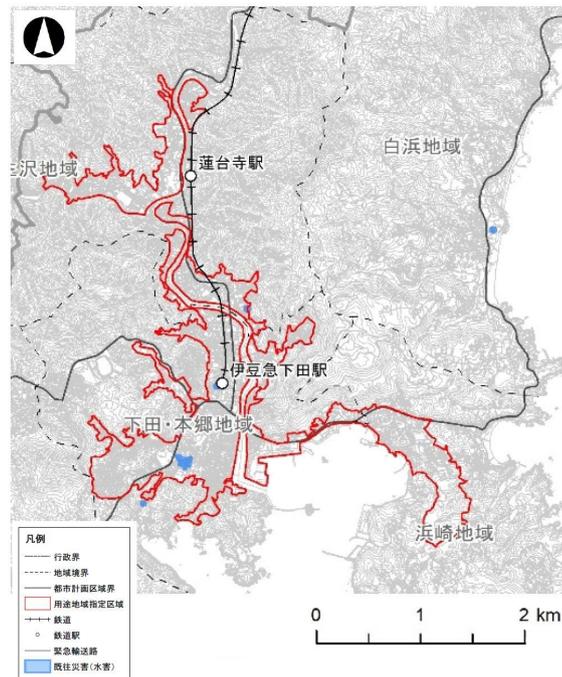
○南海トラフ巨大地震(ケース8)による津波浸水想定区域(用途地域)



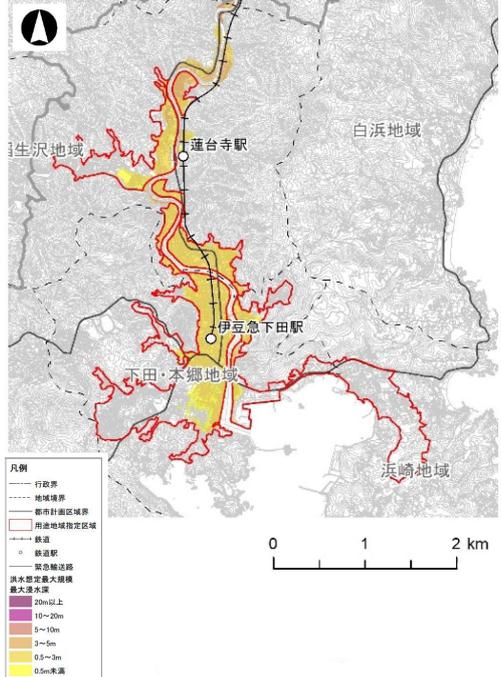
○南海トラフ巨大地震(東側ケース)による液状化危険度(用途地域)



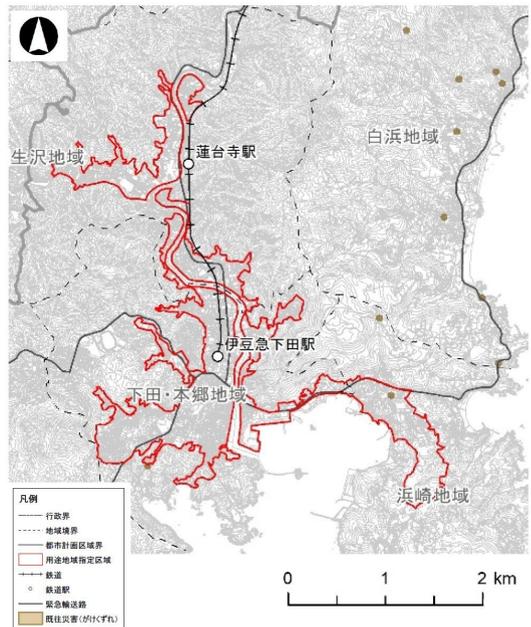
○既往災害分布図（水害）（用途地域）



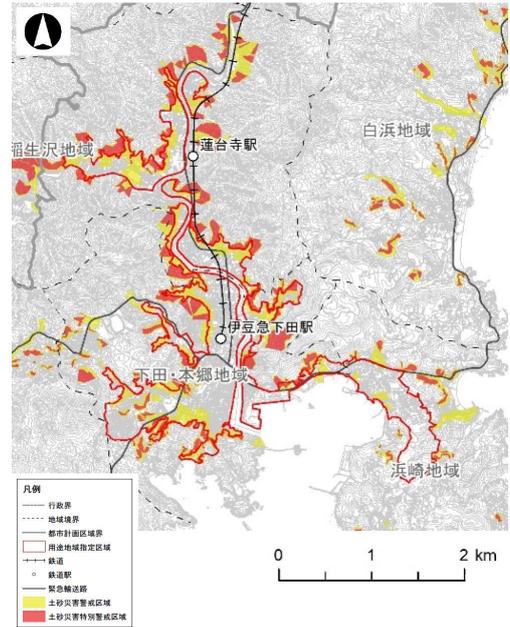
○洪水浸水区域（用途地域）



○既往災害分布図（がけくずれ）（用途地域）



○土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（用途地域）

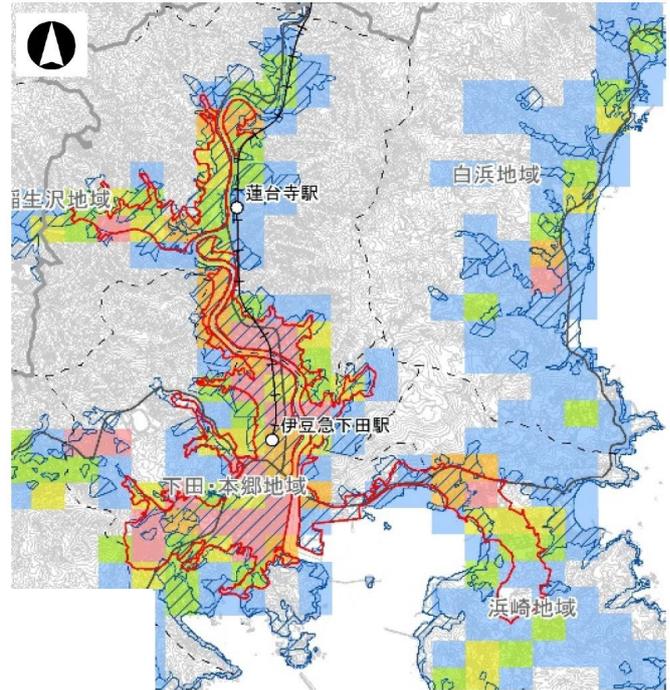


■災害危険区域

- ・災害危険区域及び人口 250m メッシュの重ね合わせより、災害危険区域に居住する人口を算出すると、21,963 人となり、本市の総人口 23,204 人（平成 27 年国勢調査）のうち 94.7%がいずれかの災害危険性のある場所に居住しており、国土強靱化による取組強化が求められる。

※災害危険区域：津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域のエリアを合わせた区域とする。

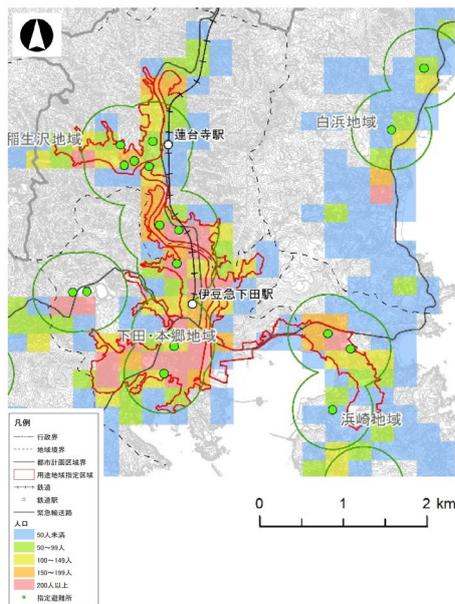
■災害危険区域内の人口（用途地域）



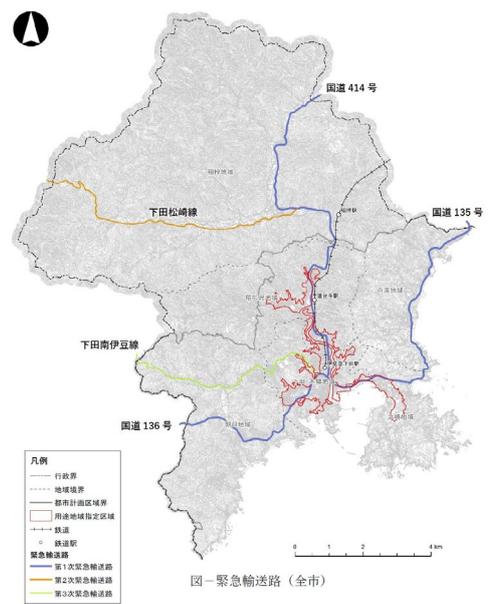
■避難施設

- ・避難施設の分布をみると、指定避難所や指定緊急避難場所が市内各地に設置されている。また、伊豆急下田駅の北側には、津波避難ビルが3か所確保されている。
  - ・避難所圏域人口及び人口 250m メッシュの重ね合わせより、避難所圏域に居住する人口を算出すると、17,185 人となり、本市の総人口 23,204 人（平成 27 年国勢調査）のうち 74.1%が避難所圏域内に居住している一方で、残りの 25.9%は避難所圏域外に居住しており、円滑な避難に向けた取組強化が求められる。
- ※避難所圏域：「市町村における津波避難計画策定指針（総務省消防庁）」における避難距離に関する記載「避難できる限界の距離は最長でも 500m 程度とする」を参考に、指定避難所から 500m 圏域とした。

○指定避難所圏域（500m）（用途地域）



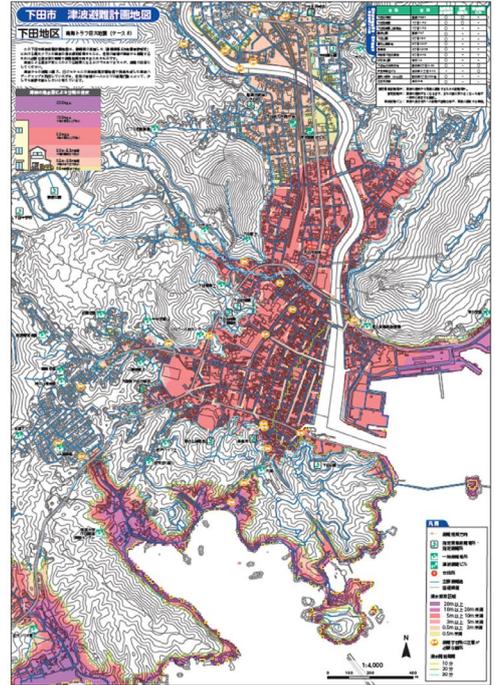
○緊急輸送路



図一緊急輸送路（全市）

■観光客における避難対策の現状

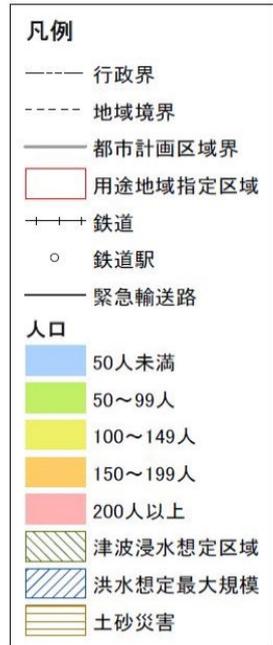
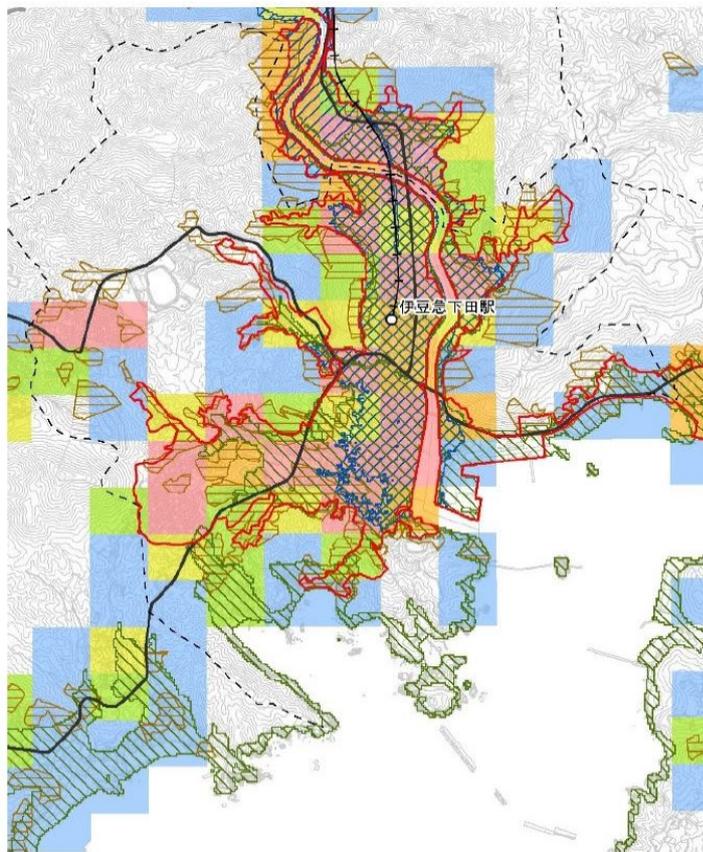
- ・観光客における津波避難シミュレーションにおいて、津波避難対策後（防災訓練、防災教育等の効果及び避難路の整備、避難看板等の設置）では、観光客は吉佐美地区の100名を除き避難が可能となっているが、このシミュレーションは、あくまで津波避難対策を実施し、発災後すぐに観光客が的確な避難行動をとった際のものであり、観光客の中には、発災時に避難場所が分からない者や外国からの観光客で日本語に不慣れな者等もいることが想定されることから、観光客に対する津波避難対策が求められる。



■地域別にみた災害リスク

○下田・本郷地域（地域別に見た災害リスク）

- ・下田・本郷地域における災害リスクについてみると、人口が集中する中心部沿岸部が津波や稲生沢川の氾濫により浸水すると想定されているほか、市街地（用途地域指定区域）の外縁部に土砂災害の危険区域が多数指定されるなど、甚大な被害が発生する危険性が高い。



目標等

## ■脆弱性評価に基づく重要課題

### ○事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

- ・東日本大震災以降、津波の危険性が高い沿岸部の市街地や集落等から内陸・高台部へ移転する企業や住民の動きが見られる中、地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。
- ・本市では、沿岸地域に多くの人口や資産、基幹的インフラ等が集中しているため、沿岸部においては、防潮施設、避難路、避難施設の整備等の防災・減災対策を最優先とし、地域資源を活用した新産業の創出・集積等を進めることが求められる。これに対し、脆弱性評価結果についてみると、「9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下」に対する事業として震災復興のための都市計画行動計画を策定する等の取組を進めているが、被災後に混乱で後れを生じることなく、円滑な復旧・復興を進めるため、より一層の事前復興のための取組を強化していく必要がある。

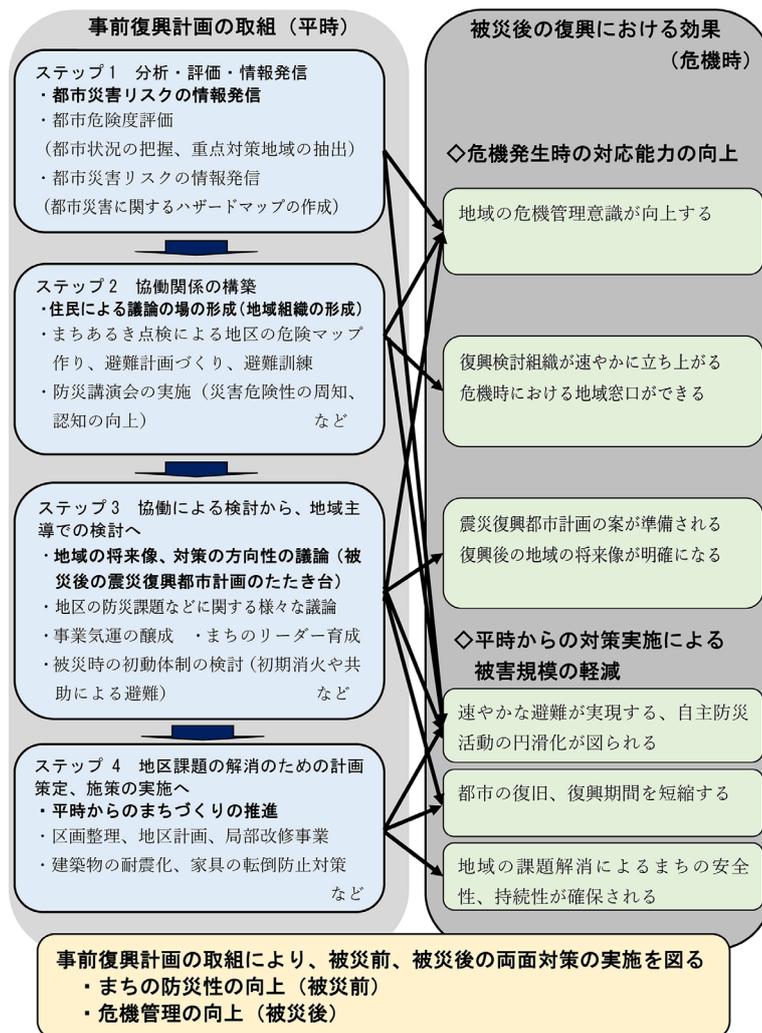
## ■国土強靱化の推進方針

### ○都市基盤整備

#### 〈復興まちづくりの推進〉

- ・被災地の迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進する。
- ・また、被災後の混乱により遅延することのないよう、復興体制や復興まちづくりの実施方針の検討を行い、事前復興計画の策定を推進する。

### ○重点プロジェクトの設定



**取組 2 事前復興の推進**

**【本市における課題】**

- ・駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波により、甚大な被害が想定される。
- ・ハード・ソフトの総合的な対策で、被害を最小限にする、被害を出さないことが求められる。
- ・大規模な災害発生後には、発災直後の応急対策段階、本格的な復旧対策段階、被災前からの質的向上を目指す復興対策段階の3段階を迅速に実施する必要がある。
- ・「都市の復興」は、被災した都市の再建に向けた根幹となるものであり、居住地の選択や住宅再建において大きな要件・制約となることから、先行着手と被災住民との調整や周知などに関する手続きが重要である。

**災害予防**

- ・災害時に被害を最小限にし、速やかに応急対策、復旧・復興するために、ハード、ソフト面で予め備えておくもの

**災害応急対策**

- ・発災直後に、避難、救助、救急、消火活動、生活に最低限必要な物資の輸送、確保、情報収集活動を行うための対策

**災害復旧・復興**

- ・被災地に対して、復旧、復興を行い、生活再建、復興まちづくりを行うもの

**<必要な対策>**

- ・建物、都市施設の防災対策(家具固定、耐震診断、耐震改修・補強、不燃化)
- ・災害に強いまちづくり(地元啓発、まちづくり計画、まちづくり)
- ・速やかな応急、復旧、復興への備え(地域の防災活動、行政計画・体制づくり等)

図－復旧・復興に向けた段階と必要な対策

**【取組方針】**

- ・災害復旧の迅速化を図るための地籍調査等の事前調査を推進する。
- ・復興体制・復興手順等について担当する部署やスケジュール等について事前検討を推進する。
- ・被災後に迅速かつ円滑に復興するため、事前復興計画の策定を推進する。



【特徴・参考となるポイント】

津波防災地域づくり推進計画に、復興体制や目標(震災復興計画の策定に関する内容)を位置づけ。

1 - (1) 地域防災計画

(静岡県) 浜松市地域防災計画 (令和3年4月)					
復興体制	<p><b>■震災復興本部</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #f4cccc; text-align: center;">設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、浜松市震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。</li> <li>② 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>③ 復興本部は市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4cccc; text-align: center;">組織及び使命・事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 復興本部の編成及び運営は、別に定める。</li> <li>② 復興本部が果たすべき事務の主なもの、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興計画の策定</li> <li>・震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・県その他防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請</li> <li>・相談窓口等の運営</li> <li>・人心安定上必要な広報</li> <li>・その他の震災復興対策</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>■市・防災関係機関の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、復旧・復興対策組織を設置し、計画を作成することで、必要な対策を講じる。また、防災関係機関においては、市と調整を図りながら復旧活動を迅速に実施する。</li> </ul>	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、浜松市震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。</li> <li>② 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>③ 復興本部は市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。</li> </ul>	組織及び使命・事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 復興本部の編成及び運営は、別に定める。</li> <li>② 復興本部が果たすべき事務の主なもの、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興計画の策定</li> <li>・震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・県その他防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請</li> <li>・相談窓口等の運営</li> <li>・人心安定上必要な広報</li> <li>・その他の震災復興対策</li> </ul> </li> </ul>
設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、浜松市震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。</li> <li>② 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>③ 復興本部は市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。</li> </ul>				
組織及び使命・事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 復興本部の編成及び運営は、別に定める。</li> <li>② 復興本部が果たすべき事務の主なもの、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興計画の策定</li> <li>・震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>・県その他防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請</li> <li>・相談窓口等の運営</li> <li>・人心安定上必要な広報</li> <li>・その他の震災復興対策</li> </ul> </li> </ul>				
目標等	<p><b>■震災復興計画策定の体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興計画は、復興本部において策定する。</li> <li>・復興本部には、関係部局長級以上により構成する震災復興計画策定委員会を置き、所管課長級以上で構成する部会を設置する。</li> <li>・市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、浜松市震災復興計画審議会を設置する。</li> <li>・市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに浜松市震災復興計画審議会に諮問する。</li> </ul> <p><b>■震災復興計画の構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画は、基本方針(ビジョン)と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別により構成する。</li> </ul> <p><b>■震災復興計画の基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定に当たっては、本市の総合計画等との調整を図る。</li> </ul> <p><b>■震災復興計画の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等の配布やインターネットを通じて市民に周知し、被災地の復興を推進する。</li> </ul> <p><b>■国、県等との調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。</li> </ul>				

# 1 - (3) 津波防災地域づくり推進計画

(静岡県) 浜松市津波防災地域づくり推進計画 (令和元年 11 月改訂)

復興体制

## ■災害対応業務の実施体制の強化

・地震・津波の発災時間なども踏まえ、市の災害対策本部や各部本部の早期設置のほか、各所管施設の機能確保を行う必要がある。そのため、被災後の限られた参集職員で対応するための効率的な災害対応業務及び非常時優先業務の遂行体制を構築する。関係機関においては、市と調整を図りながら復旧活動を迅速に実施する。

## ○災害対策本部・職員体制の整備

### 〈主な内容〉

・市災害対策本部、災害本部機能、防災拠点施設などの市所管施設の早期機能回復を目指した業務継続計画を策定する。また、業務継続計画に基づく職員訓練の実施やシナリオの作成を通じ、事前対策としての施設・設備の強化や事後対応としての代替手段の確保の可否などを検証する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値目標	④短期終了 時点	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の 該当
				H25年度 まで	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助 (所管課)	
23101 業務継続計画（地震・津波対策）全庁版・施設管理者版の策定	業務継続計画策定率 （災害 12 部局）	100%	完了					市域	-	市) 危機管理課	チ
23102 職員の津波注意報・警報時の配備体制の見直し	配備計画の策定 （年 1 回）	100%	継続					市域	-	市) 危機管理課	チ
23103 災害時の対応訓練の実施（津波含む）	本部運営訓練の実施 （年 2 回）	100%	継続					市域	-	市) 危機管理課	チ

復興体制	<p>■津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する</p> <p>○生活基盤を早期に復旧する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活基盤の早期復旧には、電気、水道、ガスなどのライフライン施設の早期復旧や津波湛水の早期解消が不可欠となる。</li> <li>ライフライン復旧のための関係機関への広域応援要請やライフライン復旧活動に必要な津波湛水区間の緊急排水の支援要請など、ライフラインの優先的復旧箇所をあらかじめ想定しておき、生活基盤確保のための円滑な復旧体制を構築する。</li> <li>また、静岡県第4次地震被害想定において被災のおそれのある地域を対象に、防災都市づくり計画や事前復興計画の検討に取組み、被災後においても住宅・市街地の復興計画・事業推進に関する円滑な合意形成を図ることのできる検討体制を構築する。</li> </ul> <p>○事前復興計画の検討体制の構築</p> <p>〈主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランや防災都市づくり計画と本計画との整合を図り、事前復興計画（骨子）を策定する。</li> <li>また、被災地域の迅速な復旧対策を図るため、事前の地籍調査の推進や被災後の復興事業に伴う復興用地の確保などに取組む。</li> </ul>																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">①アクション名</th> <th rowspan="2">②目標指標</th> <th rowspan="2">③中期の数値目標</th> <th rowspan="2">④短期終了時点</th> <th colspan="4">⑤目標達成時期</th> <th rowspan="2">⑥対象区域</th> <th colspan="2">⑦実施主体</th> <th rowspan="2">⑧法律上の該当</th> </tr> <tr> <th>H25年度まで</th> <th>短期5年</th> <th>中期10年</th> <th>長期30年</th> <th>自助共助</th> <th>公助(所管課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32301 都市計画マスタープランの推進</td> <td>都市計画区域における都市計画マスタープランの策定進捗率</td> <td>100%</td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市域</td> <td>—</td> <td>市) 都市計画課</td> <td>チ</td> </tr> <tr> <td>32302 防災都市づくり計画の推進</td> <td>都市計画区域における防災都市づくり計画の策定進捗率</td> <td>100%</td> <td>継続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市域</td> <td>—</td> <td>市) 都市計画課</td> <td>チ</td> </tr> <tr> <td>32303 震災復興のための都市復興基本計画策定の促進</td> <td>都市計画区域における都市復興基本計画の策定進捗率</td> <td>100%</td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市域</td> <td>—</td> <td>市) 都市計画課</td> <td>チ</td> </tr> <tr> <td>32304 被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進</td> <td>津波浸水想定区域内の地籍調査実施率(対象範囲1.5k㎡)</td> <td>10%</td> <td>継続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>L2 浸水</td> <td>—</td> <td>市) 道路保全課</td> <td>へ</td> </tr> <tr> <td>32305 住宅復興計画(骨子)の策定の促進</td> <td>住宅復興計画(骨子案)の策定進捗率</td> <td>100%</td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市域</td> <td>—</td> <td>市) 住宅課</td> <td>チ</td> </tr> </tbody> </table>									①アクション名	②目標指標	③中期の数値目標	④短期終了時点	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当	H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年	自助共助	公助(所管課)	32301 都市計画マスタープランの推進	都市計画区域における都市計画マスタープランの策定進捗率	100%	完了					市域	—	市) 都市計画課	チ	32302 防災都市づくり計画の推進	都市計画区域における防災都市づくり計画の策定進捗率	100%	継続					市域	—	市) 都市計画課	チ	32303 震災復興のための都市復興基本計画策定の促進	都市計画区域における都市復興基本計画の策定進捗率	100%	完了					市域	—	市) 都市計画課	チ	32304 被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	津波浸水想定区域内の地籍調査実施率(対象範囲1.5k㎡)	10%	継続					L2 浸水	—	市) 道路保全課	へ	32305 住宅復興計画(骨子)の策定の促進	住宅復興計画(骨子案)の策定進捗率	100%	完了					市域	—	市) 住宅課	チ
	①アクション名	②目標指標	③中期の数値目標	④短期終了時点	⑤目標達成時期				⑥対象区域					⑦実施主体		⑧法律上の該当																																																																							
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年		自助共助	公助(所管課)																																																																												
	32301 都市計画マスタープランの推進	都市計画区域における都市計画マスタープランの策定進捗率	100%	完了					市域	—	市) 都市計画課	チ																																																																											
	32302 防災都市づくり計画の推進	都市計画区域における防災都市づくり計画の策定進捗率	100%	継続					市域	—	市) 都市計画課	チ																																																																											
	32303 震災復興のための都市復興基本計画策定の促進	都市計画区域における都市復興基本計画の策定進捗率	100%	完了					市域	—	市) 都市計画課	チ																																																																											
	32304 被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	津波浸水想定区域内の地籍調査実施率(対象範囲1.5k㎡)	10%	継続					L2 浸水	—	市) 道路保全課	へ																																																																											
	32305 住宅復興計画(骨子)の策定の促進	住宅復興計画(骨子案)の策定進捗率	100%	完了					市域	—	市) 住宅課	チ																																																																											

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	愛知県岡崎市				
窓口連絡先	都市政策部都市計画課 0564-23-6260				
人口	386,252人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input checked="" type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input checked="" type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	1	1	1
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること。</li> <li>・ 行政の継続性を確保するため行政施設や消防、病院等の中枢機能移転等の方針を整理すること。</li> <li>・ 復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること。</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの防災に関する対応を求める意見が強くなった。</li> <li>・ 都道府県や大学等の外部機関からの協力、専門的な助言を得られた(シンポジウムや勉強会の開催等)。</li> <li>・ 平成26年に本市において、災害危険度判定調査を行い、地震時の延焼や道路の閉塞などの危険性が明確になり、防災まちづくりについて、地元住民とともに進める必要性が生じた。</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった。</li> <li>・ 復興と併せて地域の魅力を高める取組内容が明確になった。</li> </ul>				

### 【ヒアリング概要】

復興事前準備の担当課について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災都市づくり計画に位置付けている取組であることと、都市計画手続きの要素が多いため都市計画課が担当している。</li> </ul>
防災部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の取組に応じて声掛けや調整を行っている。</li> <li>・ 地域防災計画の改定にあわせて必要な事項を反映させている。</li> </ul>

【特徴・参考となるポイント】

地域強靱化計画や防災都市づくり計画の策定にあわせて、基礎データの整理による復興課題地区を抽出。市内の各種計画での復興事前準備の位置づけが高まりつつある。

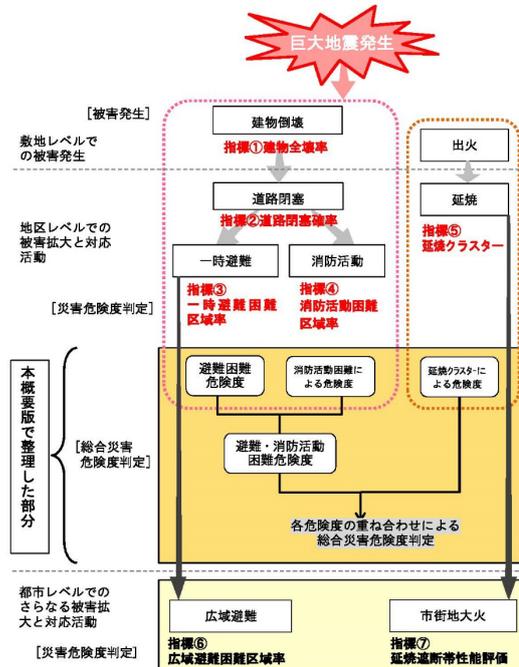
1 - (6) 防災都市づくり計画

(愛知県) 岡崎市防災都市づくり計画 (平成 31 年 3 月)

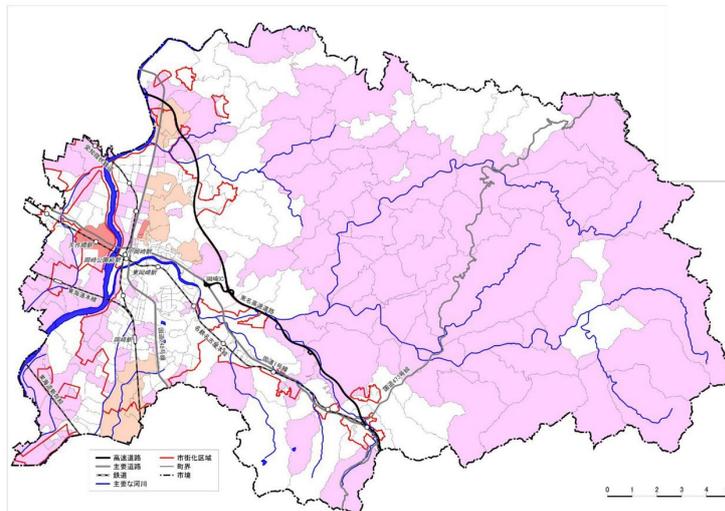
基礎データ

■ リスク・課題地区の抽出

- 本市では、愛知県が平成 26 年 5 月に公表した、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を踏まえ、市独自の南海トラフ地震被害予測調査を実施し、平成 27 年 3 月に公表するとともに、平成 26 年度に災害危険度判定調査を実施し、平成 27 年 10 月に公表した。
- これらの調査結果や本市の現況・関連計画等を踏まえ、本市において地震災害時に想定される危険性を「建物倒壊の危険性」、「応急活動困難の危険性」、「避難困難の危険性」、「延焼の危険性」、「地盤災害の危険性」、「その他の危険性」の 6 つに分類して整理している。



○ 災害危険度判定の結果



**災害危険度判定**

		避難・救急活動困難危険度	
		高い (危険度5)	低い (危険度4以下)
延焼危険度	高い		
	低い		

※災害危険度判定方法  
 ○延焼危険度  
 ・延焼クラスター内の建物数が1,000棟以上を危険度が高いと評価  
 ○避難・救急活動困難危険度  
 ・以下に少なくとも一つ該当する場合に危険度5と評価  
 ・一時避難困難区域率80%以上または道路閉塞確率70%以上を危険度5と評価  
 ・なお、一時避難とは、岡崎市地域防災計画(平成26年2月、岡崎市)において指定されている一時避難場所(広域避難場所も同等として扱う)への避難をいう。  
 ・消防活動困難区域率が80%以上を危険度5と評価

■復興事前準備の考え方

○ビジョンⅢ 被災後に生活の維持・早期回復ができる都市  
 〈方針2 被災後の都市の復興を見据えた準備を行います〉

- ・東日本大震災をはじめとする大規模災害では、多くの場合、被害後に市民等の意向を把握しながら復興計画を策定し、それに基づいて取組みが進められたが、こうした方法では復興が遅延することも想定される。
- ・そのため、迅速かつ的確に復興を進めるための基準や考え方を整理した復興ビジョンの作成や平時から地域との認識の共有を図る事前復興等に取り組む。

○復興に向けた事前準備の実施

- ・被災後における職員の行動手順や土地区画整理事業を含めた市全体の土地利用計画の検討手順等を整理するとともに、模擬訓練や勉強会等を通じて庁内関係部局の認識の共有を図ることによって、早期復興に向けた活動の実行性を高める。
- ・また、地籍調査によって土地の境界の位置や面積を明確にするなど、早期の復興に向けた準備を整える。
- ・加えて、被災後において円滑に復興事業を進められるよう、復興の手順等についてあらかじめ住民等の理解を得るとともに、地域の防災性の向上に向けた意識啓発を目的として実施する事前復興まちづくりの取組みを支援する。

○主な施策例

- ・震災復興都市計画の手引きの整理・運用及び模擬訓練等の実施
- ・地籍調査の実施
- ・地域の事前復興まちづくりの取組み支援

その他

**事前復興まちづくり体験の成果**  
**「復興まちづくり提案図」**

**第1班 元能見北**

【第1回 まち歩き】  
 当地区は古い木造住宅が多く幅の狭い道路が多いため、地震・火災時の避難の際にも影響があることから、地区の災害リスクを確認した後、参加者の皆さんで実際にまちを歩いて、危険なところやまちの魅力を再確認し、「まち歩き結果図」としてまとめました。

町内ごとに、住民の方と市・興職員と一緒にグループを作り、ご自身の町内の区域を主として、まちづくりについて話し合いました。

【第2回 復興まちづくりの提案】  
 まち歩きの結果や、燃え広がりやすさなどの地域の災害リスク情報から、仮に被災した場合の復興まちづくりの方向性を話し合い、「復興まちづくり提案図」としてまとめました。

**第1班 まち歩き結果図**

道路がせまく、ブロック場がある  
 大型消防車が入れない  
 河川は、消防水利に有効  
 路地は、子供の遊び場になる  
 公共トイレの維持  
 震災時には駐車庫を有効活用できる。水通りの確保など  
 ・跡、残したい  
 ・山車の子を、復旧、復元したい

延焼の危険度  
 当日作成した図(原簿)  
 【まち歩き結果図】

**第1班 復興まちづくり提案図**

この復興まちづくり提案図の内容は、今回の事前復興まちづくり体験の場で出された意見・提案のまとめであり、今から実施するという計画のものではありません。

【道路 凡例】  
 避難路として利用するために、機能を確保。  
 避難路になるよう延長

消防水利に使えるように、伊賀川へ降りる階段と、ポンプを置くスペース(川の横り高)を確保したい。

空家の跡地を有効利用・更地でポットハーブ・菜として活用  
 公共トイレは活用できる。  
 ブロック場は危険が高齢者としては怖うと安心感を感じる。

駐車庫を避難用空地として活用したい。

まちのシンボル  
 二次避難所確保

【復興まちづくり提案図】

危険なところの改善策  
 被災時に役立つ箇所、更なる活用推進策  
 未来に残したいまちの魅力、更なる魅力向上策  
 その他残したい点(地区全体に関わるものなど)

危険と思われるところ  
 被災時に役立つ箇所  
 まちの魅力  
 その他残したい点

空地・駐車庫の活用  
 道路がせまく、ブロック場がある。木造住宅が建て込んでいる

凡例  
 延焼の危険度  
 公共トイレの活用

【復興まちづくり提案図】

0 50 100

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	愛知県田原市				
窓口連絡先	街づくり推進課 0531-23-3535				
人口	60,895人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input checked="" type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input checked="" type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input checked="" type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input checked="" type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input checked="" type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input checked="" type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	3	1	1
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	・ 庁内で取組を主導する担当課や担当者が明確にされたこと				
復興準備を進める「メリット」	・ 復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった				

### 【ヒアリング概要】

都市計画マスタープラン等で復興事前準備の対応をされた目的、背景や経緯	・ 過去災害から、事前防災の重要性に鑑み位置づけを行った。
作成作業人数	・ 主担当1名(係員5名)
計画の策定体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊市HP参照のこと(計画書P.82に記載あり)</li> <li>・ 庁内検討は会議体を設置せず、全庁依頼及び事務局と関係課との個別調整で作成。</li> </ul>
取組のメリットや効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「事業名=事前復興計画の策定」</li> <li>・ 担当課による事業推進につなげる効果を見込んで計画に位置づけた。</li> <li>・ 担当者が代わっても業務の継続性が担保される。</li> </ul>
住民への情報提供や意見の確認など	・ 市議会への報告の実施。パブリックコメントの実施。

【特徴・参考となるポイント】

津波防災地域づくり推進計画の策定にあわせて被災想定(基礎データの整理)や復興課題の整理、事前復興計画の策定の位置づけを実施。市町村マスタープランの改定と合わせて復興目標の検討結果を、具体的な施策の内容まで位置づけ。

1 - (2) 市町村マスタープラン

(愛知県) 田原市都市計画マスタープラン (平成 28 年 3 月)

■全体構想での記載

○5. 防災に関する土地利用の方針

- ・東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を最大限活用し、長期的な視野を持って計画的な土地利用を図り地震や津波に強い都市構造の構築を目指す。
- ・地域単位でそれぞれ長期のランドデザインをイメージし、想定される複数の災害に対して明確な都市づくりの方向性を市民と連携して共有する。

(L2 津波への対策)

- ・L2 津波とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波で、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定される津波を言い、次の方針に基づき、土地利用を図る。
- ・長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討 等

■地域別構想での記載

- ・(県) 城下田原線について、土盛り、嵩上げ等防災面に配慮した道路整備を促進。また、整備に伴い、周辺地区の河川・海岸堤防の嵩上げの必要性を検討。
- ・防波堤・防潮堤、海岸堤防等の耐震化、かさ上げ、粘り強い構造への改良及び背後地整備等を図る。
- ・早期に復興できるよう、予め住民等と協働で事前復興計画の策定を検討する。
- ・港湾物流機能の向上、併せて、災害時における港湾防災拠点機能を確保するため、田原公共ふ頭の-7.5m以上の耐震強化岸壁の整備等を促進する。

目標等

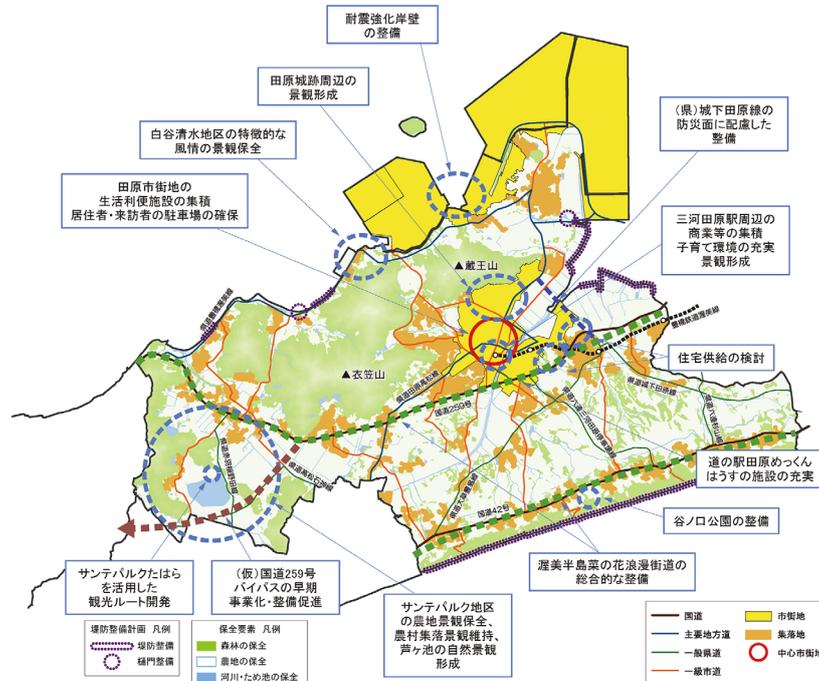


図 68 田原地域のまちづくり方針図

1 - (3) 津波防災地域づくり推進計画

(愛知県) 田原市津波防災地域づくり推進計画 (平成 28 年 5 月・令和 3 年 6 月 (一部改訂))

基礎データ

■ リスク・課題地区の抽出

- 平成 26 年度に本市が行った被害予測調査や、都市計画基礎調査、津波浸水想定区域、浸水深等のデータを GIS (地理情報システム) に取り込み、それぞれを組み合わせて脆弱な部分を抽出し、分析・評価を行っている。

○ 田原地域

- 田原地域は、市域東部に位置し、9つの地区(六連、神戸、大草、田原東部、田原南部、童浦、田原中部、衣笠、野田)からなり、市全体の人口の約6割の市民が居住している。
- 本地域の東部には、豊橋鉄道渥美線の始発駅周辺を中心に市街地が形成され、商業・業務、医療・福祉、文化、教育節能等の主要な都市節能が集積している。また、本地域の北部の臨海部は、県内屈指の産業集積地を擁している。
- 防災上の特性と被害予測については、特性と被害予測、建物被害・人的被害と要配慮者数、浸水想定区域内にある主な施設、想定される被害状況等をそれぞれ示した。
- この地域は、津波による建物・人的被害ともに比較的少ない被害予測となっているが、県内でも屈指の臨海工業地域や鉄道路線が存在しており、道路や鉄道の寸断により、多数の帰宅困難者が発生することが予想される。

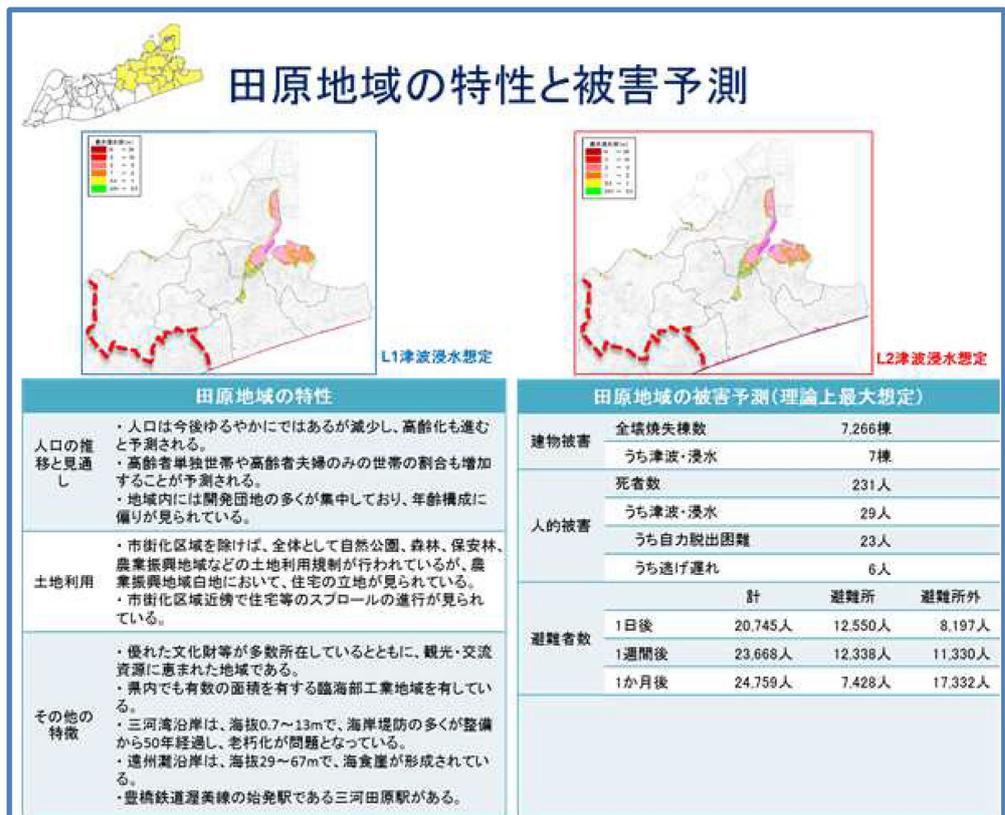


図 2-11 田原地域の特性と被害予測

## 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

### 第4章 基本方針等

4-1 津波防災地域づくり推進計画の基本方針 【R2-3年度で再編しは行っていない】  
津波防災地域づくり法第10条第3項第1号の「津波防災地域づくり推進計画の基本方針」及び3-2で示した課題を解決するための施策体系については、次のとおりとする。



図4-1 田原市津波防災地域づくり推進計画の基本方針

#### (3) 防災に関する土地利用の方針

東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を最大限活用して、長期的な視野を持って計画的な土地利用を図り、地震や津波に強い都市構造の構築を目指す。そのためには、地域単位でそれぞれ長期のランドデザインをイメージし、想定される複数の災害に対して明確な都市づくりの方向性を市民と連携して共有する。

##### ①地震に関する方針

- ・地震動や液状化、火災に強い建物・住まいづくりを促進する。
- ・公園等公共空地の確保や電線類の地中化等の都市基盤整備を推進し、安全な市街地の形成を図る。

##### ②津波に関する方針

(L1 津波への対策)

- ・海岸堤防などの構造物を整備、耐震化等を推進し、津波の内陸への侵入を防ぐ。
- ・狭あい道路の解消を図り、安全な避難路・避難経路を確保する。

(L2 津波への対策)

- ・住民避難を柱とした多重防御（津波避難経路や津波避難施設の整備推進）を講じることにより何としても人命を守る。
- ・津波浸水想定区域については、敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を定めるなど土地利用規制・建築制限に関する施策を検討する。
- ・長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討する。

#### (4) 立地適正化に関する方針

本市では、令和2年3月、改定版都市計画マスタープランで掲げる多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するため、「田原市立地適正化計画」を策定した。これにより、居住を含め都市の活動を各拠点に誘導して都市機能の維持を図るとともに、公共施設の最適化などに取り組んでいる。

### ○基本事業Ⅲ-⑥

#### 〈事前復興計画の検討〉

目標等

#### 基本事業Ⅲ-⑤

#### 応急仮設住宅の早期確保

応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保する。

対象区域：推進計画全域＝市域、推進計画一部区域＝津波避難対象区域、L1 浸水＝L1 津波浸水想定区域、L2 浸水＝L2 津波浸水想定区域

アクション名	目標指標	短中期の数値目標	短期終了時点 (R2年度末)	目標達成時期			対象区域	実施主体		法律該当号
				短期 5年	中期 10年	長期 25年		自助・共助	公助(所管)	
1) 応急仮設住宅建設候補地の選定	被害想定に基づく応急仮設住宅建設必要戸数に対する計画供給戸数の割合	100%	完了				推進計画全域	-	市) 建築課	チ

#### 基本事業Ⅲ-⑥

#### 事前復興計画の検討

被害の最小化を図るため、国土強靱化地域計画や都市計画マスタープランと整合性を図りながら、復興対策の手順や復興まちづくりに関する基本方針を定めた事前復興計画の策定を検討する。また、迅速な復旧対策を図るため、事前の地籍調査の推進や官民境界基本調査を促進する。

対象区域：推進計画全域＝市域、推進計画一部区域＝津波避難対象区域、L1 浸水＝L1 津波浸水想定区域、L2 浸水＝L2 津波浸水想定区域

アクション名	目標指標	短中期の数値目標	短期終了時点 (R2年度末)	目標達成時期			対象区域	実施主体		法律該当号
				短期 5年	中期 10年	長期 25年		自助・共助	公助(所管)	
1) 事前復興計画策定の検討	事前復興まちづくり機運醸成の実施	-	継続				L2 浸水	-	市) 街づくり推進課	チ
2) 被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査等の推進	地籍調査の実施	-	継続				推進計画全域	-	市) 建設課	ハ
	都市部官民境界基本調査の推進(要望先：国土交通省)	1.45 km <sup>2</sup>	完了				推進計画全域	-	市) 建設課	ハ

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	愛知県知多市				
窓口連絡先	都市整備部都市計画課 0562-36-2668				
人口	85,302人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input checked="" type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input checked="" type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input checked="" type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況 ※地域防災計画で想定している災害	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input checked="" type="checkbox"/> 津波		<input type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input checked="" type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input checked="" type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	3	3	3	1	1
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県や大学等の外部機関からの協力、専門的な助言を得られた(シンポジウムや勉強会の開催等)</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興時の検討スタートとなる考え方が整理された</li> </ul>				

### 【特徴・参考となるポイント】

立地適正化計画の防災指針の作成にあわせて、被災後の現状・課題(基礎データの整理)を位置づけ。(※想定される災害タイプ・地震は地域防災計画)

## 1 - (4) 立地適正化計画(主に防災指針)

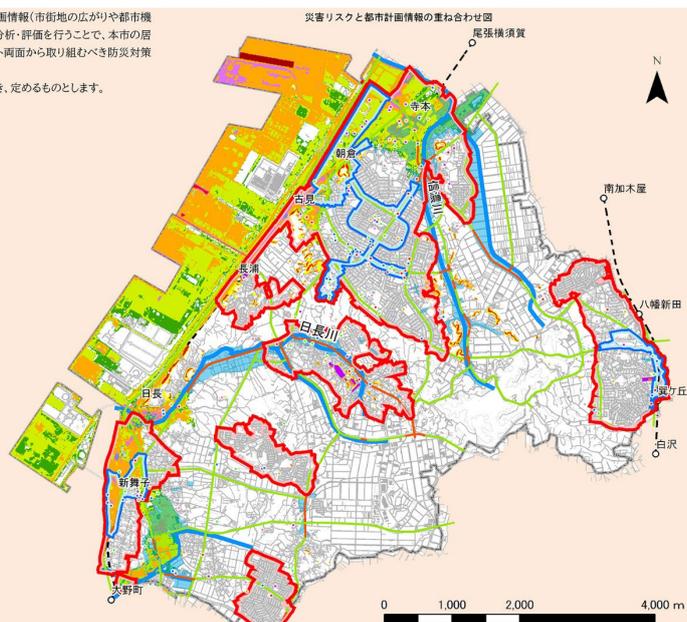
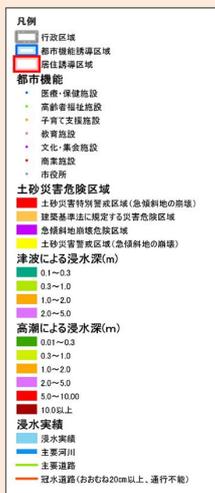
(愛知県) 知多市立地適正化計画(令和3年3月)

### ■第7章 防災指針

・災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ図を用いて検討している。

#### 1 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ図

本市の有する災害リスク情報(法指定区域や浸水予測・実績等)と都市計画情報(市街地の広がりや都市機能の立地状況等)を重ね合わせることで、災害リスクの「見える化」及び分析・評価を行うことで、本市の居住誘導区域内の災害危険性が懸念される区域において、今後、ハード・ソフト両面から取り組むべき防災対策を定めます。  
なお、ここで定める防災対策については、風水害に対する対策に重点をおき、定めるものとします。



(資料：令和元(2019)年砂防GISデータ、愛知県高潮浸水想定図、知多市ハザードマップ、令和元(2019)年7月愛知県津波災害警戒区域の指定について)

基礎データ

※都市再生特別措置法が令和2年6月10日に公布され、防災指針が位置付けられているが、本計画はこの改正前に検討したものである。

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	京都府京都市				
窓口連絡先	都市計画局都市企画部都市計画課 075-222-3505				
人口	1,400,720人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input type="checkbox"/> 3割以上 <input checked="" type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	1	1	1	3
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				
復興事前準備に取組んだ「目的」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での復興時の実施内容の各担当課、職員の役割や内容を明確にすること</li> <li>・ 復旧・復興プロセスでの業務内容の手順や実施時期について整理すること</li> </ul>				
復興事前準備に取組んだ「きっかけ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の自治体の被災状況を見て、事前準備の必要性を認識した</li> <li>・ 復興時に必要となる制度等の検討</li> <li>・ 職員の意識向上</li> </ul>				
復興準備を進める「メリット」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興の時期的な手順や庁内担当の役割が明確となった</li> </ul>				





【特徴・参考となるポイント】

地域防災計画の改定にあわせて、豪雨災害での経験を踏まえて体制、目標(復興計画の構成)を反映した事例。

1 - (1) 地域防災計画

(兵庫県) 佐用町地域防災計画 (平成 29 年 12 月修正)

復興体制	<p>■第2節 町復興本部の組織・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。</li> <li>また、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。</li> </ul>		
	<p>1 本部員の任務</p>		
	職	構 成 員	任 務
	本 部 長	町 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
	副 本 部 長	副 町 長・教 育 長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
	本 部 員	企画防災課長・総務課長・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・高年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
	<p>2 各部の分掌事務</p>		
	部 名	分 掌 事 務	
	統括部 (企画防災課) (総務課広報室)	<input type="checkbox"/> 復興に関する総合的企画及び調整に関すること <input type="checkbox"/> 復興本部会議の事務局	
	総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部	<input type="checkbox"/> 住民の生活、文化の復興に関すること <input type="checkbox"/> 都市・住宅の復興に関すること	
建設農林対策部	<input type="checkbox"/> 地域産業の復興に関すること <input type="checkbox"/> 道路等の復興に関すること		
<p>3 復興本部会議</p>			
構 成 員	事 務		
本 部 長・副 本 部 長	<input type="checkbox"/> 復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整		
本 部 員・事 務 局	<input type="checkbox"/> 各部の重要事項の報告		

<p>目標等</p>	<p><b>■第2節 復興計画の策定手順</b></p> <p>○構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進する。</li> </ul> <p>○準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮する。</li> <li>・被災者、各分野にわたる有識者、地域づくり協議会、住民等への意見募集</li> <li>・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置</li> <li>・様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 など</li> </ul> <p>○策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興計画の基本方針や目標を設定し計画をつくるためには、地域の特性や意向、また復興に対する地域の思いを十分に反映することが不可欠であり、計画の策定にあたっては、地域づくり協議会ごとに意見交換会を実施するほか、住民へのアンケート調査等を行い、住民のニーズを把握し、復興計画に反映する。</li> <li>・また、計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じ策定する。</li> </ul> <p><b>〈多様な行動主体の参画と協働〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</li> </ul> <p><b>〈ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。</li> </ul> <p><b>〈既往災害の経験と教訓の活用〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年台風第9号災害など、過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。</li> </ul> <p><b>■ 計画構成例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年台風第9号災害を受け、策定した災害復興計画を例とする。</li> </ul>
------------	--



【特徴・参考となるポイント】

市町村マスタープランの改定と事前復興計画の策定をあわせて実施し、復興まちづくりの行政の考え方を、高台移転等の事業を見据えて位置づけ。

1 - (2) 市町村マスタープラン

(和歌山県) 太地町都市計画マスタープラン (令和3年3月)

※事前復興計画での検討内容を位置づけている

■復興まちづくりの考え方

- ・地元と協議し事前復興計画の策定を進めることとしている。

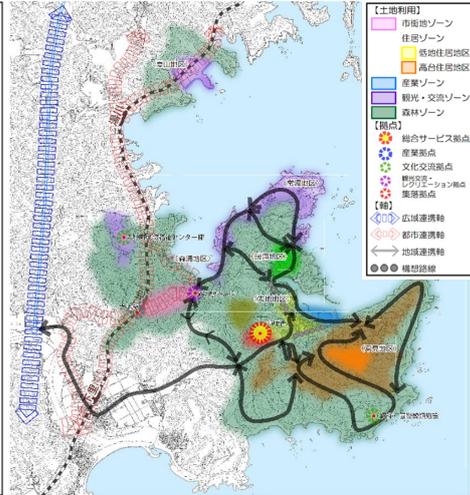
■復興まちづくりについて

本町では、南海トラフ巨大地震で想定されている震源域に近く、津波の到達が早いいため津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が多く存在し、大規模な自然災害への事前の備えが急務であることから、津波被災後の復旧・復興をいち早く実現するため事前復興計画を本計画と同時に策定しています。

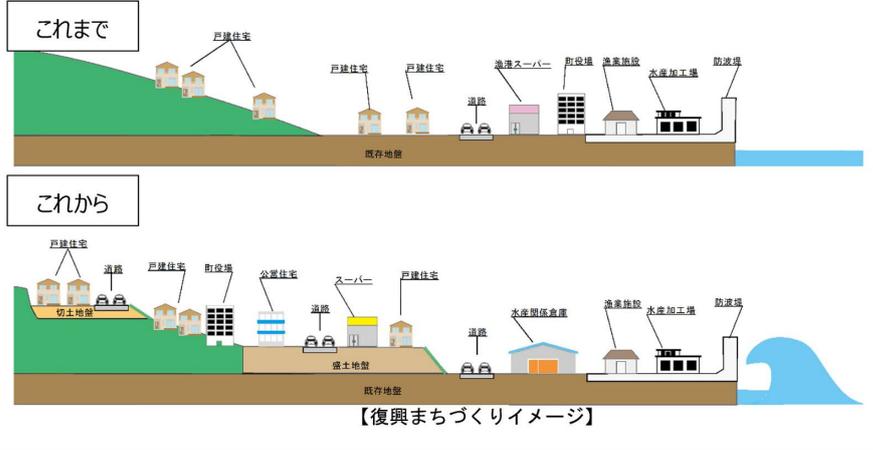
本町はすでに若い世代が新築時に高台を選択しており、新庁舎も浸水想定区域外に上げるなど、町の重心が高台へ移ってきています。都市計画マスタープランは10年間後の目標年次まで、緩やかに高台へ居住や都市機能を誘導することとし、事前復興計画は、都市マスが見定めている20年後（都市計画マスタープランの目標年のさらに10年後）の都市の姿に向かって復興まちづくりを進めることとなります。

復興まちづくり整備方針

- ・海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土により浸水を抑制
- ・盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーン（漁業、水産加工場）を検討
- ・高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地盛土用土砂を捻出するため、山地を切土し、新たに居住地を確保し、非可住地となった従前居住地の移転先とする
- ・海岸沿いの景勝地は、展望や親水の場として、公園を検討
- ・応急仮設住宅の候補地として、新たに整備される高速道路ICからアクセスのよい場所を検討
- ・がれき集積用地の候補地として、大きな被害を受ける海岸沿いの用地を検討するとともに、がれき撤去後は公園・緑地を整備



目標等





【ヒアリング概要】

復興事前準備計画を策定された目的、背景や経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ巨大地震の発生による大規模な被災が想定されている。</li> <li>・ 和歌山県の復興計画事前策定に関する指針が策定された。</li> </ul>
作業人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4名（副町長+防災企画課職員3名）。</li> </ul>
計画の策定体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課内協議複数回。関係課に説明。計画案を県に照会。防災会議専門委員会を設置し計画案を審議答申後、防災会議で承認。</li> <li>・ 防災会議専門委員会の構成。 和歌山大学システム工学部、和歌山県防災企画課、和歌山県都市政策課、都市再生機構西日本支社まちづくり支援第1課、美浜町副町長、事務局</li> </ul>
作業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10カ月。</li> </ul>
庁内の理解 (復興事前準備の必要性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課内協議複数回。関係課に説明。</li> </ul>
コンサルタント等への委託の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託なし。町の職員のみでの作業。</li> </ul>
住民への情報提供や意見の確認など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町防災会議委員、消防団幹部、町自主防災会に説明。</li> </ul>
取組のメリットや効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この計画の必要性として大規模災害が発生した際、災害への初動対応や復旧等の業務量が膨大となり復興まちづくりへの対応が遅れる恐れがあり、災害が発生する前に復興まちづくり計画を作成することにより、迅速にまちの復興が行われ、生活再建のための時間が短縮され、しかもより良いまちの再生を図ることが出来る。</li> </ul>
他の計画(地域防災計画への反映等)への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画(第7部・第8部)に追記。</li> </ul>
復興事前準備の他の内容(訓練等)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、住民への説明会を実施予定。仮設住宅予定地の地権者への説明を実施予定。</li> </ul>
その他特に考慮された事項など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現計画は町自前で作成した計画のため、今後は、住民説明会を実施し、住民のみなさまとまちづくりイメージを共有しながらバージョンアップしていきたい。</li> </ul>

【特徴・参考となるポイント】

和歌山県ガイドラインに則りながら町全域における被災後の復興目標（計画人口、事業手法等）を整理した事前復興計画を策定し、地域防災計画にその内容を反映。

1 - (1) 地域防災計画

(和歌山県) 美浜町地域防災計画 (令和3年3月改訂)

目標等	※事前復興計画での検討内容を位置づけている
	<p>■第1章 序章</p> <p>○第1節 復興に関する事前準備計画策定の目的及び効果</p> <p>〈策定の目的〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・初動対応期、復旧期に一定の目処がついてくると、いよいよ、まちの再生復興となる。</li><li>・それだけでなくとも大混乱の中、そこから物事を考えていては益々混乱を招くことになる。時間のある今のうちに、復興計画を策定しておく。</li><li>・津波防災地域づくりの基本的な考え方では、発生頻度の高い津波（L1津波）と大クラス津波（L2津波）に分け、L1津波においては、人命・資産の保護を図り、L2津波に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な対策により人命を守るための対策を講じることとしている。</li><li>・とてつもない津波がやってきたということになれば、ここ（美浜町内）では再び被災する、町民全員がどこかの高台へ集団移転ということも考えられるが。</li><li>・美浜町内で高台移転出来る場所がないこと。出来得れば今の地域コミュニティを保持したい。今住んでいる美浜町で再び住みたいという考えが主であること。</li><li>・以上から、事前復興を考える時点では、基本的には現地での再整備とする。</li><li>・また、美浜町の一部（上田井、田井畑）は御坊市に隣接しており、広域的な見地から事前復興計画を考えるべきであることは確かである。</li><li>・しかしながら、それでは議論が進まないため、美浜町として出来ることをまず考えるということを基本スタンスとする。</li></ul> <p>■第2章 復興に関する事前準備計画における基本計画</p> <p>○第2節 計画人口</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被災後、親戚、友人等を頼って町外へ逸散することが考えられる。</li><li>・しかし、復興を迅速に進めることにより、必ずや美浜町へ帰って来てくれるという期待を込めて、本計画では計画人口を現状維持とする。</li></ul> <p>○第4節 復興に関する事前準備計画の方針</p> <p>〈事業手法について〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域が望むまちづくりを迅速でより良く実現するため、安全な地域への住居の集団移転（防災集団移転促進事業等）や都市機能の強化（津波復興拠点整備事業等）等、復興まちづくりの各事業の特色を活かした適切な事業の選択を行う。</li><li>・想定される被災規模や地形、住民意向等を踏まえ、効率的に事業を進めるためには、各事業を単独で実施するのみでなく、各事業を組み合わせることも検討する。</li><li>・南海トラフ巨大地震では、東日本大震災以上の被害が想定されている中、東日本大震災の被災地と同様の復興財源が確保されない可能性を考慮し、復興まちづくりの事業規模を検討する必要があることに留意する。</li></ul>

■第3章 復興に関する事前準備計画における整備計画

○第2節 復興に関する事前準備計画策定の進め方

- ・当然L2津波対応出来ていないため浸水するが、堤防で減衰され時間が稼げるため、その間に避難タワー等へ逃げる。
- ・国土交通省が行った東日本大震災による被災現況調査結果によると、津波の浸水深が2mを超えると建物の被害が大幅に増加すると報告されていますので、宅地の地盤高さについて浸水深2m未満を意識して嵩上げや津波防御対策を考えるが、まったく浸水しないという高さまで嵩上げすることは難しい。

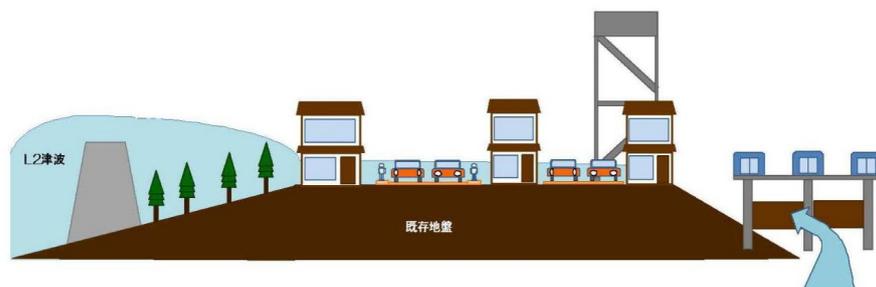
Group 1 [②和田、④吉原、⑤新浜]

<現状>



<対応>

南海トラフ巨大地震：L2津波



海からの津波：L1対応堤防で防御

西川を遡上する津波：西川河口水門等で防御

目標等

■第4章 現実の復興計画づくりへの対応に向けて

○第1節 行政内部で進めておくべき対策について

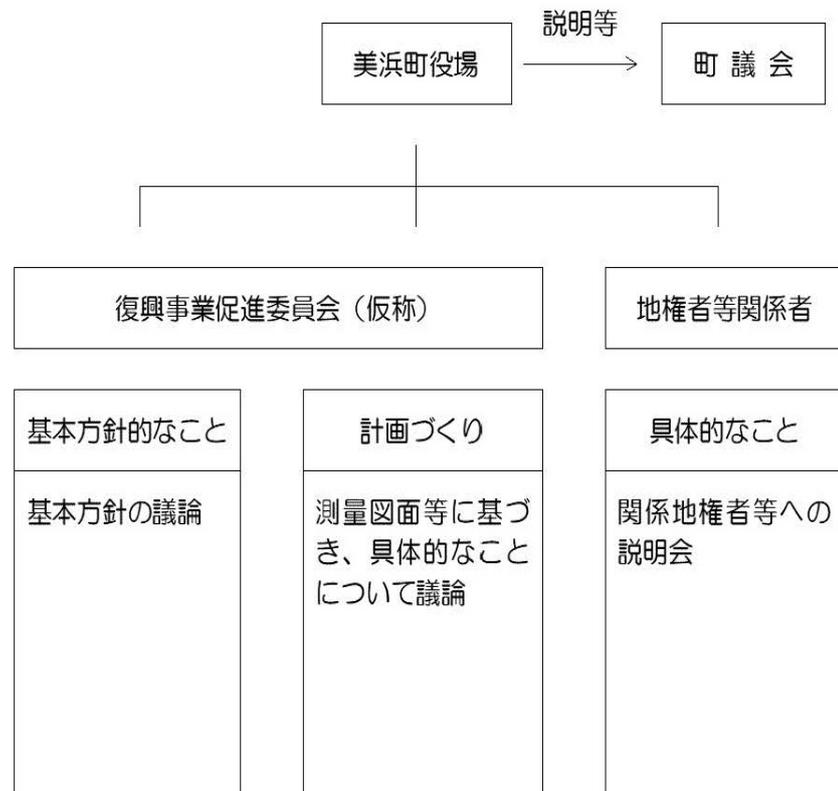
〈役場内組織〉

- ・実際に被災した場合、初動体制に追われている中、次への対応として復興体制を整える必要がある。
- ・いまから出来ることとして、あらかじめ組織について検討しておく。
- ・役場職員は他の業務で多忙となるため、多くの人を貼り付けることが出来ない。そのため、国、他府県、市町村等から都市計画の経験者を求める。
- ・また、東日本大震災復興において多くのノウハウを有するUR都市機構（独立行政法人都市再生機構）の応援を求めることとする。
- ・同時に、外部組織として、コンサルタント、測量会社等との契約を急ぐ。そのための仕様書等をあらかじめ作って置く。
- ・事業計画策定や事業の用地買収また仮設住宅建設にあたって重要となってくる地籍調査については令和2年度に事業完了予定である。

〈地元との話し合い〉

- ・美浜町は区との結びつきが強いため、区単位で話し合うことを原則とする。
- ・各区において、区長等従来の役員とは別に、「復興事業促進委員会（仮称）」を立ち上げ、代表者を選出してもらうこととする。

目標等



○第2節 復興まちづくりトレーニング

- ・実際に災害が起こった時に慌てないように、住民も含め復興まちづくりのイメージトレーニングを行っておくことが推奨されている。
- ・イメージトレーニングについては、国の手引き、他の自治体での実施事例が多く存在している。それらを参考に、今後美浜町においても実施していくこととする。



【ヒアリング概要】

<p>地域防災計画で復興事前準備の対応をされた目的、背景や経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の「南部町地域防災計画」は平成16年10月に施政された市町村合併前の旧西伯町の計画をベースに構成している。</li> <li>・ 鳥取県西部地震（平成12年10月6日）により多数の被害（公共施設、生活インフラ、住家・非住家など）が発生したが、当時の地域防災計画の内容が十分でなく応急・復旧等対応に支障をきたした。</li> <li>・ 特に、国の被災者住宅再建支援制度が未整備であったため、県と市町村とで1/2ずつ負担で対応（住宅復興等補助金制度創設）をすることとなったものの、町の既存組織では対応が困難であり、別途、復興支援室を立ち上げ住民対応することとなった。</li> <li>・ こうした経験をふまえて、地震発生した際の状況を振り返りながら必要な対応を整理し、それを地域防災計画に反映することとし、結果、内容構成が大きく変更された。（平成15年）</li> <li>・ この際「第2章 災害復興計画」（213～215頁）での災害復興本部の明記や、災害復興計画の作成手順などの明記も行った。</li> <li>・ その後、旧会見町と合併したため、内容を整理しながら南部町地域防災計画を策定した。（以降、適宜必要に応じた改定を実施している）</li> </ul>
<p>地域防災計画の改訂について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正等に伴う改正を適宜実施。</li> <li>・ 知見の集積、全国で発生する災害状況を踏まえ、適宜実施。</li> </ul>
<p>作業人数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のみでの検討。</li> </ul>
<p>計画の改訂体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のみでの検討で案を作成し、防災会議に諮った。</li> </ul>
<p>作業期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原案（旧西伯町）策定時は、半年程度。</li> </ul>
<p>コンサルタント等への委託の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託なし。</li> </ul>
<p>取組のメリットや効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に同程度の災害が発生した場合でも、定めた手順や考え方によって対応することが可能となる。</li> <li>・ 担当課が整理されている。</li> </ul>

【特徴・参考となるポイント】

地域防災計画の改定の際に、鳥取西部地震の復興における課題を庁内職員が総括整理した上で体制、手順、目標を位置づけ。

1 - (1) 地域防災計画

(鳥取県) 南部町地域防災計画 (平成 29 年度改訂)	
復興体制	<p>■第2章 災害復興計画</p> <p>○第1節 災害復興本部の設置等</p> <p>〈災害復興本部〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じて災害復興本部を整備するものとする。</li></ul> <p>〈復興に係る基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。</li></ul> <p>〈災害復興本部の組織〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>災害復興本部の組織は、南部町災害対策本部の組織を準用し、必要に応じて町民生活課内に災害復興室を設ける。</li><li>この際、災害復興室は総合的な相談窓口の機能を有し、町民からの様々な相談等を受け付ける役目を負うものとする。</li></ul>
目標等	<p>■災害復興計画の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>災害復興においては、町の再建は都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとし、これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。</li></ul> <p>○復興対策組織・体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>土石流が予想される箇所については、恒久対策を行うまでセンサー等を設置し、監視を行う。</li><li>災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。</li><li>災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。</li></ul> <p>○復興基本方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。</li></ul> <p>○復興計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに計画的に復興を進めるものとする。</li><li>計画作成にあたっては、関係機関と調整を図りながら既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施する。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。</li></ul>

<p>目標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取組を実施する。</li> <li>・被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集</li> <li>・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置</li> <li>・様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等</li> </ul> <p>○復興事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興事業を実施するにあたっては、住民の合意を得つつ、国・県との密接な連携のもと、円滑な事業遂行に努める。</li> </ul> <p>○復興事業の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興事業の実施中または実施後において、定期的に町民生活の復興状況やニーズとの乖離について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更または支援事業の実施を行う。</li> </ul> <p>○分野別緊急復興計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。</li> </ul>
<p>復興手順</p>	<p>■留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。</li> </ul> <p>○事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理するため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認、対応が可能なものについてはあらかじめ把握しておくものとする。</li> </ul> <p>○住民の合意形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。</li> <li>・また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。</li> </ul> <p>○技術的、財政的支援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町は、復興対策を進めるにあたり、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請するものとする。</li> </ul> <p>■資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。</li> <li>・災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。</li> <li>・一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。</li> <li>・地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。</li> <li>・歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。</li> </ul>



【特徴・参考となるポイント】

事前復興に関する総合的な計画を住民参加のもと策定。

被災前から住民を中心に高台移転地を検討する等の取組を大学の協力も得ながら実施。

2 - (1) 事前復興に関する計画

災害に強いまちづくり計画（改訂案）地域モデル 徳島県美波町（平成31年3月）

<p>計画の概要</p>	<p>■災害に強いまちづくりガイドラインの作成の一環として作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四国地方で大きく懸念される災害としては、南海トラフの巨大地震があげられるが、その災害対策には、市町村間で大きな温度差があるのが実情であり、四国山地は全国でも有数な地すべり地帯であり、中央構造線などが縦断し、土砂災害の発生しやすい地帯でもある。</li> <li>・こうした、四国地方の特徴を踏まえ、災害対策に積極的に取り組まれている13市町と学識経験者、各県の担当部署等を中心に意見交換を行い、四国地方整備局で整理したものをガイドラインとしてとりまとめた。</li> <li>・本計画は、上記の目的に沿って作成された復興事前準備に準ずる計画である。</li> <li>・なお、美波町では計画策定に先行して、地元住民の参加による由岐湾内地区で事前復興まちづくり計画の検討が進められ、高台移転の可能性が検討されていた。</li> </ul>
--------------	--

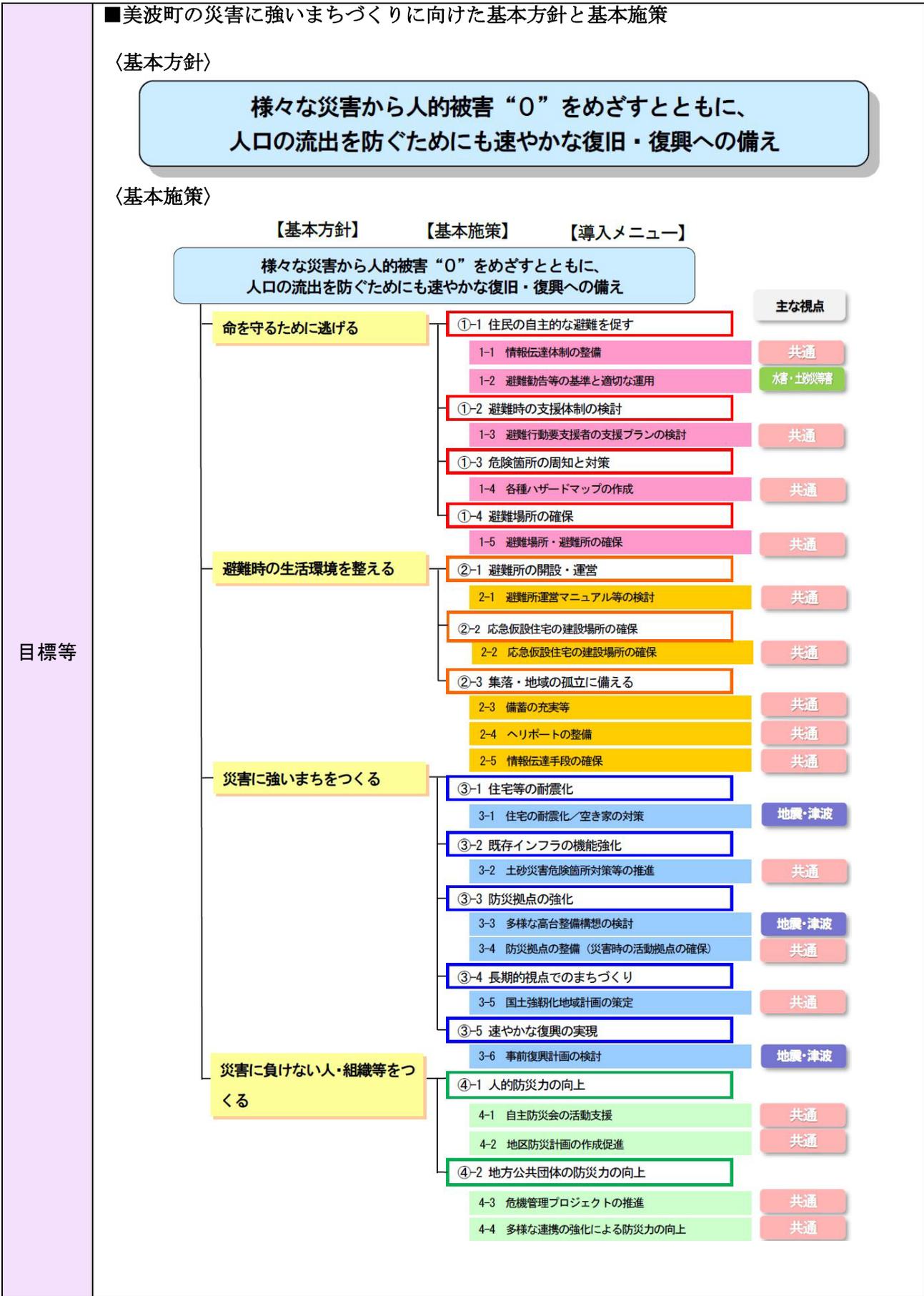
<p>基礎データ</p>	<p>■津波浸水</p> <p>津波浸水想定区域（出典：徳島県津波浸水想定データより作成） （※基図については国土地理院の基盤地図情報を使用）</p>
--------------	---

■美波町の災害に強いまちづくりに向けた基本方針と基本施策

〈基本方針〉

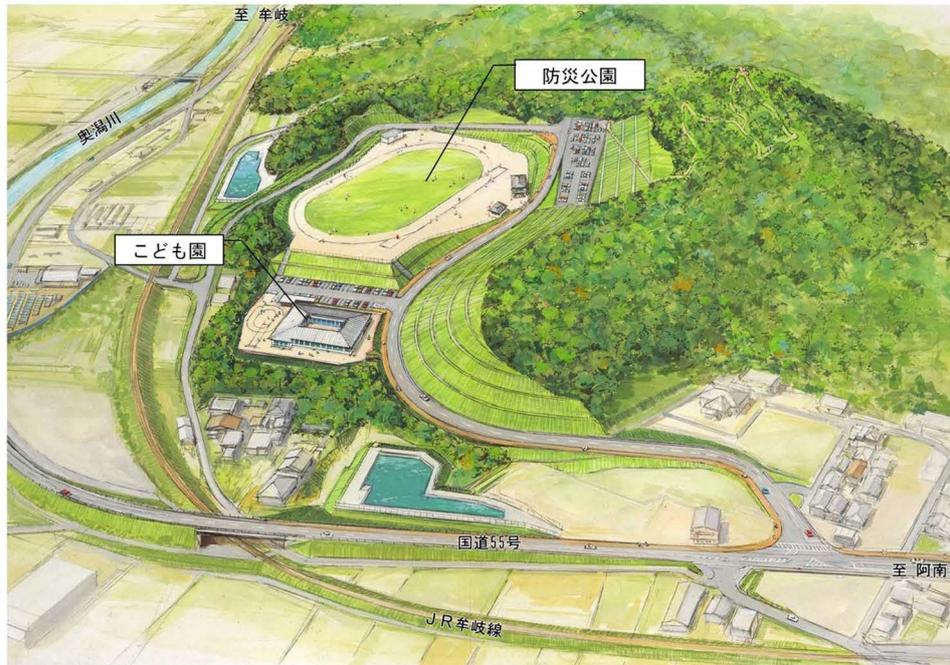
様々な災害から人的被害“0”をめざすとともに、  
人口の流出を防ぐためにも速やかな復旧・復興への備え

〈基本施策〉

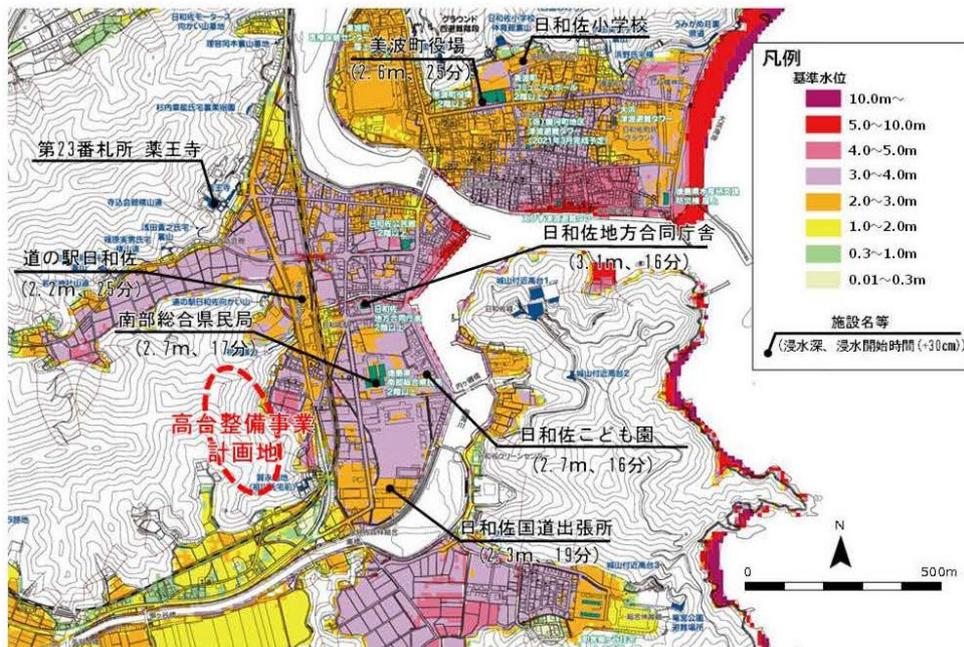


■日和佐地区高台整備構想

- ・日和佐地区の市街地には、災害時の活動拠点となるべき、役場や国、県の施設、日和佐こども園といった要配慮者利用施設をはじめ、多くの住民の生活の場が津波浸水想定区域となっているため、公共施設及び防災公園（応急仮設住宅用地）を高台に移転・整備が検討され、UR 都市機構と津波防災まちづくりの推進に向けた協定（平成30年3月20日）を締結し、その技術支援を得て具体的な整備が進められている。



高台整備イメージ（案）



日和佐市街地の主要施設の津波浸水深と浸水開始時間

## ■復興事前準備に関する自治体取組事例・特性シート

自治体名	徳島県海陽町				
窓口連絡先	危機管理課 0884-73-4163				
人口	8,975人(令和3年1月1日時点)				
規模区分	<input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 中核市 <input type="checkbox"/> 特例市 <input type="checkbox"/> その他の市 <input type="checkbox"/> 特別区 <input checked="" type="checkbox"/> 町村				
災害発生に関する地域指定の状況	<input type="checkbox"/> 【首都直下地震緊急対策区域指定市区町村】 <input checked="" type="checkbox"/> 【南海トラフ地震防災対策推進地域】 <input type="checkbox"/> 【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】 <input type="checkbox"/> その他【 】				
復興事前準備の進め方タイプ	<input type="checkbox"/> 法定計画の活用タイプ		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画策定タイプ		
事例として掲載する計画	<input type="checkbox"/> 地域防災計画		<input checked="" type="checkbox"/> 事前復興に関する計画		
	<input type="checkbox"/> 市町村マスタープラン		<input checked="" type="checkbox"/> 【海陽町事前復興計画】		
	<input type="checkbox"/> 津波防災地域づくり推進計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画(防災指針)		<input type="checkbox"/> 【 】		
	<input type="checkbox"/> 国土強靱化地域計画		<input type="checkbox"/> 【 】		
想定される災害状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地震		<input checked="" type="checkbox"/> 津波		<input checked="" type="checkbox"/> 水害
	建物被災率	<input checked="" type="checkbox"/> 3割以上 <input type="checkbox"/> 3割未満 <input type="checkbox"/> 1割未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深	<input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明	浸水深 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上 <input type="checkbox"/> 2m未満 <input type="checkbox"/> 不明
復興事前準備の取組状況(R3.7末)	体制	手順	訓練	基礎データ	目標
	1	2	2	1	2
	【取組状況】 1:検討済み 2:検討段階 3:検討していない				

### 【ヒアリング概要】

復興事前計画を策定された目的、背景や経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土強靱化地域計画(平成28年10月)で復興事前計画の策定促進が位置づけ</li> <li>徳島県震災復興都市計画指針(平成30年3月)が策定され、策定を促された</li> </ul>
担当課について	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課</li> </ul>
作業人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>2名(課長+担当)</li> </ul>
作業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に基本構想、令和3年度に事前復興計画の策定作業を実施</li> </ul>
コンサルタント等への委託の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロポーザル方式で選定</li> </ul>
復興事前準備の他の内容(訓練)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に県が主催の住民参加型の復興まちづくり訓練のモデル地区として実施</li> <li>その経験をもとに引き続き訓練に取り組んでいく予定だが詳細は未定</li> </ul>

【特徴・参考となるポイント】

事前復興に関する計画を新規に策定中。

2 - (1) 事前復興に関する計画

(徳島県) 海陽町復興事前計画(策定中)

計画の概要

■経緯

- ・国土強靱化地域計画(平成 28 年 10 月)で復興事前計画の策定促進が位置づけ。
- ・徳島県の徳島県震災復興都市計画指針(平成 30 年 3 月)に基づく策定作業を実施。
- ・専門コンサルタントをプロポーザル方式で選定。

■予定する内容構成

I. はじめに

- (1) 事前復興計画の目的
- (2) 事前復興計画の位置づけ
- (3) 対象区域

II. 復興まちづくりの実施方針

- (1) 現況整理、復興まちづくりの実施に向けた課題の整理
- (2) 復興まちづくりの目標・方針
- (3) 将来都市構造
- (4) 分野別の復興まちづくりの実施方針
- (5) 復興事前準備の推進に向けて

III. 復興体制

- (1) 復興体制の目的
- (2) 庁内での復興体制

IV. 復興手順

- (1) 復興手順の目的
- (2) 庁内での復興手順

V. 復興訓練

- (1) 復興訓練の目的
- (2) 庁内での復興訓練



【特徴・参考となるポイント】

地区レベルでの住民主体での検討により高台移転の検討等の内容を含む事前復興計画を作成し、地区防災計画として地域防災計画に位置づけ。

1 - (1) 地域防災計画

(高知県) 高知市下知地区防災計画 (平成 28 年度)

計画の概要

■下知地区防災計画とは

- ・「地区防災計画」は、平成 25 年の災害対策基本法改正において、市町村内の一定の地区居住者が行う自発的な防災活動に関する計画として、新たに創設された制度。
- ・下知地区は、標高 0～2 m 程度という低地であり、近い将来に発生するとされている「南海トラフ地震」による揺れ、津波、長期浸水により、甚大な被害が想定されている。
- ・下知地区では災害への備えと住民の防災意識は高まりつつあったが、自主防災組織の空白地区、地域コミュニティの不足、高齢化による担い手不足、木造住宅密集地域の存在、津波避難ビルの偏在と不足、避難行動の実効性の確保、避難所の運営体制、長期浸水時の孤立化対策や避難所の確保、被災後の人口流出につなげないための事前復興のまちづくり計画などの課題が存在しており、防災への取組が一層求められていることから、「下知地区防災計画」の策定を開始した。

○計画の構成

下知地区防災計画(共助の防災計画)				
取組方針	希望ある未来に向けた事前復興計画をつくり、生活と街を再建するための住民を失わないことを最優先とし、そのための個別計画を策定し、実施する(下知地区防災計画のテーマより)			
災害・対策の段階	1.命を守る		2.命をつなぐ	
	①揺れ	②津波	③長期浸水対策	④避難所開設・運営
				3.生活を立ち上げる
計画	個別計画＝事前復興計画～被災しないための事前対策～			事前復興計画～災害後のまちづくりを考える～

■策定までの取組

- ・下知地区防災計画策定に当たっては、地域住民の参加する検討会や部会をワークショップの手法を用いて実施。
- ・実施に際しては、内閣府による地区防災計画策定のモデル事業や高知市のモデル事業として実施。
- ・ワークショップでは、アドバイザーの進行により、参加者が自由に意見を言いながら、集合知を紡ぐことにより、議論が活発化し前向きで魅力あるアイデアを出すことが可能であった。

年度	検討内容	実施状況	備考
平成27年度	事前復興計画	検討会4回、訓練1回	内閣府モデル事業
平成28年度	事前復興計画	検討会4回、ブロック会8回、訓練1回	高知市モデル事業
平成29年度	個別計画	検討会4回、揺れ部会2回、津波・長期浸水部会2回、避難所部会2回(うち1回訓練)、津波・長期浸水・避難所部会1回	高知市モデル事業

■事前復興計画のコンセプト

○全体の目標

伸び伸び遊ぶ子どもたちを中心に、  
地域のつながりで、楽しく安心して暮らせる、  
災害に「も」強いまち下知

下知地区防災計画のコンセプトは、復興後に魅力あるまちとするため、「伸び伸び遊ぶ子どもたちを中心に、地域のつながりで、楽しく安心して暮らせる、災害に「も」強いまち下知」としました。

今までの復興は、「元に戻す」ことしか考えていませんでした。しかし、ここでは災害を乗り越えて「幸せになる物語」をつくっていきたいと考えました。

コンセプトを達成するための、たくさんの「幸せになる物語」を下知地区防災計画検討会において作成しました。

●幸せになる物語

中心に明るく開けた大きな公園があり、そこでは高齢者から赤ちゃんまで集える場所（はだして歩ける芝生、キャッチボールのできる広場）。その公園のそばには川が流れ、泳いだり、魚つりも出来、また、母親たちが買物に出かける店がある。そして何世代も集えるガラスばりのコミュニティーがあり、世代を越えた絆の深い安心・安全なまちに住んで「幸せになる物語」

地域の人みんな知っている！（皆が名前で呼びあう）。お話ししたことがある、遊んだことがある！地域が家族みたいで「幸せになる物語」

広い場所で制約なしに遊べる場所で「幸せになる物語」

水遊びと舟遊びができる水上公園で「幸せになる物語」

昭和村テーマパーク（運営企画：住民）。現在・過去・未来で「幸せになる物語」

学校、地域、商店、畑などで、ものづくりを体験して（畑仕事、おつかい、ロープの結び方、火を起こす、仕事体験、花づくりなど）「幸せになる物語」

運河と牧場が近辺に広がる「おいしんぼ、都市。取れたての魚、新鮮なお肉いっぱい」で「幸せになる物語」

○住む世代ごとの目標



<p>目標等</p>	<p>■個別計画（事前復興計画の事前対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下知地区防災計画では、揺れ・津波・長期浸水・避難所運営のそれぞれから命を守るための「個別計画」も策定されている。</li> <li>・こうした中で、長期浸水への中長期での取組内容として、災害に強いまちづくりや高台への移転といった内容も提案されている。</li> </ul> <p><b>第4 行政と協力して改善を目指すこと（中長期計画）</b></p> <p>長期浸水・避難所対策について、下知地区として短期に取り組むことが難しいこと、地区単独では取り組むことが難しい対策については、行政と協力して改善を目指すこと（中長期計画）として、実施方法を検討していきます。</p> <p>(1) まちづくりと高層住宅の建設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事項：再開発、事前復興住宅の建設</li> <li>・対象分野：コミュニティ、災害に強いまち</li> </ul> </div> <p>下知地区には、老朽木造住宅が密集し、道路の狭い地区があります。災害に強いまちとするため、区画整理など再開発や、立体換地による事前復興高層住宅など、居住者も避難者も揺れ・津波避難・長期浸水に耐えられる対策の検討をします。実現のために行政の協力を得て、まちづくりの検討を始めます。</p> <p style="color: red;">・実現のための一歩：まちづくりについて、地区での勉強</p> <p>(2) 高台への移転</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事項：高台への移転</li> <li>・対象分野：高齢者・障がい者、コミュニティ、災害に強いまち</li> </ul> </div> <p>下知地区事前復興計画は、現在地での復興を前提としていますが、下知を離れ、浸水しない高台などへ移転することも、命を守る一つの手段です。避難が困難な高齢者や福祉施設について、希望者は高台へ引越・移転することを検討してもらいます。</p> <p style="color: red;">・実現のための一歩：対象者・施設の意向確認</p> <p>◎ このほか、平成 29 年度に実施したワークショップでは、長期浸水・避難所対策の中長期計画として次のようなアイデアが出されました</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○中長期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料や水を配達する仕組みを用意しておく</li> <li>・ボート、ハリサインの準備</li> <li>・クラウドファンディングや事前義捐金でお金を集め、防災センターを作る</li> <li>・キャンピングカーの取得補助</li> <li>・五台山、筆山、正蓮寺に避難所を作っておく</li> <li>・浸水域外への集団移住</li> </ul> </div>
<p>復興訓練</p>	<p>■下知地区減災連絡会（住民主体の事前復興：地区防災計画を活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下知地区減災連絡会は、地区内の自主防災組織などの連合組織として発足した。避難計画の作成、防災訓練の実施、講演会の開催などを実施し、内閣府の地区防災計画のモデル事業に取り組んだ。内閣府モデル事業の後も高知市が予算化して継続的に事業を実施している。</li> <li>・平成 27 年度より 3 年間かけて高知市のモデル地区として、地区住民の方々が中心となり、下知地区防災計画を策定。地区防災計画策定の過程で、ワークショップ等の住民参画の場を創設し、事前復興について意見交換を実施し、地区防災計画をとりまとめた。</li> <li>・検討会での結果を踏まえ、高知市防災会議（会長は高知市長）に提案を行い、高知市地域防災計画に位置づけた。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">出典：高知市HP</p>



## 【ヒアリング概要】

復興事前計画を策定された目的、背景や経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震による甚大な被害の発生が危惧されていた。</li> <li>高知県による「震災復興都市計画指針」（平成 28 年 3 月）が作成され技術的な支援が得られた。</li> <li>高知工科大学が主催する防災・減災研究会が開催されそこに香南市も参加していて、復興事前準備についての情報を得ていて必要性を認識していたこと。</li> <li>高知県が主催する全体模擬訓練への参加と、平成 30 年度には香南市をモデルとした地区別模擬訓練が実施され、そこに建設課と防災対策課が参加したことで、復興のことを視野に入れる必要性を確認した。</li> </ul>
担当課について	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策課。</li> </ul>
作業人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 名。</li> </ul>
計画の策定体制 (庁内の検討体制／委員会の構成／外部有識者等の参加状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の補完として作成。地域防災会議に諮っている。</li> </ul>
作業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度。</li> </ul>
策定に際して参考にした事例など	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくりのための事前準備ガイドライン。</li> <li>富士市事前都市復興計画(平成 28 年 3 月)。</li> </ul>
庁内の理解 (復興事前準備の必要性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の改定を先行し、横断的な取組が理解しやすい体裁とした。</li> <li>テーマごとに職員訓練を実施することとして、その際には市長に挨拶を依頼。</li> <li>そのような取組を続けたのちに市長に事前復興の必要性を説明し理解を得た。</li> </ul>
コンサルタント等への委託の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託あり。ただ、事例が少なかったため、内容はほぼ担当者が作成。</li> </ul>
行動マニュアルの策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動マニュアルは未策定。</li> </ul>
他の計画(地域防災計画への反映等)への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画にも反映している。</li> </ul>
復興事前準備の他の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年度から防災・減災ワークショップを旧町毎に 1 地区ずつ計 5 地区実施。3 回を予定しているがコロナもあり 2 回で様子見。</li> <li>関連する主体も参加してもらい、復興まちづくりの訓練として実施している。</li> </ul>
計画策定が可能となった要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県による「震災復興都市計画指針」（平成 28 年 3 月）が作成され技術的な支援が得られた。</li> <li>高知工科大学が主催する防災・減災研究会が開催されそこに香南市も参加していて、復興事前準備についての情報を得ていて必要性を認識していたこと。</li> <li>県主催の模擬訓練を体感して庁内職員自らが東日本大震災の復興の経緯等を整理し、想定される被災からの復興まちづくりのイメージを確認したこと。</li> <li>参考となる先進事例があったこと。</li> </ul>

【特徴・参考となるポイント】

高知県が実施する復興訓練、大学との勉強会への参加により復興事前準備の必要性を認識し、復興事前準備の内容を総合的に含む事前復興計画を新規に策定。その後も庁内職員の訓練の実施等、継続的に復興事前準備に取り組んでいる。

2 - (1) 事前復興に関する計画

(高知県) 香南市事前復興計画 (平成 30 年 10 月)

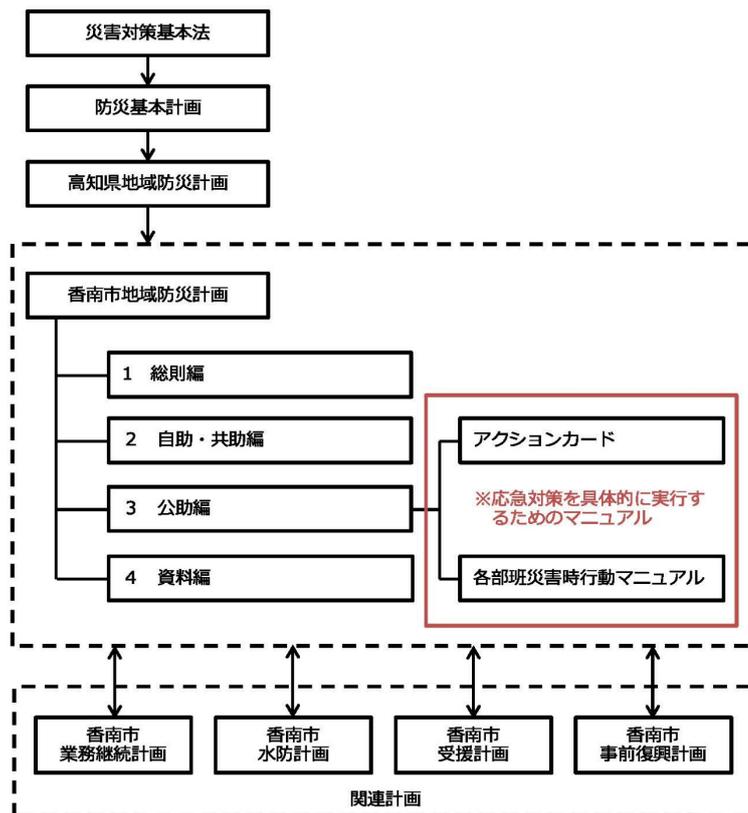
計画の概要

■第1章 事前復興計画の概要

○第1節 計画の目的

- ・「香南市事前復興計画の目的は、東日本大震災における教訓等を踏まえ、事前に復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めておくことで、発災時の混乱する状況下においても迅速な復興を可能とし、一日も早い被災者生活の再建し、さらに安全で安心なまちづくりを進め、持続的発展が可能な都市にしていくことを目指すものである。
- ・また、事前復興計画策定後は、復興にあたっては市民の協力が不可欠であることから、内容の事前合意を形成するとともに、訓練を通じて、事前復興計画の内容を充実させ、復興体制の強化や復興への対応力の向上を図ることとする。

○地域防災計画との関係



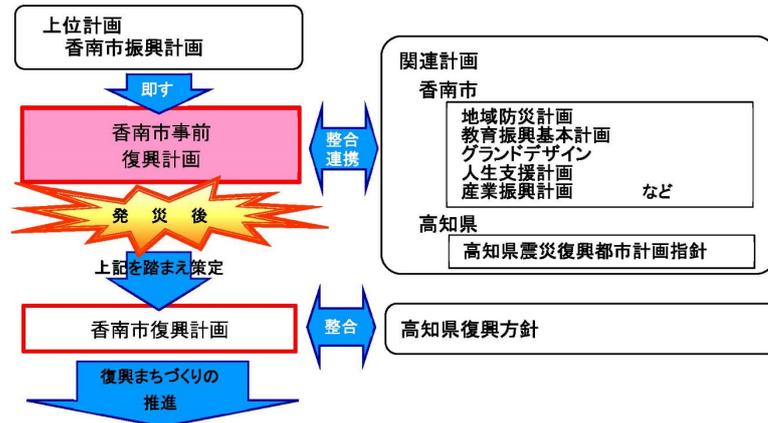
計画の概要

## ■計画の位置づけ

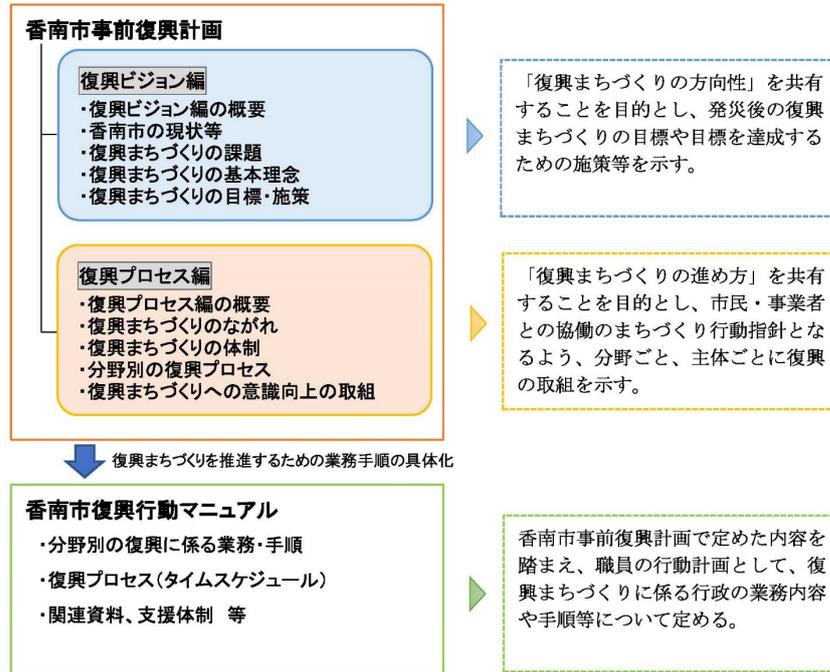
「第2次香南市振興計画(以下、「振興計画」という。)」は、市のこれからのあるべき姿とそれを実現するための考え方や方向を示しており、総合的・計画的にまちづくりを進めるための最上位の計画である。事前復興計画は、振興計画を上位計画として、掲げられている将来像を共有しながら、本市の一日も早い復興のために必要な取組を体系化し、計画的に推進できるよう策定する。

発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ、発災後、高知県が策定する「高知県復興方針」に即して策定する。

### ■事前復興計画の位置づけ



### ■計画の構成



■第3章 復興まちづくりの体制

○第2節 協働による復興まちづくり体制

- ・被災した地域が迅速かつ着実に復興するためには、市民・事業者・行政及び中間支援組織等の協働による復興まちづくりの体制づくりを構築する必要がある。復興まちづくりの体制とその活動内容等について示す。

〈復興まちづくりの体制づくり〉

- ・建物の倒壊や道路等の被害が面的に発生した地域では、復興後、同じ被害を発生させないためにも、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要があるが、そのためには、市民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「地域復興協議会」等の地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織を構築することが重要である。
- ・なお、組織の設立や運営については、市民が主体とするが、市民だけでは困難であることが想定されるため、行政が支援するとともに、学識者やコンサルタント、NPO等をはじめとする中間支援組織の参画も必要である。

〈復興まちづくり組織（案）〉

- ・地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「地域復興協議会」を設立する。「地域復興協議会」等の設立には、既存の自治組織等の活用が考えられ、本市では自主防災活動が活発である自主防災組織、地区まちづくり協議会等の活用が考えられる。
- ・また、市は、復興対象地区のうち、重点復興地区については、行政としても計画的な復興地域づくりの必要性が最も高い地区であるため、被災住民に対して地域復興協議会の結成を強く働きかけていく。復興促進地区ならびに復興誘導地区においても、被災住民の発意により地域復興協議会が結成されるよう推奨する。

■地域復興協議会（案）

構成メンバー（案）	市民、地域の事業者、自主防災組織、自治会、地区まちづくり協議会、行政、中間支援組織等
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供</li> <li>・市民の生活再建等の意向把握</li> <li>・復興まちづくりの範囲の設定</li> <li>・復興まちづくり案の作成・周知・合意形成</li> <li>・行政に対する復興まちづくりの提案</li> </ul>
設置時期（目安）	発災後概ね2ヶ月～
主な活動場所	学校の空き教室、会議室、公民館 等

### ■第4章 復興まちづくりの基本理念

「復興まちづくりの基本理念」とは、迅速かつ着実な復興まちづくりを可能とするため、本市を取り巻く状況や南海トラフ地震で予想される被害を踏まえ、発災後の復興において関係者が共通認識として持つべき基本的な考え方である。

基本理念の設定にあたっては、女性や災害時要配慮者等の参画等の視点に配慮しながら、香南市の最上位計画である「振興計画」の基本理念に即したものとする。

#### 香南市振興計画の基本理念

- ①豊かな自然を愛し、山と川と海のきれいなまちづくりを進めます。
- ②先人たちが築き、育んできた地域の魅力や個性を守り育て、輝かせるまちづくりを進めます。
- ③安全で安心して暮らせるように、地域のなかに助け合い支え合いがある心豊かなまちづくりを進めます。
- ④市民と行政が互いに協力し合い、地域に活力を生む元気なまちづくりを進めます。
- ⑤住んでいる地域を愛し、まちをふるさととして想う心を育てるまちづくりを進めます。

振興計画の基本理念を踏まえ、被災後も市民・事業者が市内にとどまり、ともに復興を進めていくことが重要と考え、基本理念を設定する。

- 視点① 持続可能なまちづくり
- 視点② 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり
- 視点③ 女性や災害時要配慮者等の参画によるまちづくり

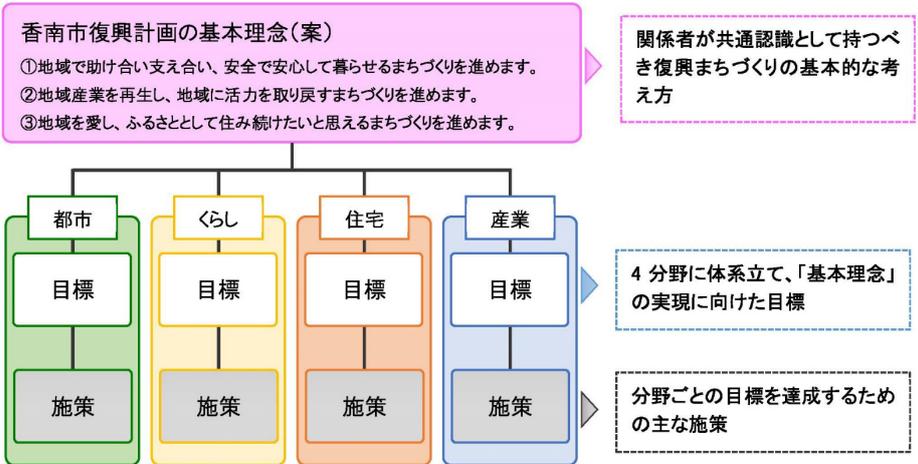
#### 香南市復興計画の基本理念(案)

- ①地域で助け合い支え合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ②地域産業を再生し、地域に活力を取り戻すまちづくりを進めます。
- ③地域を愛し、ふるさととして住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

### ■第5章 復興まちづくりの目標・施策

復興まちづくりを迅速かつ着実に推進するため、「都市の復興」、「くらしの復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」の4分野に体系立て、「基本理念」の実現に向けた目標と目標達成のための施策を定める。

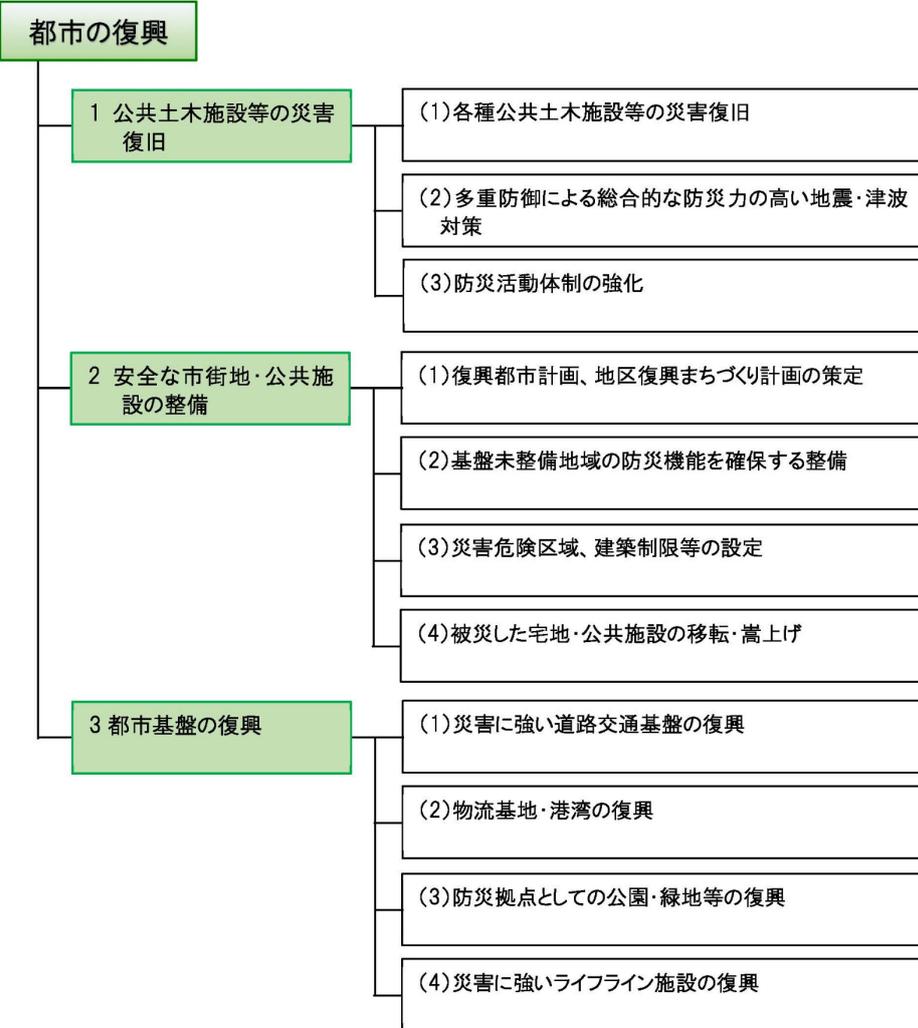
施策については、施策の方向性を示すとともに、実施する主な施策をとりまとめる。分野・施策については、今後の検討、関係者の意見等を踏まえ追加・充実させていくものとする。



《都市の復興にかかる目標》

被害の特性や現状における都市基盤整備状況、都市計画マスタープラン等における各地域の位置付けを踏まえながら、被災状況、地域の状況に応じた都市復興により、災害に強い、安心・安全な都市の早期形成を実現する。

《施策の方向性》



復興  
手順

地震等により甚大な被害が発生した場合、本格的な復興までには多大な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴うステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めていく。発災から復興までの一般的なシナリオを以下に示す。

	復興まちづくりの概況	復興状況	活動内容
応急期	被災者の応急的な生活の場を確保するため、避難所の設置や仮設住宅の整備、ライフラインの復旧が進められる	・救助活動	・人命救助 ・避難所設置 ・電気・水道・ガスの停止 ・ボランティア・救援物資等の受入れ
		・避難生活（避難所／自宅避難） ・がれき処理の開始 ・ライフラインの一部復旧	・がれき処理の開始 ・被害調査の実施 ・仮設住宅の整備 ・り災証明の発行 ・教育活動の再開 等
		・ライフラインの応急復旧 ・仮設住宅への入居	・電気・水道の再開 ・仮設住宅の入居受付
復旧・復興準備期	被災者の日常的な生活を確保するため、仮設店舗の設置や被災した道路の整備等が進められる	・仮設住宅での生活 ・自力再建の着手 ・ライフラインの本復旧	・復興計画の策定 ・道路等の復旧 ・交通機関の再開 ・自立再建と自立困難の二極化 等
		・復興への関心	・雇用・経済問題の表面化 等
基盤復興期	被災者の恒久的な生活の場を確保するため、道路整備や生活再建支援など復興事業が進められる	・復興事業・施策の開始	・復興事業計画の策定 ・まちづくり活動の活発化 ・生活再建支援策の実施 等
		・復興事業・施策の本格化	・自宅等の再建 ・工場等の本格操業の再開 ・住民意向の変化 等
本格復興期	復興事業と併せて一般施策を展開し、目指すべき都市の将来像の実現に向けた取組が進められる	・復興事業・施策の修正・改善 ・一般施策の展開	・復興事業計画の見直し ・仮設住宅の撤去 ・再開発事業等の着工 等

※詳細は「復興行動マニュアル」によることとなっている。

## ■都市の復興プロセス（一部）

### (1)都市の復興プロセス

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
発災前	●市民・事業者は、自主防災組織の本部設置場所を確認する。 ●市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。 ●市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。	●自主防災組織は、市民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的実施する。 ●事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災組織と協働での防災訓練を実施する。	●大きな被害が想定される地域や建物が密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。 ●大きな被害が想定される地域やまちづくり課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練を実施する。
	●市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災組織に報告する。 ●事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。	●自主防災組織は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。 ●自主防災組織は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。	●応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。 ●自主防災組織からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。
復興方針の策定	●市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。	●町内会やまちづくり協議会は、復興方針について、市民への周知に協力する。	●復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。
復興地区区分の設定	●市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたかを把握する。	●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたかを把握する。	●被害状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。
第一次建築制限 ＜復興重点地区＞	●市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。	●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。	●復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。
意向調査	●市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。	●町内会やまちづくり協議会は、市民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。	●復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。

復興  
手順

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
復興計画の策定	●市民・事業者は、復興計画策定に係る説明会等に積極的に参加する。	●町内会やまちづくり協議会は、市民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。	●市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者等と共有するための説明会を開催する。
第二次建築制限 ＜復興重点地区の一部＞	●市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。	●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。	●復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区内の面的整備等を実施する地区において、発災後から最長2年の建築制限を実施する。
復興まちづくり準備会の設置	●市民・事業者は、復興まちづくり準備会に積極的に参画し、活動への理解と協力をを行う。	●市民や地域事業者、町内会等が中心となって復興まちづくり準備会を設立し、地域復興協議会の委員募集や規約案を検討する。 ●中間支援組織は、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。	●行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
地域復興協議会の設置	●市民・事業者は、地域復興協議会に積極的に参画し、協議会の活動への理解と協力をを行う。	●復興まちづくり準備会が中心となって、地域復興協議会を設立し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。 ●中間支援組織は、地域復興協議会の設立や運営を支援する。	●行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、地域復興協議会の設立や運営を支援する。
意向調査	●市民・事業者は、地域復興協議会が実施する意向調査に協力する。	●地域復興協議会は、市民や地域事業者に対し、復興まちづくりに係る意向調査を実施する。 ●中間支援組織は、意向調査の内容や手法について、地域復興協議会を支援する。	●意向調査の実施について、行政が把握している他の地域へ避難している市民等への周知に協力する。

0  
復旧・復興準備期



【特徴・参考となるポイント】

立地適正化計画の防災指針の作成の際に、水害を想定し被災想定や復興課題を抽出。

1 - (4) 立地適正化計画(主に防災指針)

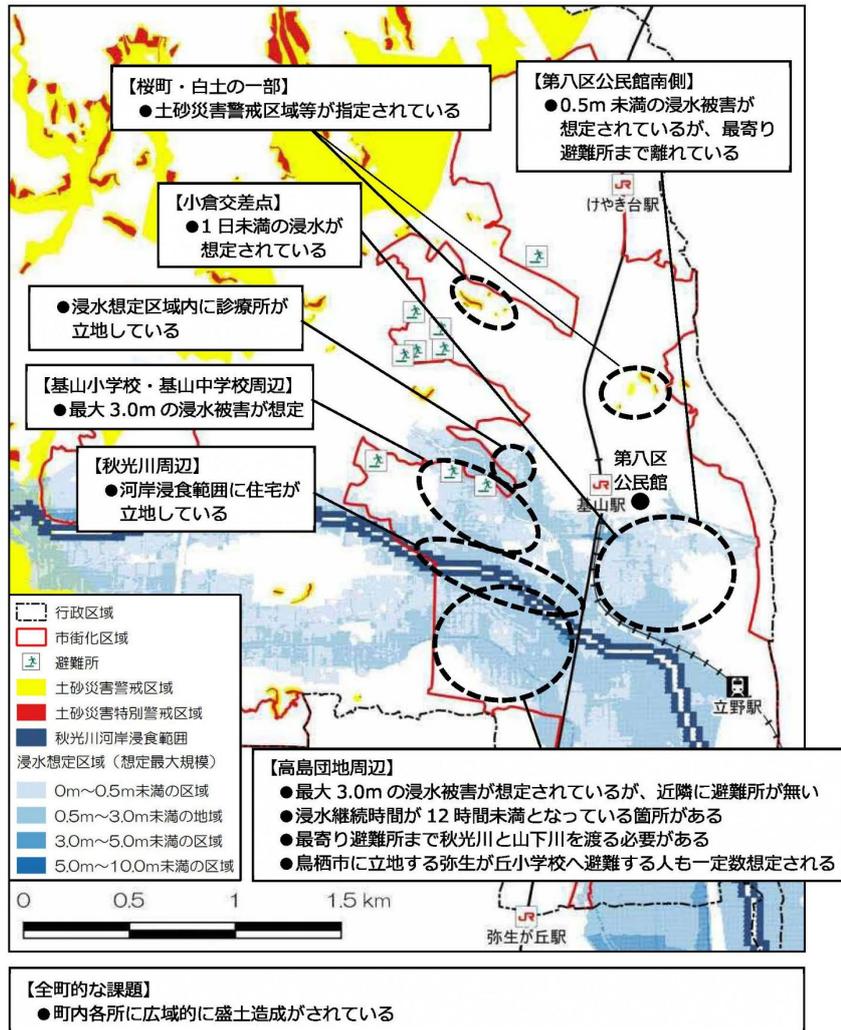
(佐賀県) 基山町立地適正化計画(令和3年3月)

■第8章 防災指針の設定

- ・居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出をしている。

整理した課題点を地区ごとに再整理すると、以下のようになります。

各地区における課題



基礎  
データ



【特徴・参考となるポイント】

立地適正化計画の防災指針の作成時に被災時の課題を抽出。復興目標として具体の事業につながる集団移転や宅地嵩上げ等の検討を位置づけ。

1 - (4) 立地適正化計画(主に防災指針)

(宮崎県) 日向市立地適正化計画(令和3年5月修正)

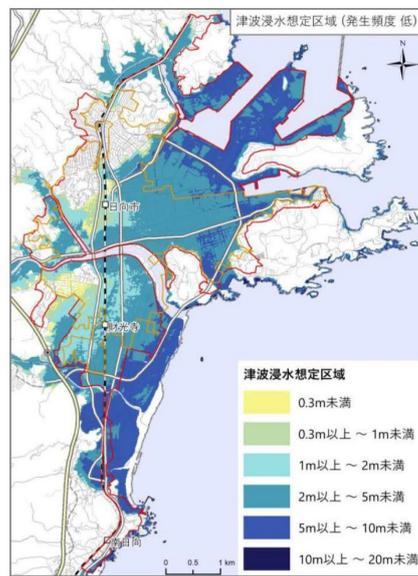
基礎  
データ

■ 1章 現況の整理

○ 自然災害・防災について

- ・ 土砂災害危険箇所(土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)の把握
- ・ 津波浸水想定区域の把握
- ・ 洪水浸水想定区域の把握

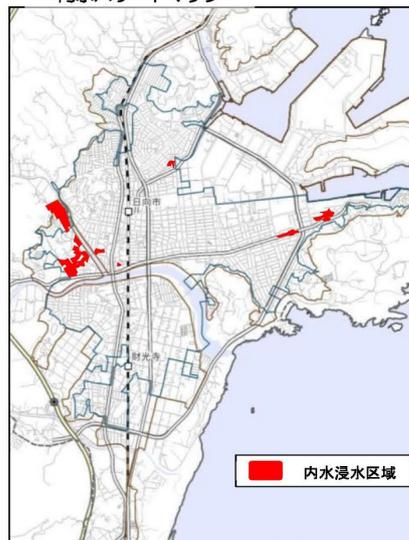
津波ハザードマップ



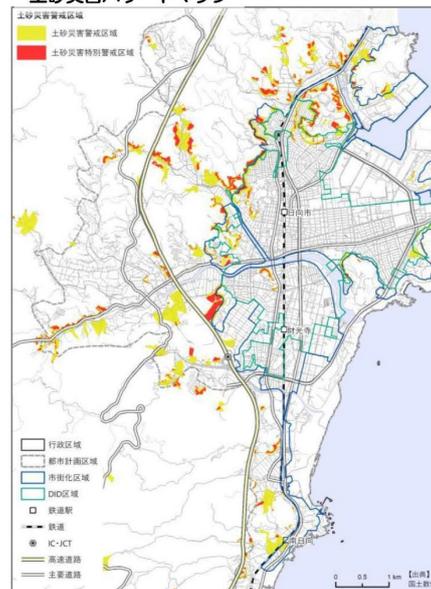
洪水ハザードマップ



内水ハザードマップ



土砂災害ハザードマップ



■第3章 (都市機能誘導区域・居住推進区域での)誘導方策

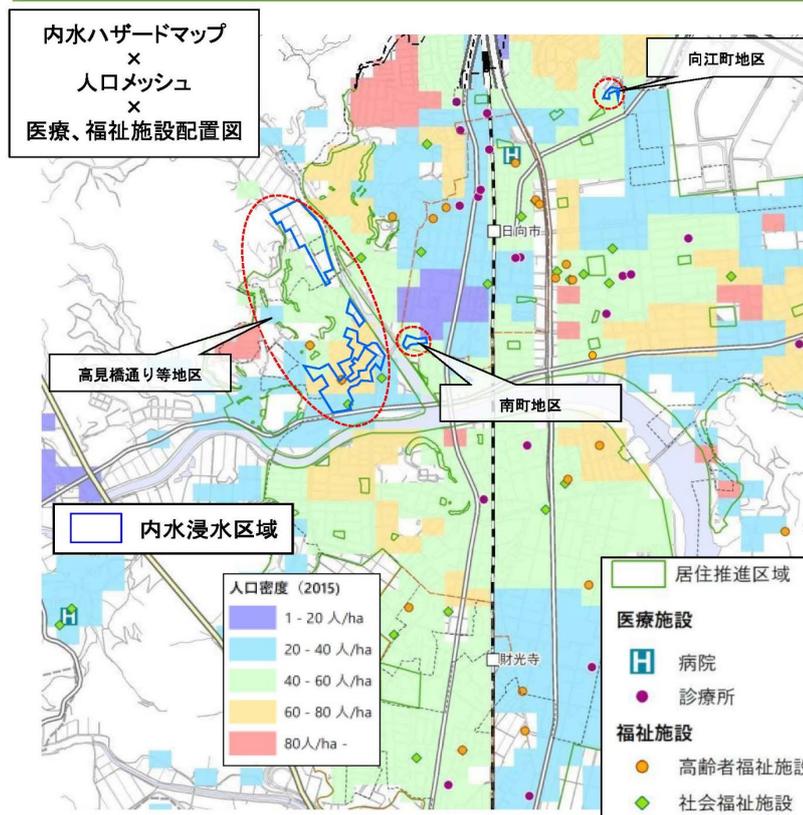
○3. 防災指針の検討

〈内水災害のリスク分析〉

- ・ハザードマップ、人口メッシュ、医療・福祉施設立地状況を重ね合わせて分析。
- ・内水災害の地区毎の課題抽出、取組方針、具体的な取組（実施主体の整理を含む）、実施スケジュールを整理している。

(5) 内水災害対策

1) 内水災害リスク分析



〈内水災害の課題への取組方針〉

3) 内水災害の課題への取組方針

- 内水災害は、土砂災害に比べ事前の避難が可能であり、また、近隣に避難施設が整備されていることなどを総合的に検討した結果、更なる防災対策の充実を図ることを条件に居住推進区域に含めることとします。
- 地区や自主防災組織等による「地区防災計画」、「個別避難支援プラン」の策定を促進します。
- 自主防災組織や事業所などにおいて、避難訓練や防災講座を実施し、早期避難体制の確立を図ります。
- 災害時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者等の避難環境の整備に向けて、避難場所や避難所の機能向上や避難路の整備に取り組みます。
- 内水による浸水監視体制の強化やハザードマップの活用等による災害リスク情報の周知充実により、早期避難体制の整備を図ります。
- 消防団や自主防災組織との連携により地域防災力の向上を図ります。
- 内水災害リスクの周知を図ることにより、居宅等の低災害リスク地域への立地誘導を促します。
- 内水浸水区域については、排水路の整備や仮設排水ポンプの設置等により被害低減を図りながら、抜本的対策の検討を進めていきます。
- 河川及び河川施設の適切な維持管理を推進します。

目標等

4) 内水災害対策の具体的な取組

■防災意識の向上と避難体制の整備

取組の内容	対象区域	実施主体
① 地区や消防団等との連携による避難訓練や防災講座等の実施	内水浸水区域	市、地区
② 内水浸水区域内の要配慮者利用施設について、施設と連携した避難訓練の実施	内水浸水区域	市、施設管理者
③ 地区や自主防災組織等による「地区防災計画」、「個別避難支援プラン」の策定促進	内水浸水区域	地区
④ 防災ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知啓発	内水浸水区域	市、地区
⑤ 災害時の情報通信機能を確保するため、防災行政無線に加え、SNSの活用等による情報伝達の多重化の推進	市内全域	市
⑥ 災害時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者等の避難環境の整備に向けて、避難所の機能向上や避難路の整備	内水浸水区域	市、施設管理者
⑦ 内水浸水の監視体制の強化	内水浸水区域	市

■災害に強いまちづくり

取組の内容	対象区域	実施主体
① 災害リスク情報の周知・啓発等により、災害リスクの低いエリアへの住宅等の立地・誘導	内水浸水区域	市、県、地区
② 普通河川の適正な維持管理の推進	市内全域	市

③ 二級河川の適切な維持管理と整備促進	塩見川、富高川 亀崎川	県
④ 市道等の排水路の整備と維持管理の推進	内水浸水区域	市
⑤ 内水被害の発生が想定される際に、仮設排水ポンプの設置による浸水被害の低減対策	向江町地区、南町地区、高見橋通り等地区	市
⑥ 抜本的な内水被害低減対策として、集団移転や土地区画整理事業等による宅地嵩上げについての検討と実施	南町地区、高見橋通り等地区	市

<実施スケジュール>

主な取組	短期 ～5年	中期 ～10年	長期 ～20年
防災意識の向上と避難体制の整備			
①② 避難訓練及び防災講座の実施	→		
③ 「地区防災計画」、「個別避難支援プラン」の策定促進	→		
④⑤ 災害リスク情報の周知と多重化の推進	→		
⑥ 避難施設の整備	→		
⑦ 内水浸水区域の監視体制の強化	→		
災害に強いまちづくり			
① 災害低リスク区域への住宅等の立地促進	→		
② 普通河川の整備、維持管理の推進	→		
③ 県管理河川の整備促進	→		
④ 排水路の整備と維持管理の推進	→		
⑤ 仮設排水ポンプ設置による内水被害低減対策	→		
⑥ 集団移転や土地区画整理事業等による宅地嵩上げの検討と実施		→	

## 第5章 都道府県による復興事前準備の取組事例

### 1 取組の概要

市町村による復興事前準備の取組に対して、都道府県により様々な内容の支援がされている。支援内容を下表の「アからキ」までに分類して実施状況を整理した。概要は下表のとおりである。

- ・最も多い支援内容は「キ 大規模災害に関する被害想定の実施と情報提供」となっている。復興事前準備の必要性を認識する上で重要な取組であることから、積極的な情報提供が期待される。
- ・次いで「ア-1 市町村による“被災後の”復興計画や復興まちづくり計画策定、復興事業実施に向けた各手順等についてのガイドライン作成等による技術的情報提供」が多い。
- ・その他「ウ 市町村職員向け復興訓練の機会提供等による人材育成に関する支援」なども東京都をはじめ増えてきている。

表 都道府県による市町村への各種支援方策の状況

支援内容メニュー		宮城県	栃木県	埼玉県	東京都	神奈川県	山梨県	静岡県	愛知県	三重県	大阪府	和歌山県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県
ア ガイドラインの策定等による技術的支援																
-1	市町村による“被災後の”復興計画や復興まちづくり計画策定、復興事業実施に向けた各手順等についてのガイドライン作成等による技術的情報提供	-	栃木県都市復興ガイドライン(都市復興基本計画策定行動指針)(平成24年4月)	埼玉県震災都市復興の手引き【発災後の取組編】(令和4年3月改訂)	東京都区市町村震災復興マニュアル【復興策編】(平成15年3月作成・令和3年3月修正)/東京都震災復興マニュアル【復興プロセス編】(平成28年3月)	神奈川県震災復興対策マニュアル(平成17年作成・平成31年3月修正)	山梨県都市復興ガイドライン(平成27年3月)	震災復興都市計画行動計画(平成9年8月・平成25年12月改訂)	愛知県震災復興都市計画の手引き(手続き編:平成24年4月)	三重県復興指針(平成28年3月)	大阪府震災復興都市づくりガイドライン(平成18年1月策定、平成27年3月改訂)	復興計画事前策定の手引き(平成30年2月)	広島県災害復興都市計画マニュアル(平成27年3月)	徳島県震災復興都市計画指針(平成30年3月)	南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針(令和3年3月)	高知県震災復興都市計画指針(手引書【手続き編】)(平成28年3月)
	市町村による“被災前の復興事前準備”についてのガイドライン作成等による技術的情報提供	-	-	埼玉県震災都市復興の手引き【事前取組編】(令和4年3月改訂)	市街地の事前復興の手引き(平成27年)/区市町村職員向けの住民参加型の地域協働復興訓練企画検討の「復興まちづくり実務者養成訓練」の実施(平成28年度から)	-	災害に強いまちづくりガイドライン(平成26年6月)/山梨県都市復興ガイドライン(平成27年3月)	-	-	三重県復興指針(平成28年3月)/三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針(平成28年8月)	大阪府震災復興都市づくりガイドライン(平成18年1月策定、平成27年3月改訂)	復興計画事前策定の手引き(平成30年2月)	-	徳島県震災復興都市計画指針(平成30年3月) 徳島県復興指針(令和元年12月)	南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針(令和3年3月)	高知県震災復興都市計画指針(手引書【計画編】)(平成28年3月)/高知県事前復興まちづくり計画策定指針(令和4年3月)
イ	災害発生時に市町村が策定する復興計画の指針となる都道府県復興基本方針案や復興計画案の事前作成	宮城県震災復興計画(平成23年10月) ※被災地の復興パターンを示すものとして捉えた場合	-	-	震災復興グランドデザイン(平成13年3月)/都市づくりのグランドデザイン(平成29年9月1日)/都市復興の理念、目標及び基本方針(令和元年6月28日)	神奈川県震災復興対策マニュアル(平成17年作成・平成31年3月修正)	-	-	-	三重県復興指針(平成28年3月)/三重県都市計画基本方針(平成29年3月策定、平成29年4月公表)	-	-	-	徳島県復興指針(令和元年12月)	南海トラフ地震事前復興共同研究の一部でのモデル検討の実施	-
	市町村職員向け復興訓練の機会提供等による人材育成に関する支援	-	-	復興イメージトレーニングの手法開発と自治体向けの訓練機会の提供(平成29年度から)	区市町村職員向けの「都市復興訓練」の実施(平成10年度から)/区市町村職員向けの住民参加型の地域協働復興訓練企画検討の「復興まちづくり実務者要請訓練」の実施(平成28年度から)	-	都市復興模擬訓練を市町村職員を対象に実施 ※近年は新型コロナウイルスの影響により研修に代替	-	震災復興都市計画の手引きに基づく全体模擬訓練の実施(平成24年度)	-	大阪都市計画協会による事前復興ワーキンググループでの復興図上訓練の実施(令和2年度)	-	-	復興まちづくりイメージトレーニングの実施(平成28年度から)/地域住民参加型のワークショップを開催(令和3年度)	南海トラフ地震事前復興共同研究の一部での行政職員トレーニングの実施	震災復興都市計画指針に基づく全体訓練の実施(平成27年度～)/地区訓練の実施(平成28年度～。計20市町、R3年度から2巡目。
エ	復興事前準備に関する講習会等の開催による情報提供	-	-	-	都市の事前復興シンポジウム(令和元年度から。それまでは平成12年度から「震災復興シンポジウム」)	-	-	-	-	復興まちづくり検討会	大阪都市計画協会において講演会を実施(平成30年度)	復興計画事前策定の手引きの市町村向け説明会開催(平成30年2月9日)	-	市町村への説明会を開催(令和4年3月)/市町村職員を対象に復興事前準備に関する講演会を開催	南海トラフ地震事前復興共同研究の一部での住民ワークショップの実施	-
オ	市町村による事前復興計画策定等の取組に係る経費の支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	復興計画事前策定への策定費補助(県1/2)(平成29年度から)	-	補助金の創設(令和2年度から)	-	高知県補助金を検討中
カ	市町村の復興事前準備の取組進捗を支援する都道府県体制の用意	-	-	-	都市復興都市区市町村担当者連絡会の開催(平成17年度～)	-	-	-	-	-	-	市町村復興計画の事前策定支援本部の立ち上げ	-	復興指針推進委員会の設置(令和2年度から)(復興指針検討委員会からの改称)	愛媛県事前復興連絡協議会(令和4年3月)	-
キ	大規模災害に関する被害想定の実施と情報提供	第五次地震被害想定調査(令和3～令和5年度)	栃木県地震被害想定調査(平成26年5月)	平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査	首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月18日公表)	地震被害想定調査報告書(平成27年3月)	山梨県東海地震被害想定調査(平成17年)	静岡県第4次地震被害想定(平成25年11月)	平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成26年3月)	地震被害想定調査(平成26年3月)	府域における地震発生時の被害想定(直下型地震)(平成19年3月)	津波浸水想定(平成25年)	広島県地震被害想定調査(平成25年10月)	徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第二次)の公表(平成25年11月)	愛媛県地震被害想定調査(令和3年1月)	南海トラフ地震による被害想定(平成25年5月)

※令和4年3月時点での都道府県へのアンケート調査結果をもとに整理

## 2 事例

大規模災害の発生が切迫している都道府県を中心に、管内市町村による復興事前準備の取組を推進するため、以下に列挙するように、ガイドラインの策定による技術的支援や、人的・財政的な支援等を実施している。

このような都道府県における取組は、市町村の取組の促進に資するものであり、より多くの実施が期待される。

### ア. ガイドラインの策定等による技術的支援

ア-1. 市町村による”被災後の”復興計画策定や、復興事業実施に向けた手順等に関するガイドライン作成等による技術的情報提供

ア-2. 市町村による”被災前の復興事前準備”に関するガイドライン作成等による技術的情報提供

イ. 災害発生時に策定する復興計画の指針となる都道府県の復興基本方針や復興計画の事前作成

ウ. 職員向け復興訓練の機会提供等による人材育成に関する支援

エ. 復興事前準備に関する講習会等の開催による情報提供

オ. 事前復興計画策定等の取組に係る経費の支援

カ. 復興事前準備の取組進捗を支援する都道府県体制の用意

キ. 大規模災害に関する被害想定の実施と情報提供

上記の都道府県による市町村への支援方策についての取組事例を以下に示す。

	事例
支援内容ア-1	<p><b>■静岡県</b>  <b>「震災復興都市計画行動計画」の策定による「手順」の事前検討の推進</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県では東海地震や南海トラフの巨大地震等の大規模地震の発生による甚大な被害が想定されている。</li> <li>地震・津波等により市街地の広い範囲が被災した場合、緊急に円滑な復興を図る必要があるため、復興事業に着手するまでに関係機関がとるべき都市計画に関する手続きの手順等を示し、理解を深めておくことが求められた。特に、建築制限等の実施にあたっては静岡県と県下市町との連携や調整が必要となるため、県が「震災復興都市計画行動計画」を作成(平成9年8月、平成25年12月改訂)し、県下市町にも同様の計画の策定を促している。</li> </ul> <p><b>2 成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県下の都市計画区域を有する32市町のうち、26市町で「震災復興都市計画行動計画」が策定済みとなっている。</li> </ul>
支援内容ア-2・エ・オ・カ	<p><b>■和歌山県</b>  <b>「復興計画事前策定」に対する支援による「目標」の事前検討の推進</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県では南海トラフの巨大地震等の大規模地震の発生により、沿岸部を中心に県内都市において甚大な被害が想定されている。</li> <li>東日本大震災の経験を踏まえて、被災からの迅速な復興を実現するため、発災前に被災想定に基づき、どのような復興まちづくりを実施するのかを定める「復興計画事前策定」の取組を平成30年度から進めている。</li> <li>具体的には、「復興計画事前策定の手引き」の作成(平成30年2月)による技術的情報提供のほか、策定作業を支援する県による計画策定費補助(1/2)(平成29年度から)、市町村復興計画の策定支援を担当する支援本部の立ち上げと市町村による策定作業への関与等を実施している。</li> </ul> <p><b>2 成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸を有する20市町のうち、7市町で事前復興計画を策定済または策定中となっている。</li> </ul>

	<b>事例</b>
<b>支援内容ウ</b>	<p style="text-align: center;"><b>■埼玉県・東京都・大阪府・徳島県・高知県 市町村職員向け復興訓練の実施による「訓練」の実施の推進</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都直下地震の発生が危惧される東京都や埼玉県、南海トラフの巨大地震等の大規模地震の発生が危惧される徳島県や高知県等ではそれぞれ甚大な被害が想定されており、復興の事前準備の必要性が強く認識されていた。</li> <li>・ これらを背景に、東京都では、平成 10 年度から区市町村職員向けの地区復興まちづくり計画検討の訓練を実施している。令和 2 年度からはオンラインによる訓練も実施している。</li> <li>・ 埼玉県では、「復興まちづくりイメージトレーニング」という手法開発とともに平成 25 年度から県下市町を対象とした訓練を実施している。</li> <li>・ 大阪府では、図上訓練を令和 2 年度から実施している。</li> <li>・ 徳島県では、平成 28 年度から「復興まちづくりイメージトレーニング」を県が開催している。</li> <li>・ 高知県では、「高知県震災復興都市計画指針」の作成に合わせて平成 27 年度から全体訓練を、平成 28 年度からは地区訓練を実施している。</li> </ul> <p><b>2 成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県による市町村職員向けの復興訓練の実施は、参加した市町村職員が復興まちづくりを体感し、事前復興計画の策定の必要性の認識を深めるほか、訓練で得たノウハウを活用して自市町村において独自の復興訓練を開催するに至る等の波及効果が確認できる。</li> </ul> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>■徳島県 住民参加による復興訓練の実施による「訓練」の推進</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳島県では南海トラフの巨大地震等の大規模地震の発生により、沿岸部を中心に県内都市において甚大な被害が想定されており、復興の事前準備の必要性が強く認識されていた。</li> <li>・ これを背景に、市町村による住民を対象とした復興イメージトレーニングを令和 3 年度に実施している。県では、復興イメージトレーニングに使用する道具（ワークショップで使用するデータファイル）を作成し、市町村が主体となった復興イメージトレーニングの実施を支援している。</li> </ul> <p><b>2 成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県下市町村の住民を対象とした復興イメージトレーニングを県が実施し、道具（データファイル）を提供することで、市町村が取り組みやすくなる。</li> </ul>

	事例
<p>支援内容力</p>	<p><b>■徳島県、和歌山県</b>  <b>復興事前準備担当部署の設置による復興事前準備体制の強化</b></p> <p><b>○徳島県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳島県では南海トラフの巨大地震等の大規模地震の発生により、沿岸部を中心に県内都市において甚大な被害が想定されており、復興の事前準備の必要性が強く認識されていた。</li> <li>・ これらを背景に、県では「徳島県震災復興都市計画指針」や「徳島県復興指針」を策定し、市町村が復興時の計画策定に備えるための技術的情報提供を行っている。</li> <li>・ また、自治体職員の復興時の計画策定訓練とした「復興まちづくりイメージトレーニング」を平成28年度から実施している。</li> <li>・ こうした取組を総合的に推進する担当部局として「危機管理環境部とくしまゼロ作戦課事前復興室事前復興担当」を令和3年度から設置し推進体制を明確にしている。</li> </ul> <p><b>○和歌山県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和歌山県では南海トラフ地震による甚大な被災が想定される沿岸市町村における事前復興計画の策定を促すため「復興計画事前策定の手引き」（平成30年2月）を策定するとともに、これに合わせて「事前策定支援本部」を立ち上げ危機管理担当部局と都市計画部局とが連携して、市町村による事前復興計画の策定を支援している。</li> </ul>
<p>その他の支援</p>	<p><b>■熊本県</b>  <b>復興事前準備の市町村勉強会の開催</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県では熊本地震や令和2年7月豪雨といった大規模災害が立て続けに発生しており、その復興期の取組を振り返り、今後の復興の取組へと情報を共有しておくことが求められていた。</li> <li>・ 今後の復興事前準備の進捗に向けた情報提供とすることを意図して、市町村を対象とした復興事前準備に関する勉強会を開催した。</li> </ul> <p><b>2 成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県では、令和4年度にも第2回市町村勉強会の開催を検討し、個別の市町村の意向に応じた県の相談や支援を進めることとしている。</li> </ul>